

令和6（2024）年度
包括外部監査報告書

令和7年3月

函館市包括外部監査人

弁護士 田中 綾太郎

目次

第1章	外部監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	監査のテーマ	1
第3	テーマの選定理由	1
1	市民を取り巻く社会の変化	1
2	男女共同参画社会の実現の重要性	1
3	函館市の施策	2
4	男女共同参画に関する事業の重要性	2
5	まとめ	2
第4	監査の視点	3
1	合规性（適法性）および正当性	3
2	経済性、効率性、有効性（いわゆる3E）	3
3	利用者であり、かつ納税者である函館市民の視点	4
4	函館市の持続可能な発展という視点	5
第5	監査の方法	6
1	全体レクチャー	6
2	ヒアリング	6
3	現地視察	6
4	関係書類の閲覧等	6
第6	監査の実施期間および対象期間	6
第7	包括外部監査人および補助者	7
第8	利害関係	7
第9	指摘・意見・要望の定義	7

第2章	函館市における男女共同参画に関する事業等の概観	8
第1	男女共同参画社会とは	8
1	男女共同参画社会基本法について	8
2	女子差別撤廃条約について	9
3	日本国憲法について	13
4	函館市男女共同参画推進条例について	14
第2	国の取組、地方公共団体の責務	15
1	国の取組	15
2	地方公共団体の責務	17
第3	函館市の取組	20
1	～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21	20
2	第2次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン	20
3	第3次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン	22
4	函館市における体制の概要	32
第4	監査対象事業の選定について	38
1	本監査の基本方針の確認	38
2	対象事業	39
第3章	各事業の概要および監査の結果	43
第1	はじめに	43
第2	人権尊重と男女共同参画の意識づくりに関する事業	44
【啓発活動に関する事業】		44
1	男女共同参画フォーラムの開催	44
2	DV防止出前講座	47
3	DV防止講座、デートDV防止講座、DV防止啓発活動	51
4	男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行	54
5	男女共同参画啓発誌（小・中学生版）の発行	57
6	啓発資料等の貸出し	61
7	男女共同参画パネル展の開催	63
8	父親向け家事講座の開催	65
9	メールマガジンによる情報発信、提供	68

1 0	意識調査の実施	71
1 1	市の新規採用職員研修における取組	76
	【教育・学習に関する事業】	78
1 2	女性センターにおける各種講座の開催	78
1 3	講座等の開催時における託児体制の整備	81
1 4	ワーク・ライフ・バランスに関する出前講座の開催	83
	【人権尊重に関する事業】	86
1 5	函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会代表者会議等の開催	86
1 6	函館性暴力被害防止対策協議会代表者会議等の開催	92
1 7	民間女性シェルターに対する運営補助	96
1 8	男女共同参画苦情処理制度の活用	98
1 9	女性相談室の設置	101
2 0	性暴力被害者支援相談員の配置	103
2 1	性的少数者への理解の促進に関する事業	105
2 2	性的指向・性自認に関する相談体制の充実	112
2 3	性の多様性に係る事業者における職場環境づくりの推進	114
第 3	あらゆる分野への男女共同参画の促進	118
	【参画の拡大に関する事業】	118
1	各種審議会等委員への女性登用の促進	118
2	女性団体活動状況調査の実施	123
3	人材育成講座の開催	124
4	女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業	128
5	教育研究機関等における女性職員配置促進	132
6	労務状況調査の実施	134
	【雇用等に関する事業】	138
7	雇用における制度や施策の周知・啓発	138
8	情報提供、ハローワークとの連携	139
9	事業所への助成金等の周知	141
1 0	創業支援事業～創業バックアップ助成金制度等	143
1 1	創業者との交流カフェの開催	149

第4	その他の事業など	151
1	函館市役所自体の男女共同参画の実現状況について	151
2	函館市女性センターについて	160
3	パートナーシップ宣誓制度について	181
第4章	おわりに	191
資	料	193
	函館市男女共同参画推進条例	194
	函館市男女共同参画推進条例施行規則	200
	函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	204
	函館市女性センター条例	209
	函館市女性センター条例施行規則	213

第1章 外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および函館市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

第2 監査のテーマ

男女共同参画に関する事務の執行について

第3 テーマの選定理由

1 市民を取り巻く社会の変化

近時の日本における社会環境の変化の中には、少子高齢化、人口減少のように重要な社会基盤の在り方自体を揺るがしかねない、いわばマイナスの変化がある一方、ライフスタイルや価値観の多様化のように、市民がより自分らしく生活できる方向での大きな変化もある。

そして、ライフスタイルや価値観の多様化、多様性が認められる社会の中で、全ての市民一人一人が自分らしく暮らすことができる環境を整えることは、国および地方公共団体の責務といえる。

2 男女共同参画社会の実現の重要性

全ての市民一人一人が自分らしく暮らすことができる環境を整備し、実現するにあたって、いわばその出発点として、男女共同参画社会（誰もが性別に関係なく、市民一人一人が豊かな生活を送れる社会）の実現は不可欠のものである。

この点について、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の前文も、「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」とし、男女共同参画社会の実

現が同法制定時における喫緊の課題であると宣言している。

3 函館市の施策

市は、男女共同参画社会実現への取組として、函館市男女共同参画推進条例（平成17年条例第15号。同年4月1日施行。）を制定し、これまで3次にわたり「函館市男女共同参画基本計画」を策定して、男女共同参画に関する各種施策を進めている。

- (1) 「～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21」
平成10年（1998年）～平成19年（2007年）
- (2) 「第2次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」
平成20年（2008年）～平成29年（2017年）
- (3) 「第3次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」
平成30年（2018年）～令和9年（2027年）

したがって、本監査の対象年度である令和5年度（2023年度）は、「第3次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」に基づいて施策を行っており、かつ、10年を期間とする同計画の折り返しの時期にあたっている。

4 男女共同参画に関する事業の重要性

以上概観したように、ライフスタイルや価値観の多様化など急速に大きな社会変化が起きている現在において、市民一人一人が自分らしく暮らすことのできる社会の実現にあたっては、男女共同参画社会を実現するための事業は極めて重要なものである。

また、とりわけ市が直面している人口流出や少子高齢化問題の解消という観点からは、函館市が、住みやすいまち、住み続けたいまちである必要があり、そのためには、市民一人一人が自分らしく暮らすことのできるまち、自己実現のできるまちにならなければ、人口流出や少子高齢化の問題は解消され得ないと考える。このような観点からも、男女共同参画社会の実現のための事業は、非常に重要な役割を担っている。

5 まとめ

このように、男女共同参画社会の実現のための事業は、市の持続可能な発展において極めて重要であり、また、人口減少が問題となっている今、これを監査することは時期としてふさわしいものでもあることから、

それらが具体的にどのような内容のものであるか、また、効果的な施策であるか、そして、関係諸法令に準拠して適正に執行されているか、経済的かつ効率的に実施されているかを監査することは有意義であり、納税者である市民の関心も高いものと考え、テーマとして選定した。

第4 監査の視点

包括外部監査は、地方自治法に基づいて実施する。

同法第252条の37にはこのように規定されている。

「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。」

そして、同法第2条第14項は地方公共団体の事務の処理のあり方について「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とし、同条第15項は「常にその組織及び運営の合理化に努め」、「その規模の適正化を図らなければならない」と定めている。（下線は監査人により追加。）

これらの規定から、包括外部監査においては、対象となる事務の財務執行・経営管理について、

- 住民の福祉の増進が図られているか
- 最少の経費で最大の効果が挙げられているか
- 組織および運営の合理化がなされているか
- 規模の適正化が図られているか

などを監査することとし、これらについて、次の4つの視点に整理して実施する。

1 合規性（適法性）および正当性

まず第一に、監査の対象となる男女共同参画社会の実現に関する事務および具体的な業務が、関連諸法令・諸規程に基づき、適法かつ公平公正に行われているかを検討する。これは、「法律に基づく行政」がなされているか、という視点であり、各事務・事業の監査の出発点となるところである。

2 経済性、効率性、有効性（いわゆる3E）

次に、いわゆる3Eの視点が重要となる。

3Eとは、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、

有効性(E f f e c t i v e n e s s)の3つの視点の頭文字をとったものである。

(1) 経済性(E c o n o m y)

これは、当該事務・事業の遂行および予算の執行について、最少の経費で最大の効果を挙げられているか、 unnecessary コストが投じられていないか、より少ない費用で実現可能かという視点である。

簡単にいうと、無駄な支出をしていないか、という視点である。

(2) 効率性(E f f i c i e n c y)

これは、当該事務・事業の在り方に無駄はないか、より効果的なアプローチや手段はないか、費用との対比で最大限の成果を得ているかという視点であり、一般に「コストパフォーマンス (コスパ)」といわれるものである。

(3) 有効性(E f f e c t i v e n e s s)

これは、当該事務・事業が設定する目的や、目標とした成果が得られているか、また、意味のある事業といえるのかという視点である。

3 利用者であり、かつ納税者である函館市民の視点

包括外部監査では、上述の「1 合規性(適法性)および正当性」および「2 経済性、効率性、有効性(いわゆる3E)」の視点から事業を監査することが重要である。

本監査においても、当然ながら、監査対象事業を選定する段階からこれらの視点を基本的視座としている。

これらの視点は、自らが負担した租税が適正に活用されているのかどうかという納税者としての市民の視点ともいえる。

他方で、本監査のテーマとして設定した男女共同参画社会の実現に関する事務・事業は、まさに市民一人一人がそのサービスの受益主体でもある。

もし、サービスの受益主体、利用者の視点を意識せず、ひたすらに経済効率性を重視した外形的な監査を行うならば、経済性の観点から、制度利用者にとって真に必要な事業を否定することになってしまうが、そのような監査は適切なものとはいえない。

また、詳細な分析については該当事業の項目に譲るが、男女共同参画社会の実現に関する事務・事業の中には、短期的な効果分析に馴染まないものもある。

市民の権利擁護をその使命とする弁護士立場から本監査に臨む姿勢として、特に、利用者および納税者である市民の権利が正当に実現されているか、にも十分に意を払うこととした。

4 函館市の持続可能な発展という視点

本監査のテーマである男女共同参画社会の実現は、函館市が市民一人一人が自分らしく暮らすことのできるまち、自己実現ができるまちになることを目指すものである。

そして、そのようなまちづくりは、市民の定着、外部からの流入など、持続可能な発展につながる重要な視点である。

言い換えれば、この男女共同参画社会の実現に関する事務・事業は、人口流出や少子高齢化の問題に対する一つの方策という意味も持つ。

したがって、本監査においては、市および市民の未来にとって極めて重要な、函館市の持続可能な発展という目的から見たときに、より充実・拡充を図るべき事業はないか、という観点から監査人の提案を述べるべく「要望」という項目を設けることとした。

また、末尾に、法令のいくつかを資料として添付した。当然ながら、下記事業の根拠法令等（法律、条例、規則、要綱、要領）の全てを網羅するものではなく、本監査において指摘、意見等を述べた事業等に関連する根拠法令のうち、特に重要なものを確認の趣旨で添付した。

第5 監査の方法

1 全体レクチャー

監査対象は広範囲にわたるため、全体像を把握する目的で、担当課員によるレクチャーの場を設け、ヒアリングを実施した。

2 ヒアリング

各課担当者にヒアリングを行った。

実施した対象は以下のとおりである。

- (1) 総務部 人事課
- (2) 財務部 調度課
- (3) 市民部 市民・男女共同参画課
- (4) 子ども未来部 子育て支援課、子ども見守り・相談課
- (5) 経済部 経済企画課、工業振興課、雇用労政課
- (6) 教育委員会
 - ア 生涯学習部 生涯学習文化課
 - イ 学校教育部 南北海道教育センター

3 現地視察

- (1) 函館市女性センター
- (2) ウィメンズネット函館

4 関係書類の閲覧等

随時、関係資料・書類の確認や閲覧を行い、書面・メール等により、個別に事項確認を行った。

第6 監査の実施期間および対象期間

1 実施期間

令和6年（2024年）6月1日から

令和7年（2025年）3月31日まで

2 対象期間

原則として令和5年度（2023年度）とするが、必要に応じて令和6年度（2024年度）および令和4年度（2022年度）以前の年度も対象とした。

第7 包括外部監査人および補助者

包括外部監査人	田 中 綾太郎	(弁 護 士)
同 補助者	小 林 佑 輔	(弁 護 士)
同 補助者	浦 巽 香 苗	(弁 護 士)
同 補助者	加 藤 俊 一	(弁 護 士)

第8 利害関係

包括外部監査の対象としたテーマについて、函館市と包括外部監査人および同補助者との間には、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第9 指摘・意見・要望の定義

本報告書における「指摘」、「意見」および「要望」の定義は、それぞれ次のとおりである。

1 指 摘

今後、函館市において措置が必要であると認められる事項。

主に、合規性（適法性）に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）。

一部、経済性・効率性・有効性に関する事項（いわゆる3E）であっても、著しく重要性が高く、意見に留まらないと判断するもの。

2 意 見

「指摘」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から施策や事務事業の運営の合理化のため、もしくは住民の福祉の増進などのため、監査人として改善を要望するものであり、函館市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

3 要 望

函館市に措置や改善といった対応を速やかに求めるものではないが、男女共同参画社会の実現に向けた施策の持続、充実による市民に対する行政サービスのさらなる向上、各種施策における積極的なアプローチなどの観点に基づいて、今後の検討などを要望するもの。

第2章 函館市における男女共同参画に関する事業等の概観

第1 男女共同参画社会とは

まず、男女共同参画社会に関する法令の整理を行い、その理念等について確認する。

1 男女共同参画社会基本法について

日本の法律における男女共同参画社会という言葉（概念）は、平成11年（1999年）6月23日に公布・施行された男女共同参画社会基本法（以下この項において「法」という。）がその第一歩となる。

(1) 前文

前文では、次のように宣言している（太字は監査人による編集。）。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、**男女平等の実現**に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、**男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、**緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、**男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。**

ここに、**男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。**

(2) 目的（第1条）

法第1条では、この法律の目的について、次のように定めている。

この法律は、**男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化**

に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、**地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに**、男女共同参画社会の形成の促進に関する**施策の基本**となる事項を定めることにより、**男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること**を目的とする。

(3) 男女共同参画社会とは何か（第2条第1号）

「男女共同参画社会の形成」を定義する法第2条第1号によると、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられている。

2 女子差別撤廃条約について

男女共同参画社会基本法の制定は、女子差別撤廃条約（女性差別撤廃条約と訳されることもある。）の批准を出発点とする。

女子差別撤廃条約の正式名称は、Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women（女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）である。

本条約は、昭和54年（1979年）の第34回国連総会において採択され、昭和56年（1981年）に発効した。国は、昭和60年（1985年）に批准した。以下に引用する文言は、原文は英語で記されている。訳者は日本政府である。

なお、日本国憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定めており、本条約は、国内法としての効力を有するものであり、女子差別撤廃条約第9回政府報告（令和3年（2021年）9月）において、政府も認めている。

(1) 前文

女子差別撤廃条約では、前文において、次のような目的および理念を掲げている。なお、一文が長いので、適宜改行し、太字は監査人による編集である。

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、

特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、

諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、

外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、

また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

(2) 女性に対する差別とは何か（第1条）

女子差別撤廃条約第1条は、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」（下線は監査人により追加。）と定義付けている。

(3) 批准国の義務（第2条）

女子差別撤廃条約第2条は、批准国の義務を定めており、その概要は、以下のとおりである。

ア 男女の平等の原則とその実現

イ 女性に対する差別の禁止の立法その他の措置

ウ 女性の権利と平等の確立と裁判所その他の公の機関による保護

エ 女性に対する差別となる行為、慣行の禁止

オ 個人、団体または企業による女性に対する差別を撤廃するための措置

カ 女性に対する差別となる既存の法律、規則、慣習および慣行を修正または廃止するための措置

キ 女子に対する差別となる刑罰規定の廃止

(4) 積極的な格差是正措置の導入（第4条第1項）

ア 女子差別撤廃条約第4条第1項は、「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置（temporary special measures）をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。」と定める。

このように、女子差別撤廃条約には、いわゆる「逆差別」を想定した条項があり、社会の構造が変化し、男女間の不平等が解消されるまでは、積極的な格差是正措置の導入を容認している。国連女子差別撤廃委員会（CEDAW）は、平成16年（2004年）1月に一般勧告第25号を出し、女子差別撤廃条約の締約国に上記措置の活用を奨励している。

イ 令和6年（2024年）10月、CEDAWは、第9回政府報告に対する最終見解（総括所見）を発表し、第36項（d）において、政府に対して以下のとおり通告している。

「立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%の目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる。」

ウ 令和6年（2024年）10月、CEDAWは、一般勧告第40号（意思決定システムにおける女性の平等かつインクルーシブな代表）を採択した。一般勧告第40号では、意思決定システムにおける平等かつインクルーシブな代表とは、「意思決定システムへの平等なアクセスと、意思決定システム内での平等な権力という点で、多様な背景を持つすべての女性と男性の割合が同等であること」と定義されている。女性と男性の割合が同等であることは、「50対50パリティ」という概念として表されている。パリティとは、等価性、対称性とそれを維持する機能を意味する概念で、主に経済学や物理学において用いられている。

一般勧告第40号は、「**意思決定システムにおける女性の割合を30%にするという以前の目標は、男女間の不平等が正当化されるというメッセージを含んでおり、女性差別撤廃という条約の中核的な目標と相容れないものであり**」（太字は監査人による編集。）、
「意思決定は、女性と男性が50%ずつの割合で、両者の利益を同等に考慮することによって初めて現実的でダイナミックな意味をもち、永続的な効果をもたらします」と指摘する。

3 日本国憲法について

日本国憲法は、男女の平等の原則について、次のように定める。（関係条項のみ掲載）

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条第1項

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

このように、日本国憲法は、個人の尊厳と両性の本質的平等という理念に立脚し、国民（人民）が基本的人権を享有し、法の下での平等、性別において差別されないことを定めている。

また、日本国憲法は国の最高法規であり、その条規に反する法律等およびその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない旨が定められており、国および地方公共団体は、この憲法に従って行政の執行を行わなければならない。

4 函館市男女共同参画推進条例について

函館市は、平成17年（2005年）に、函館市男女共同参画推進条例を施行した。

第2 国の取組、地方公共団体の責務

1 国の取組

(1) 国の立法措置

国は、男女の平等の原則とその実現のために、男女共同参画社会基本法の他に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（以下「候補者男女均等法」という。）を制定した。

その一方で、女性差別撤廃法といった名称の、女性に対する差別を直接禁止する法律はない。

(2) 男女共同参画基本計画

ア 男女共同参画社会基本法第13条は、政府に対し、男女共同参画基本計画（男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画）の策定を義務付けている。

これを受け、国は、これまで、男女共同参画基本計画（平成12年（2000年）12月決定。以下「第1次基本計画」という。）から第5次男女共同参画基本計画（令和2年（2020年）12月決定。以下「第5次基本計画」という。）までを閣議決定し、運用している。

イ 第1次基本計画

第1次基本計画は、11の重点項目を掲げ、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」を目的とした、総合的で長期的な施策の大綱としての性格を有していた。

ウ 第2次男女共同参画基本計画（平成17年（2005年）12月決定。以下「第2次基本計画」という。）

第2次基本計画は、より具体的に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合」を、「少なくとも30%程度」にするという目標（以下、「2020年30%」

という。)を置き、あわせて、女性のチャレンジ支援の導入や、男性も含めた働き方の見直しを推進し、多様なライフ・スタイルに応じた仕事と家庭・地域生活の両立支援も提唱した。

「指導的地位」にある者とは、国連のナイロビ将来戦略勧告およびジェンダー・エンパワーメント指数(GEM_{※1})の算出方法を踏まえ、国会議員、法人・団体等における課長相当職以上、専門的・技術的な職業のうち、特に専門性が高い職業に従事する者を指す。

※1 GEM:

経済・政治活動への女性の進出度を示す指標であり、国会議員に占める男女比率、専門職・技術職および管理職に占める男女比率、男女の推定勤労所得の3つの指数を用いる。

エ 第3次男女共同参画基本計画(平成22年(2010年)12月決定。以下「第3次基本計画」という。)

第3次基本計画では、「2020年30%」を正式に具体的な目標として設定し、ポジティブ・アクション_{※2}を推進し、各重点分野において数値目標と期限を定めたゴール・アンド・タイムテーブルを導入した。これは、長時間・時間外労働を前提とする人事慣行や、出産・子育てによる休業や退職が原因で、指導的地位に立つ女性が増えなかったためである。

※2 ポジティブ・アクション:

社会的・構造的差別により不利益を被っている人に対し、実質的な機会均衡等を実現して不利益を是正することを目的とした取組のこと。アファーマティブ・アクションともいわれる。「2 地方公共団体の責務、(4)」に詳述。

オ 第4次男女共同参画基本計画(平成27年(2015年)12月決定。以下「第4次基本計画」という。)

第3次基本計画の姿勢は第4次基本計画にも受け継がれ、議員、公務員の種別ごとに、さらに踏み込んだ数値目標が設定された。

そして、平成27年(2015年)には女性活躍推進法が、平成30年(2018年)には候補者男女均等法が成立したが、管理職に占める女性割合は14.8%であり、「2020年30%」の達成には遠く及ばなかった。そこで、政府は、第5次計画において達成時期を延長し、「2020年代の可能な限り早期」と置き換えた。

カ 第5次男女共同参画基本計画（令和2年（2020年）12月決定。以下「第5次基本計画」という。）

第5次基本計画では、「持続可能な開発目標」（SDGs）で掲げられた「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加及び平等なリーダーシップの機会を確保する」ことが意識され、さらに進んで、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会になることを目指す」とされた。

なお、令和7年（2025年）現在においても、国は、「2020年30%」を達成できていない。

2 地方公共団体の責務

(1) 法令の定め

男女共同参画社会の形成は、日本国憲法、女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法、函館市男女共同参画推進条例に基づく、地方公共団体の義務である。

男女共同参画社会基本法は、第9条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定め、男女共同参画社会の形成を地方公共団体の義務としている。（下線は監査人により追加。）

また、同法は、第14条第3項で「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。」と定め、市町村男女共同参画計画の策定を地方公共団体の努力義務としている。

(2) 函館市男女共同参画基本計画

函館市では市町村男女共同参画計画として、函館市男女共同参画推進条例第8条の規定に基づき、函館市男女共同参画基本計画（はこだて輝きプラン）を策定している。

現在は第3次計画であり、計画期間は平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間である。

同計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」（女性活躍推進計画）としても位置付けられている。

なお、将来目標、基本目標、推進の方向、および主要施策等については、次項で詳述する。

(3) 「指導的地位に女性が占める割合30%」目標

国は、男女共同参画基本計画において、指導的地位に女性が占める割合を2020年までに30%とする目標を掲げており、この点について、以下若干の言及を行う。

男女平等の本質（対等、公正、数的平等）や人口の男女比からすると、完全なる平等とは1対1、すなわち50%を意味するはずである。

国が掲げる30%という数値が公平なものであると正当化され得るというのであれば、それを超えて女性が占める割合が70%、男性が30%であったとしても、それを否定する根拠はなく、女性70%も公平であることが正当化できるはずである。仮に女性が占める割合を70%とすると、男女を問わず、逆差別であるとの猛反発が予想されるが、男性が90%の社会であることに反発が起こらないことは実に不思議である。

CEDAWが一般勧告第40号（令和6年（2024年）10月）において「50対50パリティ」として提唱したのは、このような原理・原則に基づくものであろう。

国が掲げる30%という数値は、あくまで暫定的、段階的に達成すべき目標であって、最終的な数値目標ではないはずである。

したがって、函館市においても、その目標値については少なくとも30%を最低限のものとして設定すべきであり、また、最終目標を50%とすべきである。

このことは、上記で論じたとおり、日本国憲法の理念や男女共同参画社会の実現に関する各種法令の趣旨から導かれる法的・論理的な帰結である。

指導的地位に占める女性の割合を30%にするという目標は、男女間の不平等が正当化されるというメッセージを含んでおり、女性差別撤廃という条約の中核的な目標と相容れないものである。

(4) ポジティブ・アクションの必要性

ポジティブ・アクション（positive action）とは、男女格差の解消、女性の社会参画促進、人種的マイノリティに対する差別、すなわち、社会における差別構造・不均衡を是正して実質的な機会均衡を実現することを目的として行われる積極的改善の取組のことである。注

意すべきこととして、ポジティブ・アクションは、「優遇措置」ではない、ということである。

例えば、企業に対する厚生労働省の発表「ポジティブ・アクションのための提言」（平成14年（2002年）4月19日）では、ポジティブ・アクションとは、「固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組」であり、「ポジティブ・アクションは単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではありません。これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれてきました。こうした状況を「是正」するための取組なのです。」と説明している。

ポジティブ・アクションは、形式的に男女を均等に取り扱っていたとしても、固定的な男女の役割分担意識などから、実質的には均衡が図られていない状況において男女の格差を解消するために、国、地方公共団体、企業、市民が積極的に行うべき取組である。

男女共同参画社会の推進、実現という文脈の中でのポジティブ・アクションとしては、指導的地位に就く女性の数、割合を設定するというクォータ制や、女性の積極的な採用などが具体的な取組として挙げられる。

先に述べた指導的地位に女性が占める割合を50%とするためには、このポジティブ・アクションの導入が必要不可欠である。

地方公共団体である函館市がポジティブ・アクションを導入することは、女子差別撤廃条約（第4条第1項）、CEDAW（一般勧告第40号、CEDAW第9回政府報告に対する最終見解第36項(d)）の要請するところであり、日本国憲法に抵触するおそれもない。

男女共同参画社会の形成という目的に対する手段、施策は、様々なものがある。その中で、特に函館市職員そのものの構成等については、より積極的な取組が要請される。なぜなら、市職員の採用、指導的（管理的）地位への昇進、職場環境の改善（育児休暇取得率の向上等）に関しては、市が自らの判断で自らの問題として行うことができるはずだからである。

本監査においては、函館市が自らの組織構成等に関して、ポジティブ・アクションを行っているかどうかにも重視している。

第3 函館市の取組

1 ～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21

函館市では、性別を問わず、誰もが自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担う社会の実現を目指し、平成10年度（1998年度）に「～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21」を策定し、各種施策を推進してきた。

これは、「第1次」函館市男女共同参画基本計画といえる。

同計画は平成10年度（1998年度）から平成19年度（2007年度）の10年を計画期間としたものであるが、この期間中の平成11年（1999年）には、男女共同参画社会基本法が制定され、さらに、平成17年（2005年）には、函館市男女共同参画推進条例が制定された。

2 第2次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン

平成20年（2008年）には、函館市男女共同参画推進条例に基づき、「第2次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」を策定し、条例が掲げる基本理念を踏まえ、「人権尊重と男女平等の意識づくり」、「あらゆる分野への男女共同参画の促進」、「多様な生き方が選択できる環境づくり」の3つの基本目標を設定して、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきた。

計画期間は、平成20年度（2008年）から平成29年度（2017年度）までである。

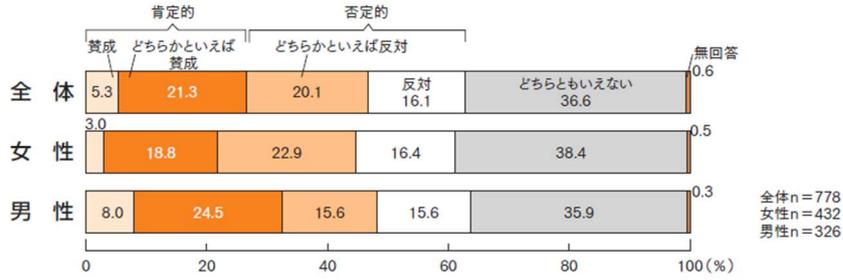
この期間中の国の動きとして、平成27年（2015年）8月に、女性が職業生活で個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として女性活躍推進法が制定された。

次に述べる「第3次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」は、本計画を継承するものであるが、策定にあたり第2次計画の検証を行っている。この検証のため、市では平成28年（2016年）に男女共同参画に関する市民・事業者意識調査を実施した。

その結果、男女平等に関する価値観についての市民意識は、学校教育以外の全ての分野において「男性優遇」と感じている割合が高いうえ、「男は仕事、女は家庭」という性別のみに基づく固定的役割分担意識も依然として男性に残っていること、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できていない状況にあることが浮き彫りとなった。

図表 2

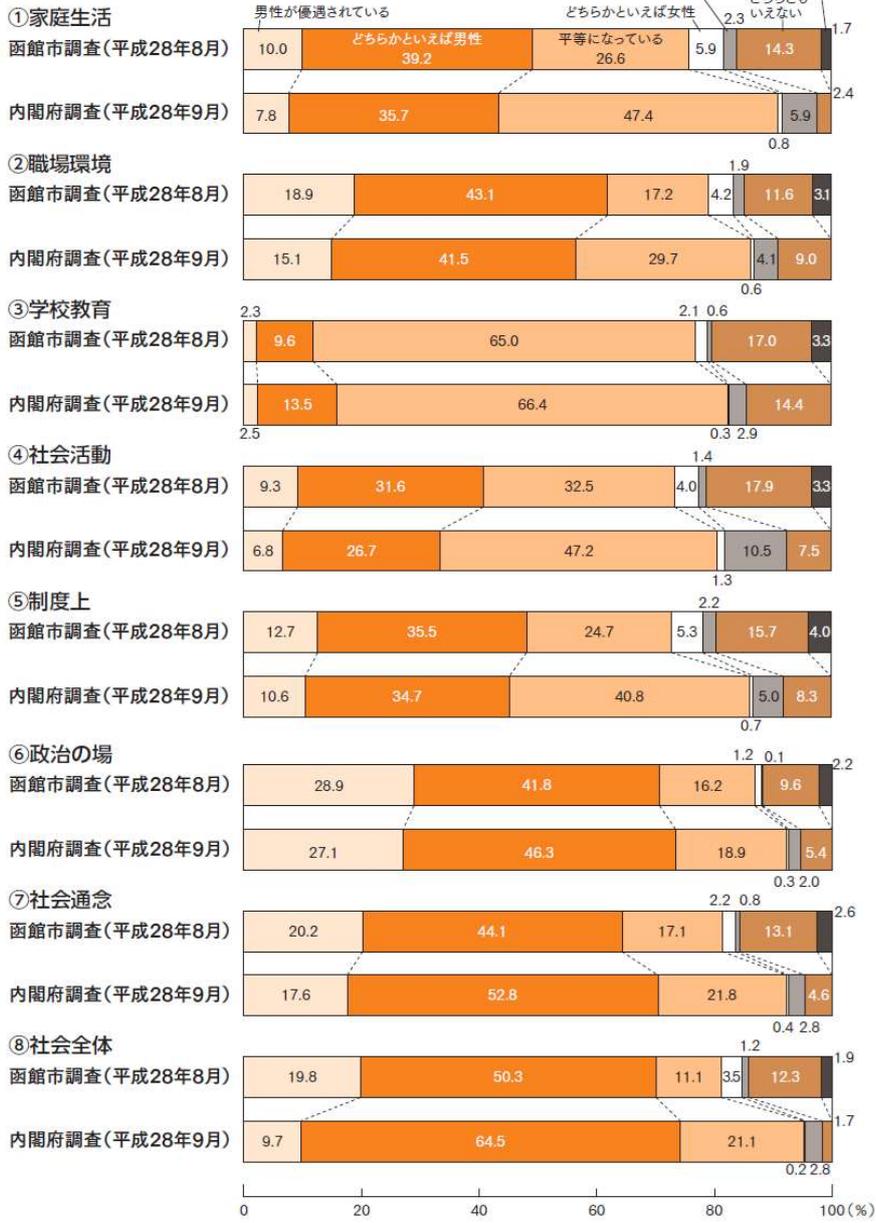
「男は仕事, 女は家庭」という考え方について(函館市)



資料:「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査報告書」(平成28年度)

図表 4

男女の地位の平等感



資料:「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査報告書」(平成28年度)(函館市) 全体n=778
「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年度)(内閣府)

(「第3次函館市男女共同参画基本計画 はこだて輝きプラン」より)

また、計画に掲げた事業を推進した結果としては、各種審議会等における女性登用率や市職員・学校における女性管理職の割合などは、「女性人材リスト」の作成や活用、「女性活躍推進法に基づく函館市特定事業主行動計画」の策定などによって、その数値が増加したものの、目標値には達していなかった。

第3次函館市男女共同参画基本計画は、これらの課題を踏まえて作成されたものである。



図表 9 函館市の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
職員総数	3,350人	3,348人	3,414人	3,439人	3,414人
うち女性	1,170人	1,169人	1,202人	1,228人	1,212人
割合	34.9%	34.9%	35.2%	35.7%	35.5%
管理職数	273人	279人	282人	281人	284人
うち女性	27人	35人	40人	42人	38人
割合	9.9%	12.5%	14.2%	14.9%	13.4%

備考)管理職数は、課長補佐職以上の職員数(=管理職手当の支給を受ける職員数)。
資料:函館市総務部

(「第3次函館市男女共同参画基本計画 はこだて輝きプラン」より)

3 第3次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン

函館市男女共同参画推進条例に基づいて、「第3次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」を策定し、総合的、計画的に施策を推進している。

以下、同計画について確認する。

(1) 計画の位置付け

この計画は、函館市男女共同参画推進条例第8条に基づいて、男女共同参画の推進に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものであり、国の第4次基本計画および「第3次北海道男女平等参画基本計画」を踏まえ、かつ、「第2次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」を継承するものである。

さらに、「函館市基本構想（2017～2026）」を踏まえ、他の計画との整合性を図っているほか、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」（女性活躍推進計画）としても位置付けられている。

(2) 計画期間

平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間であるが、社会情勢の変化や計画の推進状況、事業実績等を踏まえて、必要に応じて見直すこととされており、令和3年度（2021年度）に実施した意識調査をもとに、中間年度である令和4年度（2022年度）に検証が行われ「中間見直し」が策定された。

(3) 計画が目指す将来像

この計画の推進によって目指すべき将来像は、
「^{ひと}男と^{ひと}女 ともに輝く 豊かなまち」
と定められている。

(4) 基本目標等

この計画の根拠となる函館市男女共同参画推進条例では、男女共同参画推進の基本理念として、次の6つを掲げている。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度または慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案決定への共同参画
- ④ 家庭生活とその他の活動の両立
- ⑤ 性に関する理解と尊重
- ⑥ 国際社会の動向への留意

計画では、この6つの基本理念を踏まえて、次の3つを基本目標と定めている。

- ・基本目標1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり
- ・基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進
- ・基本目標3 多様な生き方が選択できる環境づくり

これらの基本目標と条例の基本理念との関係、趣旨、重点項目は次のとおりである。

ア 基本目標1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

【条例の基本理念との関係】

この基本目標は、条例の基本理念のうち、主に①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮および⑤性に関する理解と尊重に関わるものである。

【趣旨】

男女共同参画社会の実現には、男女が個人として尊重され、お互いを対等な存在、パートナーとして認識することが出発点となり、性別に関わらず、個人として自分の人生を選択する力を持つことが重要である。

そこで、社会教育や学校教育などあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った学習機会を充実させるとともに、職場や家庭・地域などにおける性別による固定的役割分担意識の解消を図る必要がある。

また、社会制度や慣行が男女共同参画社会の形成を阻害することがないように、男女共同参画意識の啓発を進めるとともに、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）や様々なハラスメントの被害者、性暴力被害者、ストーカー被害者などの救済と自立に向けた支援体制の強化、相談体制の充実に努め、人権侵害のない誰もが男女平等を実感できる社会を目指すものである。

さらに、性的少数者への理解と尊重に努め、全ての人が自分らしい生き方を自らで選択し、実現できるよう理解の促進に努める。

【重点項目】

- 男女共同参画意識の啓発
- 人権尊重と暴力等の根絶

イ 基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

【条例の基本理念との関係】

この基本目標は、条例の基本理念のうち、主に②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案決定への共同参画、④家庭生活とその他の活動の両立および⑥国際社会の動向への留意に関わるものである。

【趣旨】

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を十分発揮し、社会のあらゆる分野の活動に参画することが必要である。

そこで、各種審議会等への女性登用率の向上など、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進をはじめ、男女雇用機会均等法や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、女性活躍推進法など、雇用に関わる法制度の周知・啓発に努めるとともに、女性に対しては妊娠中や出産後も安心して働き続けることができるように、母性健康管理の推進や再チャレンジ・起業支援、また、男性に対しては働き方の見直しなど、男女が対等なパートナーとして働くことができるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための就業環境の整備を促進するものである。

さらに、地域活動においては、防災や防犯などの分野への女性の参画拡大、子育て期の男性の地域参画を進めるなど、これまで以上にあらゆる分野への男女共同参画を目指すものである。

【重点項目】

- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 雇用等の場における男女共同参画の促進

ウ 基本目標 3 多様な生き方が選択できる環境づくり

【条例の基本理念との関係】

この基本目標は、条例の基本理念のうち、主に②社会における制度または慣行についての配慮、④家庭生活とその他の活動の両立および⑤性に関する理解と尊重に関わるものである。

【趣旨】

男女共同参画社会の実現には、男女が共に家事・育児・介護を担

っていくことが大切である。

そこで、人口減少と少子高齢化がより一層進行し、私たちを取り巻く環境が急速に変化するなかでも、安心して子育て・介護を行うための学習機会を提供するほか、子育て支援サービスや介護支援体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭の自立支援や、高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めるというものである。

また、誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりも重要となる。性感染症や薬物乱用等の健康を脅かす問題についての啓発など、生涯を通じた健康の保持増進を図り、特に女性に対しては、妊娠・出産等に応じた適切な健康支援に努めるものとし、このような取組により、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した生き方を選択できる社会をつくっていかうというものである。

【重点項目】

○安心して暮らせる環境づくり

計画では、以上のような基本目標、重点項目にしたがって、各種施策を展開している。

(5) 「中間見直し」について

上述のように、計画期間は平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間であるが、中間年度である令和4年度（2022年度）に検証が行われ、3月に「中間見直し」が策定されている。

計画では、各基本目標に対して、29の指標項目を設定しており、中間見直しにおいては、各指標項目の達成度を評価し、今後の目標を再設定した。

ア 「基本目標1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり」について

この基本目標については、推進の方向として

- (1) 男女共同参画意識の啓発
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
- (3) 人権尊重と暴力等の根絶

が掲げられている。

中間見直しでは、下表に示す9つの指標について評価がなされている。これらについて、推進の方向ごとに概観する。

(ア) 「(1) 男女共同参画意識の啓発」について

各指標はいずれも望ましい方向に推移している。もっとも、「男女共同参画」の言葉の認知度が34.7%に留まっていることをどのように評価すべきかは悩ましいところである。なぜなら、市民にとって「男女共同参画社会」が所与の環境であるならば、あえて男女共同参画という言葉を知覚する必要がないからである。

(イ) 「(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」について

ここでは、「社会全体における男女の地位が平等であると感じている人の割合」が平成28年度(2016年度)の11.1%から令和3年度(2021年度)では10.7%へと低下している。

指標の数値が低下していることについては、実際にこの5年間で、社会における男女平等の程度が低下したと捉えるだけでなく、男女の地位の平等という視点についての教育・学習が市民において深まった結果、これまで無意識に受容してきた部分に対しても問題意識が持たれるようになり、より現実に即した評価ができるようになってきたと捉えることもできる。

そういった面では男女共同参画の意識付けの取組が進んでいるように見えるが、そもそも、この指標の数値が極めて低いこと自体が問題であり、男女共同参画社会の推進、実現の難しさを明確に示していることを忘れてはならない。

(ウ) 「(3) 人権尊重と暴力等の根絶」について

ここでは、主にDVやハラスメントの被害についての指標がまとめられている。「ハラスメント被害の割合」が増加していることについては、これまで顕在化されなかった被害を訴えることができるようになった結果とも考えられるが、他方で、被害者が「誰にも相談しなかった割合」がDV、ハラスメントのいずれも増加しており、相談体制の一層の充実が求められていることを示している。

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり					
推進の方向	指 標	計画策定時	中間見直し時	目標	備考
(1) 男女共同参画意識の啓発	「男女共同参画」の言葉の認知度	29.8% (平成28年度)	34.7% (令和3年度)	増加	市民・事業者意識調査結果
	固定的な性別役割分担を肯定する人の割合	26.6% (平成28年度)	10.4% (令和3年度)	減少	〃
(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	社会全体における男女の地位が平等であると感じている人の割合	11.1% (平成28年度)	10.7% (令和3年度)	増加	〃
(3) 人権尊重と暴力等の根絶	ドメスティック・バイオレンス被害等の割合 (直接経験したことがある人の割合)	12.5% (平成28年度)	9.6% (令和3年度)	減少	
	ドメスティック・バイオレンス被害等の被害者が誰にも相談しなかった割合	43.3% (平成28年度)	46.1% (令和3年度)	減少	〃
	ドメスティック・バイオレンス被害による緊急一時保護件数	52件 (平成28年度)	31件 (令和3年度)	減少	子ども未来部子育て支援課
	ハラスメント被害の割合 (直接経験したことがある人の割合) (セクシュアル・ハラスメント) (マタニティ・ハラスメント) (パタニティ・ハラスメント)	11.3% 2.6% 0.1% (平成28年度)	13.9% 2.8% 1.0% (令和3年度)	減少 〃 〃	市民・事業者意識調査結果
	ハラスメント被害の被害者が誰にも相談しなかった割合	50.0% (平成28年度)	54.7% (令和3年度)	減少	〃
	性的少数者が生活しやすい社会だと思う人の割合	—	68.8% (令和3年度)	減少	〃

(「第3次函館市男女共同参画基本計画

はこだて輝きプラン中間見直し」より)

イ 「基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進」について

この基本目標については、推進の方向として

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 雇用等の場における男女共同参画の促進
- (3) 多様なニーズを踏まえた就業環境の整備
- (4) 地域社会等への男女共同参画の促進

が挙げられている。

中間見直しでは、下表に示す10の指標について評価がなされている。これらについて、推進の方向ごとに概観する。

(ア) 「(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」について

ここでは、女性の参画の拡大という方向性と男性職員の出産、育児への参加の拡大という方向性での指標が示されている。

「市内事業所における管理的地位にある女性の割合」については、計画策定時の平成28年度(2016年度)が23.7%であったのに対して、令和3年度(2021年度)では21.4%と減少している。

「市における管理的地位にある女性の割合」については、平成28年度の13.4%に対して、令和3年度では15.7%と増加している。また、令和7年度（2025年度）における目標値は17.0%と設定されている。

「各種審議会等委員への女性の登用率」は、平成28年度の24.7%に対して令和3年度は24.8%とほぼ横ばいであり、目標値である35.0%には程遠い状態にある。

「市の男性職員の配偶者出産休暇取得率」については、目標値に向けて増加傾向にあることが認められる。

他方で、「市の男性職員の育児休業取得率」については、平成28年度の3.6%に対して、令和3年度は4.8%と微増・横ばいになっている。中間見直し時点での目標値は10%であり、この時点で約半分の結果であるうえ、中間見直しにおいて再設定された20%という目標値とは、さらに離れた数値となっている。

また、「市の男性職員の育児参加休暇の取得率」については、平成28年度は30.4%であったのに対し、令和3年度では43.5%と、10ポイント以上の増加が認められ、同休暇の普及・推進が図られていることが認められる。

ただし、中間見直し時点での目標は具体的な数値ではなく「増加」というものであり、一応目標を達成した形にはなっているが、中間見直しによって再設定された新たな目標値100%と比べると、その半分にも到達していない。

(イ) 「(2) 雇用の場等における男女共同参画の促進」について

「女性従業員配置の考え方」および「ワーク・ライフ・バランスが実現できていると回答した人の割合」については、目標値が具体的な数値ではなく「増加」となっているが、いずれの指標も増加し、目標は達成している。

「女性従業員配置の考え方」については、性別に関わらず、個人の能力に応じた人員配置を行っている事業所の割合であり、令和3年度（2021年度）では調査対象の事業所の70.0%が達成している。

「ワーク・ライフ・バランスが実現できていると回答した人の割合」については、平成28年度（2016年度）の21.5%に対して、令和3年度（2021年度）は40.4%と、相当程度に実現が進んでいる一方、逆にいうと6割の人がワーク・ライ

フ・バランスの実現ができていないということになる。

(ウ) 「(3) 多様なニーズを踏まえた就業環境の整備」について

「男性を100とした場合の女性の給与水準」については、平成28年度(2016年度)が90.0%であるのに対して、令和3年度(2021年度)では88.5%に数値が低下している。

本指標についても、目標値が具体的な数値ではなく「増加」となっているが、同一労働同一賃金の考え方からすると、理念的には100%が目標値になると考えられ、数値の増加が求められるものである。

(エ) 地域社会等への男女共同参画の促進

ここでは、「町会・自治会等における会長職に就く女性の割合」を指標として挙げており、平成28年(2016年度)4月1日現在の6.0%に対して、令和3年度(2021年度)は9.0%と増加している。

本指標についても、目標値は具体的な数値ではなく「増加」となっている。

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進					
推進の方向	指 標	計画策定時	中間見直し時	目標	備考
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	市内事業所における管理的地位にある女性の割合	23.7% (平成28年度)	21.4% (令和3年度)	増加	函館市労務状況調査結果
	市における管理的地位にある女性の割合	13.4% (平成28年 4月1日現在)	15.7% (令和3年度)	17.0% (令和7年度)	函館市特定事業主行動計画～次世代育成支援・女性活躍推進統合版～
	各種審議会等委員への女性の登用率	24.7% (平成28年 4月1日現在)	24.8% (令和3年度)	35.0% (令和9年度)	総務部人事課
	市の男性職員の育児休業取得率	3.6% (平成28年度)	4.8% (令和3年度)	20.0% (令和7年度)	函館市特定事業主行動計画～次世代育成支援・女性活躍推進統合版～
	市の男性職員の配偶者出産休暇取得率	71.4% (平成28年度)	82.3% (令和3年度)	100.0% (令和7年度)	〃
	市の男性職員の育児参加休暇取得率	30.4% (平成28年度)	43.5% (令和3年度)	100.0% (令和7年度)	〃
(2) 雇用等の場における男女共同参画の促進	女性従業員配置の考え方(性別に関わらず、個人の能力に応じた人員配置を行っている事業所の割合)	59.0% (平成28年度)	70.0% (令和3年度)	増加	市民・事業者意識調査結果
	ワーク・ライフ・バランスが実現できていると回答した人の割合	21.5% (平成28年度)	40.4% (令和3年度)	増加	〃
(3) 多様なニーズを踏まえた就業環境の整備	男性を100とした場合の女性の給与水準(男女別基本給額平均から算出)	90.0 (平成28年度)	88.5% (令和3年度)	増加	函館市労務状況調査結果
(4) 地域社会等への男女共同参画の促進	町会・自治会等における会長職に就く女性の割合	6.0% (平成28年 4月1日現在)	9.0% (令和3年度)	増加	市民部市民・男女共同参画課

(「第3次函館市男女共同参画基本計画

はこだて輝きプラン中間見直し」より)

ウ 「基本目標3 多様な生き方が選択できる環境づくり」について
この基本目標については、推進の方向として、

- (1) 安心して暮らせる環境づくり
- (2) 生涯を通じた男女の健康支援

が挙げられている。

中間見直しでは、下表に示す6つの指標について評価がなされている。これらについて、推進の方向ごとに概観する。

(ア) 「(1) 安心して暮らせる環境づくり」について

「育児休業制度に関する規定の設置率」については、平成28年度(2016年度)の時点においても82.5%と比較的高い数値であり、令和3年度(2021年度)では83.5%と微増傾向となっている。

「介護休業制度に関する規定の設置率」については、平成28年度の74.6%に対して、令和3年度では76.8%と、増加傾向が認められる。

「子育て環境や子育て支援についての満足度」については、中間見直し時点では調査が行われていないが、平成30年度(2018年度)の調査では22.7%と著しく低い数値となっている。

「放課後児童クラブ(学童保育)における利用児童数」は、平成28年度(2016年度)の1,967人に対して、令和3年度(2021年度)では2,488人と増加している。

(イ) 「(2) 生涯を通じた男女の健康支援」について

「妊婦一般健康診査受診率」は、平成28年度(2016年度)の83.2%に対して、令和3年度(2021年度)は84.1%と1ポイント弱しか増加していない。

本指標については、95.0%という目標値が設定されており、目標値との乖離が大きいことが認められる。

「がん検診受診率」は、計画策定時より中間見直し時の方が、低い数値となっているものもあるが、中間見直しは令和2年度(2020年度)から引き続く、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う様々な社会的制約がなされていた時期に実施されたものである。したがって、中間見直し時における数値をそのまま評価することは適当ではない。もっとも、いずれの時期にあっても、目標値に達している検査項目は見受けられず、目標値との乖離が認められる。

基本目標 3 多様な生き方が選択できる環境づくり					
推進の方向	指 標	計画策定時	中間見直し時	目標	備考
(1) 安心して暮らせる環境づくり	育児休業制度に関する規定の設置率	82.5% (平成28年度)	83.5% (令和3年度)	増加	函館市労務状況調査結果
	介護休業制度に関する規定の設置率	74.6% (平成28年度)	76.8% (令和3年度)	増加	〃
	子育て環境や子育て支援についての満足度	22.7% (平成30年度)	—	増加 (令和6年度)	第2期函館市子ども・子育て支援事業計画
	放課後児童クラブ(学童保育)における利用児童数	1,967人 (平成28年度)	2,488人 (令和3年度)	増加	子ども未来部次世代育成課
(2) 生涯を通じた男女の健康支援	妊婦一般健康診査受診率	83.2% (平成28年度)	84.1% (令和3年度)	95.0% (令和6年度)	第2期函館市子ども・子育て支援事業計画
	がん検診受診率				保健福祉部健康増進課
	(胃がん)	2.9%	3.0%	6.1%	
	(肺がん)	3.6%	3.3%	4.5%	
	(大腸がん)	3.6%	3.3%	5.4%	
	(乳がん)	10.4%	10.1%	14.7%	
(子宮がん)	10.9% (令和元年度)	11.2% (令和2年度)	16.5% (令和元年度 北海道受診率)		

(「第3次函館市男女共同参画基本計画
はこだて輝きプラン中間見直し」より)

本監査は、中間見直しのもととなった意識調査が実施された令和3年度(2021年度)から2年が経過した令和5年度(2023年度)を対象とするものである。したがって、この中間見直しにおける新たな目標設定等についても、監査の際に重要な要素として、検討の対象としているものである。

4 函館市における体制の概要

(1) 担当部・課について

男女共同参画社会の実現に関する各種の事務・事業については、以下の各部・課がその事務を担っている。

(2) 具体的な組織・事務分掌

各部・課の事務分掌および男女共同参画に関する具体的な事務・事業は次のとおりである。

そのうち、本監査の対象である事務・事業に関するものについては太字で表記し、また、「男女共同参画に関する具体的な事務・事業」は、本監査の対象とした主な事業を掲げているものであり、函館市における男女共同参画に関する具体的事務・事業は、これらに限られるものではない。

ア 総務部 人事課

【事務分掌】

- ① 職員の選考および試験に関すること
- ② 職員の進退および身分に関すること
- ③ 職員の勤務条件および労務管理に関すること
- ④ 職員の給与および報酬に関すること
- ⑤ 職員の研修に関すること
- ⑥ 儀式および行賞に関すること
- ⑦ 表彰審議委員会に関すること
- ⑧ 特別職報酬等審議会に関すること

【男女共同参画に関する具体的な事務・事業】

- ・ 市職員を対象としたハラスメント相談窓口
- ・ 各種審議会等委員への女性登用の促進 など

イ 財務部 調度課

【事務分掌】

- ① 工事の入札等に関すること
- ② 工事用資材の調達に関すること
- ③ 不用品の処分に関すること
- ④ 物品の調達および貸借に関すること
- ⑤ 物品の修繕に関すること
- ⑥ 業務の委託に関すること

【男女共同参画に関する具体的な事務・事業】

- ・ 競争入札参加における加点 など

ウ 市民部 市民・男女共同参画課

【事務分掌】

- ① 町会等の住民自治組織に関すること
- ② 市民憲章に関すること
- ③ 自衛官および自衛官候補生の募集事務に関すること
- ④ 男女共同参画に関する施策の推進および調整に関すること
- ⑤ 男女共同参画苦情処理委員に関すること
- ⑥ 男女共同参画審議会に関すること
- ⑦ 女性センターに関すること

【男女共同参画に関する具体的な事務・事業】

- ・ 男女共同参画フォーラムの開催

- ・ 男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行
- ・ 男女共同参画啓発誌（小・中学校版）の発行
- ・ 啓発資料等の貸出し
- ・ 男女共同参画パネル展の開催
- ・ 父親向け家事講座の開催
- ・ メールマガジンによる情報発信、提供
- ・ 意識調査の実施
- ・ 市の新規採用職員研修における取組
- ・ 女性センターにおける各種講座の開催
- ・ 講座等の開催時における託児体制の整備
- ・ ワーク・ライフ・バランスに関する出前講座の開催
- ・ 男女共同参画苦情処理制度の活用
- ・ ハラスメントについての研修会への職員派遣
- ・ 性的少数者への理解の促進に関する事業
- ・ 性的指向・性自認に関する相談体制の充実
- ・ 性の多様性に係る事業者における職場環境づくりの推進
- ・ 各種審議会等委員への女性登用の促進
- ・ 女性団体活動状況調査の実施
- ・ 人材育成講座の開催
- ・ 就業支援講座の開催
- ・ 女性センターの管理運営（指定管理者）
- ・ パートナーシップ宣誓制度 など

エ 子ども未来部

（ア）子育て支援課

【事務分掌】

- ① 子育て支援に関すること
- ② **配偶者等からの暴力の防止に関すること**
- ③ ひとり親家庭等医療費助成に関すること
- ④ 子ども医療費助成に関すること
- ⑤ 母子福祉資金等貸付金事業に関すること
- ⑥ 遺児手当に関すること
- ⑦ 母子生活支援施設および助産施設の設置認可等に関すること
- ⑧ 母子生活支援施設および助産施設の運営指導に関すること

【男女共同参画に関する具体的な事務・事業】

- ・ DV防止出前講座

- ・ DV、デートDV防止講座
- ・ DV防止のための啓発活動
- ・ 函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会代表者会議等の開催
- ・ 函館性暴力被害防止対策協議会代表者会議等の開催
- ・ 民間女性シェルターに対する運営補助
- ・ 函館市配偶者暴力相談支援センターの設置
- ・ 女性相談室の設置
- ・ 性暴力被害者支援相談員の配置 など

(イ) 子ども見守り・相談課

【事務分掌】

① 要保護児童対策に関すること

【男女共同参画に関する具体的な事務・事業】

- ・ 函館市要保護児童対策地域協議会代表者会議等の開催

オ 経済部

(ア) 経済企画課

【事務分掌】

① 産業政策に関すること

② 中小企業振興審議会に関すること

③ 地域経済の調査に関すること

④ 金融に関すること

⑤ 中小企業団体等の指導に関すること

⑥ ふるさと納税寄附金に関すること

【男女共同参画に関する具体的な事務・事業】

- ・ 中小企業融資制度の周知および利用促進 など

(イ) 工業振興課

【事務分掌】

① 工鉱業(食料品製造業を除く。)の振興に関すること

② 情報産業の振興に関すること

③ 企業誘致に関すること

④ 工業用地に関すること

⑤ 起業化の促進に関すること

⑥ 産学官金連携に関すること

- ⑦ 産業支援センターに関すること
- ⑧ 産業支援センター入居資格審査委員会に関すること

【男女共同参画に関する具体的な事務・事業】

- ・ 創業バックアップ助成金制度
- ・ 創業スキルアップ講座の開催
- ・ ビジネスプラン作成スクールの開催
- ・ 創業者との交流カフェの開催 など

(ウ) 雇用労政課

【事務分掌】

- ① 労働政策の推進に係る各種事業の企画に関すること
- ② 雇用促進制度の周知に関すること
- ③ 労働事情の調査に関すること
- ④ 雇用対策および労働力定着対策に関すること
- ⑤ 職業訓練に関すること
- ⑥ 労働福祉に関すること
- ⑦ 職業訓練センターに関すること
- ⑧ 勤労者総合福祉センターに関すること

【男女共同参画に関する具体的な事務・事業】

- ・ 女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業
- ・ 労務状況調査の実施
- ・ 雇用における制度や施策の周知・啓発
- ・ 情報提供、ハローワークとの連携 など

カ 教育委員会事務局

(ア) 生涯学習部 生涯学習文化課

【事務分掌】

- ① 生涯学習の推進および生涯学習に係る連絡調整に関すること
- ② 生涯学習活動の支援に関すること
- ③ 社会教育の振興に関すること
- ④ 社会教育団体との連絡調整およびその支援に関すること
- ⑤ 社会教育委員に関すること
- ⑥ 青少年教育に関すること
- ⑦ 芸術文化活動の振興に関すること
- ⑧ 文化賞審議会に関すること
- ⑨ 青少年芸術教育奨励事業企画推進委員会に関すること

⑩ 法人が設置する公民館の事業または行為の停止命令に関する
こと

⑪ 博物館の登録および博物館相当施設の指定に関すること

⑫ 文学館、中央図書館、千歳図書室、港図書室、湯川図書室、
旭岡図書室、桔梗配本所、移動図書館、北洋資料館、公民館、
青少年研修センター、青年センター、市民会館、芸術ホール
および亀田交流プラザに関すること

【男女共同参画に関する具体的な事務・事業】

- ・ 公民館、図書館での各種講座の開催 など

(イ) 学校教育部 南北海道教育センター

【事務分掌】

① 教育に関する専門的、技術的事項の調査および研究に関する
こと

② 教育関係職員の研修に関すること

③ 視聴覚教育の振興に関すること

④ 教育相談に関すること

⑤ その他教育の進行を図るために必要な事業

【男女共同参画に関する具体的な事務・事業】

- ・ 教育研究機関等における女性職員配置促進 など

第4 監査対象事業の選定について

1 本監査の基本方針の確認

- (1) 本監査は、男女共同参画に関する取組、事業を包括的に対象とする。
- (2) 男女共同参画の推進の基本プランとして策定した「第3次男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」には、非常に多くの事業が掲載されている。
もともと、その中には出産、育児に関わる事業など、昨年度の包括外部監査の対象であった事業も含まれている。
そこで、昨年度の包括外部監査の対象となった事業については、原則として今回の監査対象として取り上げないこととした。
- (3) また、同計画において男女共同参画の推進に資する事業とされているものの、その趣旨、目的、効果に照らすと、男女共同参画の推進との関係性が希薄であり、男女共同参画社会の実現に資する効果が間接的または副次的な事業についても、監査対象とはしなかった。
これは、本来の事業の趣旨と異なる観点からの監査を行うことが妥当適切ではないとの理由に基づく。
- (4) 以上の基本方針の下、具体的な対象事業・取組は全37に及んだ。
監査対象とした事業および取組については、次に示す一覧表のとおりであり、指摘は8項目、意見は14項目、要望は3項目である。

2 対象事業

(1) 人権尊重と男女共同参画の意識づくりに関する事業（第3章第2）

【啓発活動に関する事業】

No.	事業内容	事業の概要	監査結果
1	男女共同参画フォーラムの開催	毎年、市内の団体が参加し、男女共同参画社会の実現を目指して市民意識の高揚を目的に講演会などを行う	
2	DV防止出前講座	若年層に対するデートDV防止出前講座を市内中学校等で実施する	意見1
3	DV防止講座、デートDV防止講座、DV防止啓発活動	函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会の構成団体の協力により、DV防止関連授業や啓発活動を実施する	
4	男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行	男女共同参画の意識づくりを図るため、市民のニーズに沿った情報誌を発行する	要望1
5	男女共同参画啓発誌（小・中学校版）の発行	男女共同参画の意識づくりを図るため、小・中学生向け啓発誌を作成・配付する	
6	啓発資料等の貸出し	女性センターにおいて、図書コーナーを開放し、男女共同参画関係図書等の購入・貸出、インターネット閲覧サービスを行う	
7	男女共同参画パネル展の開催	「男女共同参画週間」に男女共同参画社会の実現について考えてもらうことを目的として、市役所1階市民ホール等でパネル展を実施する	
8	父親向け家事講座の開催	男性の家事・育児参画の促進を図るため、料理講座、掃除教室等を行う	
9	メールマガジンによる情報発信、提供	女性センターにおける各種講座、男女共同参画社会に関する講座・講演会などのイベント情報、職場や家庭地域でのサポート体制に関する最新の情報を盛り込んだメールマガジン「Hakodate☆かがやきネット」を毎月1回インターネットで配信する	意見2
10	意識調査の実施	男女共同参画の推進について、継続的に市民および事業者の意識や実態を把握し、時系列的に比較検証するため、5年ごとに意識調査を行う	意見3
11	市の新規採用職員研修における取組	函館市の新規採用職員研修において「表現のガイドライン」を周知する	

【教育・学習に関する事業】

No.	事業内容	事業の概要	監査結果
12	女性センターにおける各種講座の開催	男女共同参画の意識づくりを図るため、女性センターにおいて学習講座、文化・教養講座、料理教室等を開催する	
13	講座等の開催時における託児体制の整備	No. 12の各種講座等の開催時において、託児施設を整備し、託児体制を整える	
14	ワーク・ライフ・バランスに関する出前講座の開催	仕事と家庭生活の調和に配慮した職場環境づくりに取り組もうと考えている企業等や、就労前の学生が労働関係法令や仕事と生活の調和の重要性などの理解を深めるための講座を開催する高等教育機関等に対し、専門的知識を有するアドバイザーを派遣する	意見 4

【人権尊重に関する事業】

No.	事業内容	事業の概要	監査結果
15	函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会代表者会議等の開催	構成団体それぞれの実施状況の報告、市民への啓発、被害者への支援体制の充実を図るため、協議会を開催する。	意見 5
16	函館性暴力被害防止対策協議会代表者会議等の開催	構成団体それぞれの実施状況を報告するなど情報共有を図り、個別の対応の有効性を高めるため、協議会を開催する	
17	民間女性シェルターに対する運営補助	DV被害者の一時保護を行う民間女性シェルターに対し、運営費用の補助等を行う	
18	男女共同参画苦情処理制度の活用	市民等からの男女共同参画に関する苦情等の申し出を苦情処理委員が受け、調査や改善措置の意見・要望等、適切に対応する	意見 6
19	女性相談室の設置	保護または自立のための援助を必要とする女性に係る生活各般の問題についての相談に応じ、必要な指導を行う	
20	性暴力被害者支援相談員の配置	性暴力や性犯罪の被害に遭われた方を支援するため相談員を配置する	
21	性的少数者への理解の促進に関する事業	性的少数者への理解の促進に向けたパンフレットの作成や配布、市職員向け研修の実施、啓発イベント開催などを行う	意見 7 意見 8
22	性的指向・性自認に関する相談体制の充実	性的指向や性自認に悩む人のための相談、当事者やその家族の交流事業を行う	
23	性の多様性に係る事業者における職場環境づくりの推進	企業向け啓発誌等（LGBT等対応ハンドブック）の作成や配布、LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業などを行う	意見 9

(2) あらゆる分野への男女共同参画の促進に関する事業（第3章第3）

【参画の拡大に関する事業】

No.	事業内容	事業の概要	監査結果
1	各種審議会等委員への女性登用の促進	各種審議会における女性の登用の促進を図る	指摘1
2	女性団体活動状況調査の実施	市内の女性団体等の概況を毎年調査する	
3	人材育成講座の開催	女性の人材育成を図るため、就職を目指す人を対象として、少人数制のパソコン講座を実施する	意見10
4	女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業	子育てや家事、介護など時間の制約等があり、働きたくても働くことのできない女性や高齢者などの潜在的な人材の活用のため、セミナーや講座、アドバイス等を行う	要望2
5	教育研究機関等における女性職員配置促進	あらゆる分野への男女共同参画の促進の観点から、教育研究機関等における女性職員の配置を促進する	指摘2
6	労務状況調査の実施	市内の企業における従業員の雇用状況、労働者の男女比等のデータや管理的地位にある女性の割合等のデータを収集・整理する	意見11

【雇用等に関する事業】

No.	事業内容	事業の概要	監査結果
7	雇用における制度や施策の周知・啓発	男女共同参画の推進に関連する事業や諸制度を市内の事業所等に周知する	
8	情報提供、ハローワークとの連携	ハローワークのマザーズコーナーに関する情報発信などを行う	
9	事業所への助成金等の周知	市内の事業所に対して、仕事と家庭の両立支援に関する各種の助成金等を周知する	意見12
10	創業支援事業～創業バックアップ助成金制度等	女性の起業支援の充実を図るため、創業バックアップ助成金制度、創業スキルアップ講座およびビジネスプラン作成スクールを実施する	要望3
11	創業者との交流カフェの開催	創業を予定もしくは創業に興味がある若者を対象として、講師として先輩創業者を招き、創業に必要な知識やノウハウについて学ぶ機会を提供する	

(3) その他の事業など（第3章第4）

No.	内容	事業の概要	監査結果
1	函館市役所自体の男女共同参画の実現状況について	函館市役所における男女共同参画の実現状況について確認し、監査する	指摘3 意見13 指摘4
2	函館市女性センターについて	男女共同参画の推進においてに関する中心的な役割を担う「函館市女性センター」の在り方について、管理委託の状況や実施事業、施設の現状等を確認し、監査する	指摘5 指摘6 指摘7
3	パートナーシップ宣誓制度について	「函館市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」に基づき運営されるパートナーシップ宣誓制度について、その現状等を確認し、監査する	指摘8 意見14

第3章 各事業の概要および監査の結果

第1 はじめに

本監査の対象となる各事業は、「第3次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン（以下、「第3次はこだて輝きプラン」という。）」において、男女共同参画の推進のための事業として掲げられているものである。

同計画では、各事業を

- 1 人権尊重と男女共同参画の意識づくりに関する事業
 - (1) 啓発活動に関する事業
 - (2) 教育・学習に関する事業
 - (3) 人権尊重に関する事業
- 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進に関する事業
 - (1) 参画の拡大に関する事業
 - (2) 雇用等に関する事業

に分類している。

これらのグルーピングは大変有用なものであることから、以下の各事業の概要および監査の結果の記載については、これらのグルーピングに準じる形で整理したものである。

また、監査人が本監査との関係で重要と考えた

- (1) 函館市役所自体の男女共同参画の実現状況
- (2) 函館市女性センター
- (3) パートナーシップ宣誓制度

については、その他の事業として別項を立てる形とした。

なお、以下の各事業の概要において用いられている数値は、特段の記載がない限り、担当部局から開示を受けた資料に基づくものであり、その他のものは監査人が収集したものである。

第2 人権尊重と男女共同参画の意識づくりに関する事業

【啓発活動に関する事業】

1 男女共同参画フォーラムの開催

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、第3次はこだて輝きプラン等である。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

誰もがいきいきとして暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、市民意識の啓発や、加盟団体の相互の交流を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

毎年、市内の団体が参加し、男女共同参画社会の実現を目指し、市民意識の高揚を目的にフォーラムを開催し、講演会等を実施する。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	550,000	550,000	550,000

オ 実績

直近3年間の講演会の開催実績は、次のとおりである。

令和3年度(2021年度)は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等の関係から、オンライン配信のみの実施となった。

令和4年度(2022年度)および令和5年度(2023年度)は会場およびオンライン形式による講演会を実施した。

いずれの年度においても、一定期間に講演内容のアーカイブ配信を行っている。

なお、アーカイブ配信の回数については、延べ視聴回数である。

【令和3年度】

テーマ	講師	開催日	開催方法	参加者数等
‘ちがい’を 認め合って 共に生きる ～みんなの学校から みんなの社会～	木村泰子	10月30日	オンライン配信	41人
		11月4日 ～11月17日	アーカイブ配信	106回
		11月14日	アーカイブ配信 視聴会	28人

【令和4年度】

テーマ	講師	開催日	開催方法	参加者数等
はじめての LGBTQ ～性の多様性と 人権～	杉山文野	10月22日	講演会	会場:70人 オンライン:12人
		10月28日 ～11月3日	アーカイブ配信	82回

【令和5年度】

テーマ	講師	開催日	開催方法	参加者数等
無意識の ジェンダーバイアス ～家庭・教育で できる取り組み	治部れんげ	9月23日	講演会	会場:34人 オンライン:8人
		9月29日 ～10月5日	アーカイブ配信	17回

カ 事業の概観

(ア) はこだて男女共同参画フォーラムは、平成2年（1990年）2月16日から毎年開催されている（ただし、令和2年度（2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。））。

フォーラムは、目的に賛同する団体、機関により構成し、運営は各構成団体等から選出した委員により行われている。

総会は、毎年1回開催し、役員を選任とその年次の事業に関して基本的な事項等について審議する。運営会議は、フォーラム等を開催するために必要な事項を協議するため、随時開催する。

企画委員会は、委員長および副委員長ならびに企画委員により構成し、総会および運営会議の決定に基づき必要な事項を処理する。

また、本会の事務を処理するため、市民部市民・男女共同参画課に事務局を置いている。

(イ) 男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である（男女共同参画社会基本法第2条）。

函館市においても、第3次はこだて輝きプランにおいて主要な施策の一つとして、男女共同参画を位置付けている。

現代社会において、男女共同参画社会を目指すべきことは論をまたないものであるが、その実現が十分になされていないのもまた事実であり、第3次はこだて輝きプランで目標とする数値が未達成であるものが多々散見される。

(2) 監査の結果

ア 事業の意義

上記のとおり、本事業は、男女共同参画社会の実現を目指すために非常に重要かつ意義の大きな事業である。

本事業は、事業の目的に賛同する団体、機関によって構成されており、男女共同参画の推進のための主要な団体、機関の大多数が構成団体となっているように見受けられる。

イ 事業の評価

本事業のテーマや講師は毎年異なっている。大学教授や弁護士など学術的な側面の強い講師だけではなく、タレントや作家、落語家などバラエティーに富んだ講師を招致することでいわゆる集客力の向上を目指し、様々な年代の市民に男女共同参画に関心を持ってもらおうという工夫がうかがえる。

令和3年度（2021年度）および令和4年度（2022年度）の事業実績と令和5年度（2023年度）の事業実績を比較すると、令和5年度（2023年度）の参加者数やアーカイブ配信の視聴数は大きく減少している。

もともと、講演会の参加人数については、そのときのテーマ選択などによる影響なども考えられる。したがって、令和5年度（2023年度）の単年度の数字だけをとって、本事業の有効性を消極的に評価すべきではないと思料した。

また、費用面についても、過去3年の事業費の決算額は55万円であるが、本事業の意義・実施内容に照らして相当であり、本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

2 DV防止出前講座

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）である。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

配偶者からの暴力に関しては、DV防止法が平成13年（2001年）10月に施行される以前から、相談や支援にあたる関係機関や団体の連絡会議（「函館市女性に対する暴力関係機関会議」、平成13年5月設立）を発足させ、構成機関等との情報交換を密にし、連携・協力関係を築きながら、DV防止のための市民意識の醸成はもとより、被害者の保護を行ってきた。

また、平成16年度（2004年度）の改正により、「配偶者からの暴力」の定義の拡大（身体的暴力に加え、精神的、性的暴力も対象になった。）や、保護命令について元配偶者に対しても発することができるようになるなど、法が実施されるなかでの問題点への対応がなされ、同法第2条では、被害者の保護に関して、国および地方公共団体の責務がうたわれており、被害者の保護だけではなく自立支援も含まれた経過がある。

さらに、平成19年度（2007年度）の改正においても、昨今の状況を鑑み、被害者の支援について一層の強化が示され、また、DV防止法に基づく「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」において、若年層への教育啓発についても言及している。

このような状況の中、被害者からの相談件数は年々増加し、各ケースの緊急度・危険度の高まり、複雑化が進むと考えられるため、さらなる市民への啓発、被害者への支援体制の充実を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

若年層に対するデートDV防止出前講座を、市内中学校等で実施する。

エ 事業費の推移

出前講座の資料およびアンケート用紙は既存のものを使用しているため、直近3年間の事業費の執行はなかった。

オ 実績

令和5年度（2023年度）におけるデートDV防止出前講座の実施状況は、次のとおりである。

なお、以降特段の断りが無い場合は、監査対象年度である令和5年度の実績値を表す。

(単位：人)

学校名	実施学年	実施日	受講者数
赤川中学校	2年生	7月20日	87
五稜郭中学校	3年生	7月12日	153
巴中学校	3年生	8月23日	175
湯川中学校	2年生	11月20日	77
南茅部中学校	1～3年生	3月1日	73
恵山中学校	2年生	3月7日	13
銭亀沢中学校	3年生	3月7日	15
港中学校	3年生	3月8日	56
深堀中学校	3年生	3月8日	77
旭岡中学校	3年生	3月11日	23
中学校 10校			749
函館商業高校	1年生	10月26日	156
高等学校 1校			156
合計			905

カ 事業の概観

(ア) 市職員が講師を務め、青少年がDVの被害や加害者になることを未然に防ぐことを目的とした出前講座を各学校において実施している。実施対象校は、中学校が10校、高等学校が1校であり、受講者数は中学生749人、高校生156人であった。

(イ) 授業後の生徒からのアンケートには「身体的暴力以外にも暴力があることが分かった」、「相手も自分も大切にしたい」などの声があった。

(ウ) DV被害者からの相談件数は年々増加し、各ケースの緊急度・危険度の高まり、複雑化が進むなか、DV被害者の数を減少させていくためには、市民への啓発を行っていくことが必要である。

学生への出前講座は、早期の段階から、DVに関する問題を対人関係の身近な問題と捉えてもらうためには、非常に重要かつ意義の大きな事業である。

(2) 監査の結果

【意見1】

高等学校を対象としたデートDV防止出前講座の実施件数を増やすことを検討されたい

ア 高等学校でのデートDV防止出前講座の実施件数が少ないこと

函館市には高等学校が14校あり、6,054人の生徒が在籍しているが、令和5年度(2023年度)にデートDV防止出前講座が実施された高等学校はわずか1校、受講者数も156人に留まる。これに比べて、中学校においては22校中10校、受講者数は749人となっている。

学生への出前講座は、早期の段階から、DVに関する問題を対人関係の身近な問題と捉えてもらうためには、非常に重要かつ意義の大きな事業である。また学校においてDVに関する教育を受ける機会は、このような事業を除いてほとんどないものと思われる。

上述のように、中学校を対象とした出前講座の件数および受講者数は相当に多く、早期教育、啓発活動の視点での事業が行われていることがうかがえる。

しかし、中学生と高校生の理解力、情報量の違いからすると、中学生に対する出前講座と高校生に対する出前講座とでは、その内容にも違いが生じるはずであり、また、男女の交際は、一般的に年齢が上がるほどその機会は増えると思われる。高等学校において講座を実施し、デートDVについての知識を教育する必要性は高く、中学校において実施したからといって、高等学校で再度実施することが重複で無駄であることにはならない。

なお、後述するように、「DV防止講座」事業において、函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会の構成団体がデートDV出前授業を実施しているほか、DV防止関連授業を学校や刑務所、包

括支援センターなどで実施していることから、本事業に基づくDV防止出前講座がそれらの活動で補われる面はある。

イ まとめ

高等学校においては、授業、部活や受験対策で忙しく、学校側でも時間を取ることが難しいというのが現実であり、デートDV防止出前講座のための時間を確保してもらうためには、本事業の必要性や重要性について、学校側の理解や協力が得られるよう、積極的な働きかけが必要と考えられる。

特に高等学校におけるデートDV防止出前講座の実施件数を増やすべく、より積極的な周知・広報や説明を行うことを求めるものである。

3 DV防止講座、デートDV防止講座、DV防止啓発活動

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、DV防止法である。

本活動は、函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会の構成団体の協力により実施されており、市の出前講座実施に係るもの以外は特段の予算措置は講じられていない。

所管は子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

本事業を実施する背景および目的は、前項「2 DV防止出前講座」と同様である。

ウ 事業の内容

函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会の構成団体の協力により、DV防止啓発事業として、DV防止関連授業等を、学校や刑務所、包括支援センターなどで実施する。

エ 事業費の推移

本事業は、上述のように、各団体の協力によって行われているため、市において直近3年間の事業費の執行はなかった。(市の出前講座については前項のとおり。)

オ 実績

関係機関によるDV防止関連授業等の実施状況は、次のとおりである。

【DV防止関連授業等】

実施機関	主な授業内容	実施状況
函館方面本部 生活安全課 (9警察署)	非行防止教室	小学校・中学校・高校 143校 256回
函館YWCA (CAP グループ)	子どもの人権	〈子どもワークショップ〉 児童発達支援センター 1園4回 小学校 1校2回

(函館YWCA つづき)	子どもへの 暴力防止	〈おとなワークショップ〉 社会福祉法人 1 法人 1 回 児童発達支援センター 1 園 1 回 小学校 1 校 1 回 高等学校 1 校 1 回 短期大学 1 校 2 回
函館人権擁護 委員連合会	デートDV	高等学校 2 校 2 回 専門学校 1 校 1 回
NPO法人 ウィメンズ ネット函館	デートDV	大学 1 校 1 回
	DV・性暴力	少年刑務所 1 0 回 家庭生活カウンセラー 2 回 ママと子どもの避難所体験会 1 回 人権擁護委員会 1 回
子ども未来部 子育て支援課	デートDV	中学校 1 0 校 1 0 回 高等学校 1 校 1 回

カ 事業の概観

函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会の構成団体の協力により、DV防止関連授業や啓発活動が、学校や刑務所、包括支援センターなどで実施されている。

(2) 監査の結果

ア 予防教育の重要性

本事業の概観、利用者等の実績に示されているように、DV防止関連授業等は、各種学校で実施されており、予防教育の観点が重視されていると見受けられる。

子どもや若年層に対するこれらの授業の実施は、早期の段階から、DVに関する問題を対人関係の身近な問題として捉えてもらうという予防教育の観点から、非常に重要な取組である。

イ 学校教育のカリキュラム外の機会提供の重要性

また、通常の学校教育のカリキュラムの中では、DVに関する教育を受ける機会は多くないものと考えられるうえ、仮に興味・関心を持ったとしても、自発的に学習を行うことはなかなか難しい分野でもある。

ウ まとめ

本事業は、学校教育の通常のカリキュラムを補完するような役割を果たすものであり、予防教育の観点から非常に重要な取組といえる。

また、関係諸団体の積極的な活動に支えられているものであり、今後も継続・拡大されていくことを期待したい。

本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

4 男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、函館市女性センター条例、第3次はこだて輝きプラン等である。

本事業は、指定管理者の管理業務として実施されており、指定管理に係る委託料の財源の一部に、女性センター使用料を充てている。所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

男女共同参画社会を目指すうえで必要不可欠な広報活動として、男女共同参画に関する啓発と意識づくりを進めるため、市民へ情報を提供するを目的とする。

ウ 事業の内容

市民へ男女共同参画の意識づくりを図るため、市民のニーズに沿った情報誌を発行する。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

なお、本事業は、平成24年度（2012年度）から女性センターの指定管理者の管理業務として実施されており、事業費は、女性センターの施設の管理に係る決算報告書によるものである。

また、下記事業費には、「マイセルフ」の印刷代のほか、メールマガジン関係費等、他の男女共同参画推進費用が含まれている。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	107,712	245,360	249,540

オ 実績

直近3年間の発行実績は、次のとおりである。

(単位：回／部)

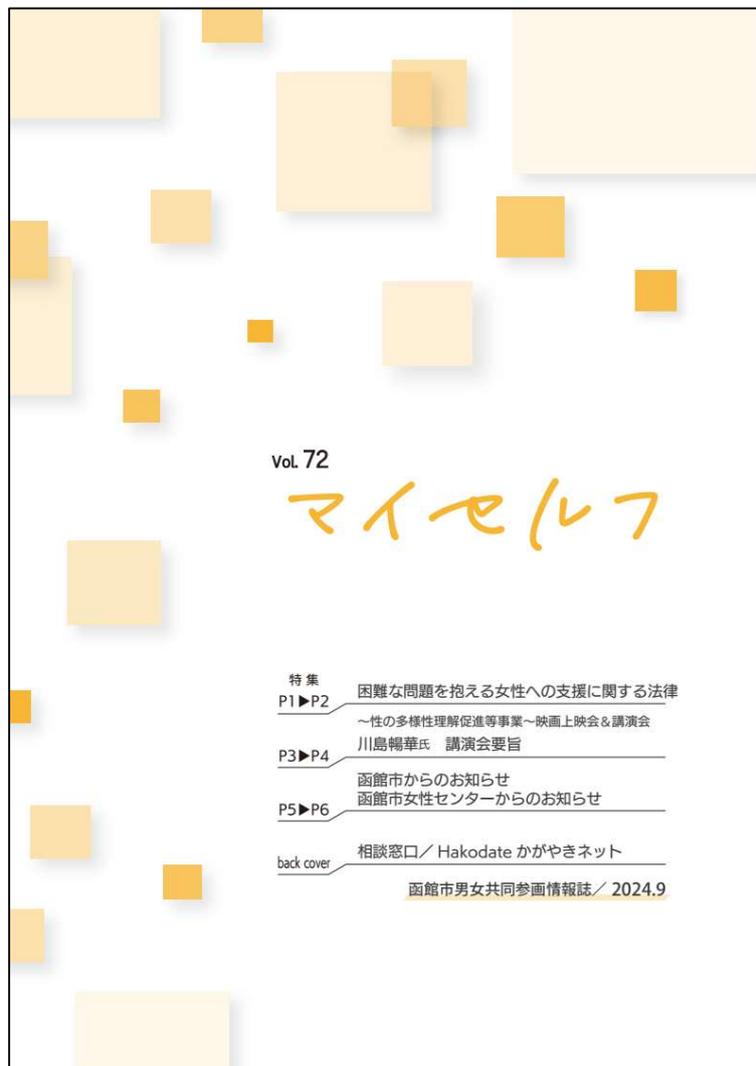
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発行回数	2	2	2
発行部数	10,000	10,000	9,600

カ 事業の概観

第3次はこだて輝きプランに基づき、男女平等意識の啓発の一環として、「マイセルフ」を発行している。なお、本事業については、平成24年度（2012年度）から女性センターの指定管理者の管理業務として実施されている。

毎年、3月または4月、9月の2回発行され、男女共同参画に関する情報、はこだて男女共同参画フォーラムの講演に関する内容等が掲載されている。

最新号は市民・男女共同参画課、女性センター、市内の各施設などで配付しているほか、市のホームページからダウンロードすることも可能である。



(マイセルフ2024年9月発行 Vol.72 表紙)

(2) 監査の結果

【要望1】

配布先の拡大（企業への配布等）を検討するなど、男女共同参画社会の意識付け、掘り起こしの視点を持たれたい

ア 本事業の評価

本事業は女性センターの指定管理者の管理業務として実施されており、男女共同参画の推進において中心的な役割を担う女性センターが実施することには合理性が認められる。

また、「マイセルフ」の最新号については、市民・男女共同参画課、女性センターなどで配布しているほか、市のホームページからダウンロードして閲覧することも可能であり、市民が望めば十分にアクセスが可能な状態になっており、事業自体は適切に実施されているものと評価する。

イ 男女共同参画に無関心な層への働きかけの必要性

男女共同参画社会の推進のためには、もともと男女共同参画に関心を持った市民だけではなく、関心を持っていない市民に意識付けを行うことにも重点が置かれるべきである。

この点、次項「5 男女共同参画啓発誌（小・中学生版）の発行」で紹介する小・中学生向けの啓発誌「あなたとわたし」、「YOU & ME」は、男女共同参画についての知識や関心を有していない市民への意識付けという着想、工夫の現れといえる。

男女共同参画に関心のない成人市民への意識付けについては、その効果が速やかに数値化されるようなものでもなく、有効な方策を検討・実行することは容易なことではない。

本事業については、上述のとおり事業自体としては適切であるが、さらなる活用が可能ではないか、というのが本要望の趣旨である。

「マイセルフ」は幅広い場所で配布はされているが、その多くが市の施設や行政機関等であり、例えば、配布先として試行的に企業・事業者等も加えて、その反響をリサーチしてみることなどを検討されたい。

5 男女共同参画啓発誌（小・中学生版）の発行

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、第3次はこだて輝きプラン等である。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

男女共同参画の意識づくりのため啓発誌を発行し、男女共同参画社会の推進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

男女共同参画の意識づくりについては、若年層から裾野を広げていくことがより効果的であることから、小・中学生向け啓発誌を作成し、配付する。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	145,420	129,690	140,470

オ 実績

直近3年間の発行部数は、次のとおりである。

(単位：部)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生版	2,000	2,000	1,900
中学生版	2,200	2,200	2,000

小学生版は、小学校3年生を対象とし、中学生版は、中学校1年生を対象としている。

令和5年度（2023年度）は、小学生版および中学生版のいずれも、発行部数が減少しているが、これは少子化による対象児童・生徒の減少に伴うものである。

カ 事業の概観

第3次はこだて輝きプランに基づき、男女平等意識の啓発の一環として、小・中学生向けに啓発誌「あなたとわたし」および「YOU&ME」を発行している。

内容は、平成17年（2005年）4月に施行された函館市男女共同参画推進条例の基本理念をわかりやすく説明したものである。

男女共同参画に関する意識の醸成については、若年層から裾野を広げていくことがより効果的であることから、小・中学生向け啓発誌の発行を行っている。

小学生向けは「あなたとわたし」、中学生向けは「YOU&ME」というタイトルで、いずれも対象年齢に合致する内容で分かりやすい内容を心がけている。

小学生版「あなたとわたし」には、「男女共同参画を進めるための6つのやくそくごと」というページがあり、男女共同参画の推進にあたっての必要な意識を、非常に平易で分かりやすい形で紹介している。これらは、函館市男女共同参画推進条例の基本理念（同条例第3条）を小学生にもわかる形でまとめたものであるが素晴らしい取組であり、以下、該当箇所等を掲載する。



だんじょきょうどうさんかく すす 男女共同参画を進めるための

みんなが住んでいる函館市では、「男」や「女」という性別にこだわらず、男女がいつしよに、いろいろなことに加わって、活躍できるように、『函館市男女共同参画推進条例』というきまりがあります。この中の、6つのやくそくごとをしようかいますね。

1 ひとり一人を大切に

「男」と「女」で区別することなく、人間として力を出せるように一人一人を大切にしよう。



2 できることいっぱい



やってみよう仕事や、将来の夢など「男」や「女」で区別することなく、自由に選ぶことができるんだよ。

3 男女みんなで話し合おう

いろいろなことを考えたり、おこなうときには、男女のどちらかにかたよらないで、「男」も「女」もいっしょに話し合って決めることや、協力しあうことが大切だよ。



6つのやくそくごと

4 家庭のことも仕事もともにできるようにしよう

「男」も「女」も、これからは、家のことや仕事、職場や学校、地域でのいろいろな活動に加わり、おたがいにたすけあい、ともにできるようにすることが大切だよ。



5 体も心も大切だよ

性別に関係なく、おたがいの体や気持ちを思いやることが大切だよ。



6 世界の考え方を取り入れよう

世界には、日本よりもずっと男女平等の考え方が進んでいる国がたくさんあります。世界の動きを知り、考え方を参考にして、男女平等を進めていくことが大切だよ。



(「男女共同参画推進誌 (小学生版) あなたとわたし」)

ここでは、条例の規定における言葉を

○「男女の人権尊重」

→『一人一人を大切に』

○「性で差別した慣行などにとらわれない」

→『できることいっぱい』

○「政策等の立案決定への共同参画」

→『男女みんなで話し合おう』

○「家庭生活とその他の活動の両立」

→『家庭のことも仕事もともにできるようにしよう』

○「性に関する理解と尊重」

→『体も心も大切だよ』

○「国際社会の取組と連動した推進」

→『世界の考え方を取り入れよう』

とそれぞれ置き換えて、具体的な内容の説明をしている。

条例の規定を小学生にも容易に理解できる言葉で置き換えることで、男女共同参画という概念をわかりやすく説明しようという姿勢は、特筆すべきである。

このような取組は、早期教育の観点から非常に有意義なものである。

(2) 監査の結果

ア 本事業の評価

本事業は重要かつ意義の大きな事業であり、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

以下、本事業の有効性をさらに高めるための視点について付言したい。

イ 本事業とリンクさせた派遣授業の実施

男女共同参画社会の推進のためには、もともと男女共同参画に関心のある市民だけではなく、関心を有していない市民に意識付けを行うことにも重点が置かれるべきである。

本事業は、男女共同参画の意識づくりについて、若年層から裾野を広げていくことがより効果的であることに着目し、小・中学生向け啓発誌の発行を行うというものであり、男女共同参画の意識づくりに効果的であると考えます。

もともと、啓発誌を受け取った小・中学生が必ずしも自発的に読むとは限らず、また、読んだとしても1度きりでは、男女共同参画の意識づくりが十分になされるとは考えにくい。

啓発誌の内容とリンクさせるような形で、小・中学校における派遣事業など開催し、その中で男女共同参画への意識づくりを若年層から形成していくことも検討すべきであると考えます。

市内の小・中学校の数が一定程度限られていることからすると、派遣事業の実施は難しい課題とまではいえず、実効性も期待できるため、DV防止出前講座を実施する機会に合わせて「あなたとわたし」および「YOU&ME」を補助教材とした講義を実施する等、従前からの事業との組み合わせ等も検討されたい。

6 啓発資料等の貸出し

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、函館市女性センター条例、第3次はこだて輝きプラン等である。

本事業は、指定管理者の管理業務として実施されており、指定管理に係る委託料の財源の一部に、女性センター使用料を充てている。

所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

男女共同参画の意識づくりのための啓発事業の一環として、男女共同参画社会の推進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

女性センターにおいて、図書コーナーを開放し、男女共同参画関係図書等の購入・貸出、インターネット閲覧サービスを行っている。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

なお、本事業は、女性センターの指定管理者の管理業務として実施されており、事業費は、女性センターの施設の管理に係る決算報告書によるものである。

また、決算額には、本事業のほか、男女共同参画情報誌「マイセルフ」の印刷代、メールマガジン関係費等の男女共同参画推進費用が含まれている。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	107,712	245,360	249,540

オ 実績

直近3年間の利用者等の実績は、次のとおりである。

(単位：人／冊)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
閲覧利用者数	30	39	21
貸出利用者数	284	242	222
貸出書籍数	600	521	450
インターネット 閲覧利用者数	228	220	183
新規購入書籍数	15	18	23

カ 事業の概観

(ア) 図書コーナーの開放

女性センターの開館時間である午前9時から午後9時まで、図書コーナーは自由に閲覧利用ができる。

(イ) 図書等の貸出

図書コーナーの書籍を貸出ししており、貸出期間は2週間である。

(ウ) インターネット閲覧サービス

常設されているパソコンを使用したインターネット閲覧サービスを提供している。

(エ) 蔵書について

令和5年度(2023年度)の購入図書23冊の中には、文学作品を数冊含むほかは、「トランスジェンダー入門」、「それでも母親になるべきですか」など男女共同参画に関係するものであった。

(2) 監査の結果

女性センターにおいて、男女共同参画関係図書などの貸出等を行うことは、市民が新しい情報に出会い、より深く理解し、男女共同参画社会の推進を図ることに寄与するものであり、非常に重要かつ意義の大きな事業である。

本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

7 男女共同参画パネル展の開催

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、第3次はこだて輝きプラン等である。

特段の予算措置は講じられていない。

所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

6月23日から29日までの「男女共同参画週間」にちなみ、多くの市民に男女共同参画社会の実現について考えてもらうことを目的とする。

ウ 事業の内容

以下のようなテーマで、例年25枚程度のパネル展示を行っている。

(ア) 男女共同参画に係る国の取組状況等を紹介するもの

(イ) 函館市の取組状況や、意識調査の結果などを紹介するもの

(ウ) L G B T、性の多様性や、函館市パートナーシップ宣誓制度などを紹介するもの

(エ) 女性センター、人権擁護委員協議会からの出展協力によるものや、内閣府男女共同参画局のポスター等の掲示

エ 実績

直近3年間の開催実績は、次のとおりである。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日 時	6月21～25日	6月23～29日	6月26～30日
場 所	函館市役所 1階市民ホール	函館コミュニティ プラザGスクエア フリースペース	函館市役所 1階市民ホール

オ 事業の概観

男女共同参画社会基本法の公布・施行日である6月23日を記念し、毎年6月23日から29日までの1週間が「男女共同参画週間」

となっている。

本事業は、この「男女共同参画週間」にちなみ、多くの市民に男女共同参画社会の実現について考えてもらうため、市役所や市の管理する施設で、市民に向けて男女共同参画に関する取組や情報を提供するものである。

具体的な内容としては、国の取組や市の取組状況、意識調査の結果の紹介、さらにはLGBTなど性の多様性や函館市パートナーシップ宣誓制度などの紹介等を行っている。

また、各報道機関に男女共同参画パネル展の開催について、報道の協力を依頼している。

本事業は男女共同参画社会の推進を図ることに寄与するものであり、本事業は非常に重要かつ意義の大きな事業である。

展示の内容についても、男女共同参画において、市民に必要な情報が相当程度盛り込まれている。

(2) 監査の結果

本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

8 父親向け家事講座の開催

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、第3次はこだて輝きプラン等である。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

男女共同参画の実現には、男女が共に家事・育児・介護を担っていくことが大切であることから、男性が気軽に家事に参画するきっかけとなるよう、家事に不慣れな父親とその子どもを対象にした初心者向け講座を開催し、男性の家事・育児参画の促進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

男女共同参画の推進の一環として、男女の固定的な役割分担という視点を排除し、男性の家事・育児への参画を促すべく、男性が子どもと一緒に気軽に家事に参加するきっかけづくりとなる講座を開講する。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

なお、本事業は令和4年度（2022年度）から実施されている。

（単位：円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	—	56,000	68,836

オ 実績

直近2年間の実績は、次のとおりである。

【令和4年度】

開催日	講座名	参加者（定員）
8月17日	料理講座	6組14名（8組）
10月16日	料理講座	8組19名（8組）
1月19日	洗濯もの片づけ講座	10組21名（15組）

【令和5年度】

開催日	講座名	参加者
7月29日	掃除講座	5組12名
1月14日	料理講座	9組22名

カ 事業の概観

(ア) 令和4年度（2022年度）の実施状況

令和4年度は、関係部局と共催の形で、料理講座を2回、洗濯もの片づけ講座を1回開催した。

参加動機としては、「子どもと料理、家事をしたかったから」「妻、子、親、職場で勧められたから」という参加者が多く、講座の内容としては、ほぼ参加者の全員が「大変役に立つ」または「役立つ」と回答していた。

(イ) 令和5年度（2023年度）の実施状況

令和5年度は、掃除講座を1回、料理講座を1回開催した。

参加者からのアンケートの結果は、次のとおりである。

・催しを何で知ったか（複数回答可）

1 職場、知人	35%
2 市政はこだて	21%
3 チラシ	21%
4 市のホームページ	14%
5 SNS	14%
6 新聞、テレビ、ラジオ	7%
7 その他	7%

・講座に参加した動機（複数回答可）

1 子どもと料理、家事をしたかったから	92%
2 妻、子、親、職場で勧められたから	35%
3 料理、家事に関心があったから	26%
4 メニュー、テーマに関心があったから	21%
5 無料だったから	21%
6 講師に関心あったから	0%
7 料理、家事をしたことがなかったから	0%
8 その他	0%

・講座に参加した目的（複数回答可）

1 家事を分担するため	78%
2 育児に参加するため	71%

・講座の内容は役に立ちそうか

1 大変役に立つ	71%
2 役立つ	28%
3 わからない	0%
4 あまり役に立たない	0%
5 役立たない	0%

(2) 監査の結果

ア 男性の家事への参画の重要性

男女が共に家事・育児・介護を担っていくことは、まさに「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成」（女子差別撤廃条約 前文）のために必要不可欠な視点である。

イ 参加者の意識の変化

令和5年度（2023年度）のアンケート結果によると、講座の内容としては、参加者の全員が「大変役に立つ」または「役立つ」と回答しており、育児や家事に関し、新しい発見をした男性が多いものと考えられ、男性が家事に参画するきっかけになったといえる。

ウ まとめ

本事業は、男女共同参画の推進、実現の下支えとなる重要な意義を有するものであり、本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

9 メールマガジンによる情報発信、提供

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、函館市女性センター条例、第3次はこだて輝きプラン等である。

本事業は、指定管理者の管理業務として実施されており、指定管理に係る委託料の財源の一部に、女性センター使用料を充てている。所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

講座等の紹介や情報提供を通じて、男女平等意識の醸成および雇用の場における男女共同参画の拡大を重点課題とし、広く男女共同参画を推進することを目的とする。

ウ 事業の内容

女性センターでの各種講座や、男女共同参画社会に関する講座・講演会などのイベント情報、職場や家庭地域でのサポート体制に関する最新の情報を盛り込んだメールマガジン「Hakodate☆かがやきネット」を、毎月1回、月末にインターネットで配信している。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

なお、本事業は、平成22年（2010年）から女性センターの指定管理者の管理業務として実施されており、事業費は、女性センターの施設の管理に係る決算報告書によるものである。

また、決算額には、メールマガジン関係費のほか、男女共同参画情報誌「マイセルフ」の印刷代等の男女共同参画推進費用が含まれている。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	107,712	245,360	249,540

オ 実績

直近3年間のメールマガジン配信実績は、次のとおりである。

なお、令和5年度（2023年度）には、過去に発行したメールマガジンからコラムをまとめた「コラム集」を4月、7月、10月、1月の4回、計800部発行している。

（単位：回）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配信回数	14	14	14

カ 事業の概観

内閣府男女共同参画局、北海道、函館市、関連施設等の情報や、女性センターの事業案内、おすすめ図書、コラムなどを掲載し、毎月月末に配信している。

(2) 監査の結果

【意見2】
情報発信の手段として、SNSの活用に注力することを検討されたい

ア 利用者数が非常に少ないこと

メールマガジンの登録は、メールアドレスを入力し、アドレスに届く認証画面のURLをクリックするだけで、比較的簡単に手続きを行うことができ、市民が望めば十分にアクセスが可能な状態にはなっている。

しかし、メールマガジンの登録者数は、70人程度とあまりに少数である。

近時は、各種SNSによる情報発信、情報の検索が一般的であり、メールマガジンという形式はやや古い手法となりつつある。

また、メールマガジンへの登録は、男女共同参画について関心がある市民に限られるといえ、もともと関心を有していない市民への意識付け、入り口としてのツールとはなりにくい。

メールマガジンの記事の作成の労力とその効果とを比較すると、情報発信の手段としては非効率的であると指摘せざるを得ない。

イ SNSの活用状況

女性センターでは、すでにインスタグラム、X、フェイスブックといったSNSを情報発信に活用しており、現在、インスタグラムのフォロワー数が252人、Xが255人、フェイスブックが149人と、いずれもメールマガジンの2倍、3倍を超える登録者数となっている。

ウ SNSの活用注力することのメリット

SNSは、その特性上、メールマガジンと比べ一度に発信できる情報量が少ないというデメリットはあるが、少ない労力でより広い範囲に情報発信が可能になるというメリットは大きいため、より多くの市民に対する情報発信という観点から、メールマガジンの発行継続について見直しを検討されたい。

10 意識調査の実施

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、第3次はこだて輝きプラン等である。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

第3次はこだて輝きプランの推進にあたり、市民の男女共同参画に関する意識や現状を把握し、今後の取組の参考とすることを目的とする。

ウ 事業の内容

市は、男女共同参画の推進に関し、市・市民・事業者が一体となって取り組むため、函館市男女共同参画推進条例において、基本的政策の策定にあたっては、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならないと定め、また、現計画である第3次はこだて輝きプランにおいても、その推進にあたっては、継続的に市民および事業者の意識や実態を把握し、時系列的に比較検証することとしている。

意識調査は5年ごとに実施されており、最新の意識調査は令和3年度（2021年度）に実施され、その結果は現計画の中間見直しの基礎資料となっている。

エ 事業費の推移

令和3年度（2021年度）およびその前回の平成28年度（2016年度）に行われた事業費決算額等は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	平成28年度	令和3年度
賃金、共済費	1,042,275	0
需用費	57,213	37,675
役務費	510,908	519,548
委託料	0	413,600
合計	1,610,396	970,823

- ※ 賃金、共済費は、臨時職員の賃金および社会保険料、雇用保険料（事業主負担分）である。
- ※ 需用費は主に印刷製本費、役務費は通信運搬費である。
- ※ 委託料はデータ入力および集計一式に係る外部委託費である。

オ 実績

直近3回の実績は、次のとおりである。

【市民意識調査】

区分	平成23年8月	平成28年8月	令和3年8月
配付数 (回答率)	2,000部 (37.8%)	2,000部 (38.9%)	2,000部 (39.7%)
調査票	A4（両面4枚）	A4（両面6枚）	A4（両面6枚）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等価値観 ・男女の役割分担 ・男女の人権 ・男女の就業 ・介護と子育て 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等価値観 ・男女の役割分担 ・男女の人権 ・男女の就業 ・ワーク・ライフ ・バランス ・介護と子育て ・防災・復興 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等価値観 ・男女の役割分担 ・男女の人権 ・男女の就業 ・ワーク・ライフ ・バランス ・介護と子育て ・LGBT ・防災・復興
調査方法	配付：郵送 回収：郵送	配付：郵送 回収：郵送	配付：郵送 回収：郵送または インターネット
調査機関	市民部市民・男女 共同参画課	市民部市民・男女 共同参画課	市民部市民・男女 共同参画課

【事業者意識調査】

区分	平成23年8月	平成28年8月	令和3年8月
配付数 (回答率)	300部 (42.3%)	300部 (40.7%)	300部 (40.0%)

カ 事業の概観

令和3年度（2021年度）の調査内容は、次のとおりである。

区分	市民意識調査	事業者意識調査
調査地域	函館市全域	同
調査対象	18歳以上の男女	市内に所在地のある事業所
標本数	2,000人（男女各1,000人）	300社
抽出方法	住民基本台帳から年齢別（10歳区切り）および男女構成比別の無段階無作為抽出。電算処理については情報システム課に依頼	総務省統計局へ令和元年度事業所母集団データベースから市内事業所情報の提供を依頼
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等価値観 ・男女の役割分担 ・男女の人権 ・男女の就業 ・ワークライフバランス ・介護と子育て ・LGBT ・防災・復興 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性従業員の活用 ・育児や介護に関する制度 ・ハラスメントについて
配付物	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼文 ・調査票A4（両面6枚） ・条例のあらまし ・返信用封筒 	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼文 ・調査票A4（両面3枚） ・条例のあらまし ・返信用封筒
調査方法	配付：郵送 回収：郵送またはインターネット	同
調査時期	令和3年8月上旬配付 ～9月上旬提出期限	同
報告書作成時期	令和4年2月 ※200部作成：男女共同参画審議会委員、行政機関、庁内各部局などへ配布するほかホームページにも掲載	同

過年度の調査からの変更点は、次のとおりである。

(ア) 市民意識調査の対象年齢を、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げ

以前からの課題である若年層の回答率の低さを解消するため、選挙権年齢の引き下げに合わせ、対象年齢を満18歳以上に引き下げた。

(イ) L G B Tに関する調査項目の追加

第3次はこだて輝きプランに「L G B T（性的少数者）の理解の促進」の事業が追加されたため、調査項目に追加した。

(ウ) 回答方式にインターネットでの回答を追加

回答率向上や集計業務の負担軽減への取組として、インターネットでの回答を選択できるようにした。

(エ) データ入力および集計作業等を外部委託とすることにより、事業費を削減した。

(2) 監査の結果

【意見3】

回答率向上のための周知・広報等を工夫されたい

ア 回答率が低いこと

上記(1)オで確認したように、本調査における回答率は市民で39.7%、事業所で40%に留まっている。

イ 適切な基礎資料の必要性

有効・適切な政策を立案・実行していくにあたっては、まず正確な実態の把握が必要である。

そのためには、十分な統計資料を収集することが必要不可欠である。

この意識調査は、継続的に市民および事業者の意識や実態を把握し、時系列的に比較検証するために行うものであり、市における男女共同参画の推進状況を確認するための根幹となり、非常に重要なものである。

ウ 回答率向上の必要性について

男女共同参画に係る意識調査に対して、元々男女共同参画に意識・関心がある方が回答してくれるのは、当然想定されることであるため、回答率が50%にも届いていないことを鑑みると、意識調査の結果が、真に市民全体の意識を反映するものとなるためには、

さらなる回答率の向上が必要である。

インターネットを利用した回答を可能にするなど、市としても回答率向上に取り組んでいる中、さらに有効な工夫・対応を検討・実行することは容易ではないが、この意識調査が施策の推進状況の現状把握やその先の政策決定に極めて重要なものであることから、周知・広報の在り方や意識調査の具体的な実行方法自体の見直しなどの工夫を求めざるを得ないものである。

1 1 市の新規採用職員研修における取組

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、第3次はこだて輝きプラン等である。

特段の予算措置は講じられていない。

所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

新規に採用される市職員が男女共同参画の視点を身につけ、各種事業の施策に取り組むことを目的としている。

ウ 事業の内容

函館市の新規採用職員研修における「表現ガイドライン」の周知。

エ 事業の概観

第3次はこだて輝きプランには、男性と女性の固定的な役割分担の見直しや人権尊重に基づいた表現の啓発について盛り込まれており、職員一人一人が男女共同参画の視点を持ち、各種事業の施策に取り組むことは極めて重要であると位置付けられている。

男女共同参画社会基本法や北海道男女平等推進条例などを根拠として、法的広報の作成に関しては、内閣府男女共同参画局および北海道環境生活部男女平等参画室から、それぞれ男女共同参画の視点からの公的広報の手引きが発行されている。

これらの国や北海道の手引きを踏まえ、庁内の若手職員で構成するワーキンググループにより、市が行うあらゆる情報発信における望ましい表現の仕方や留意点について検討を重ね編集したものが「表現のガイドライン」である。

市が行う情報の発信の全てが対象であり、議案、定期刊行物、白書や報告書等の刊行物、報道発表資料、ポスター、パンフレットなど、様々な場面において、情報発信の際に気に留めておくべきことが分かりやすく書かれている。

「表現のガイドライン」を新規採用職員研修で配付するなどの方法により意識啓発を行っている。

(2) 監査の結果

本事業は、市の新規採用職員が男女共同参画の視点を身に付けたうえで、各種業務や施策に取り組むために必要不可欠なものであり、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

【教育・学習に関する事業】

12 女性センターにおける各種講座の開催

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、函館市女性センター条例、第3次はこだて輝きプラン等である。

本事業は、指定管理者の管理業務として実施されており、指定管理に係る委託料の財源の一部に、女性センター使用料を充てている。

所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

男女共同参画の意識づくりのための啓発事業を通して、男女共同参画社会の推進を図るとともに、就業支援等に関する講座を実施し、あらゆる分野への男女共同参画の促進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

男女共同参画の意識づくりや就業支援に係る取組を進めるため、女性センターにおいて学習講座のほか、文化・教養講座や料理教室等を開催している。（具体的な実施内容は、本章第4「2 函館市女性センターについて」の「(5)事業の概要について」参照。）

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

なお、本事業は、女性センターの指定管理者の管理業務として実施されており、事業費は、女性センターの施設の管理に係る決算報告書によるものである。

また、決算額には、講座の開催費（講師謝礼金、旅費）のほか、託児体制の整備のための費用等（保育士賃金、需用費）が含まれる。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	914,745	813,310	712,515

オ 実績

直近3年間の実績は、次のとおりである。

実施回数および受講者数は延べ数である。

【令和3年度】

(単位：回／人)

講座の種別	講座数	実施回数	受講者数
学習講座	12	36	382
文化・教養講座	9	34	354
料理教室	9	12	135

【令和4年度】

(単位：回／人)

講座の種別	講座数	実施回数	受講者数
学習講座	9	32	305
文化・教養講座	9	29	339
料理教室	7	12	139

【令和5年度】

(単位：回／人)

講座の種別	講座数	実施回数	受講者数
学習講座	8	29	249
文化・教養講座	11	31	315
料理教室	8	10	112

カ 事業の概観

学習講座の枠組みの中では、「LGBTQ理解促進講座『アライ』の輪を広げよう」など、先端的な議論を学習できる講座が用意されているほか、就労支援につながる「ワード」「エクセル」を学ぶ講座が開催され、令和4年度（2022年度）には、「LGBTQ支援相談基礎講座」、「介護制度丸わかり教室」、「精神的DVの心理的影響について」などの、男女共同参画に関する講座が多く開催された。

各種学習講座、文化・教養講座の中には、一見すると男女共同参画との直接の結びつきが薄いテーマ・題材なども含まれているが、幅広いテーマ設定は、文化的な体験等を通して、広く市民に女性センターや、ひいては男女共同参画についても関心を持ってもらうこ

とに主眼を置いているものである。例えば料理教室は、男性の参加が、固定化された男女の役割からの脱却という、男女共同参画にとって非常に重要な視点を提供する一つのきっかけづくりになるなど、日常家事における男女共同参画を促進するものであるし、文化・教養等について、親子で参加するイベントなどは、家族の在り方など男女共同参画の理解促進に資するものである。

講座等の開催時においては、生後6か月以上の未就学児を対象にした託児施設も整備しており、主催講座の全てで予約受付可能である。

(2) 監査の結果

講座数や実施数についても、委託先である女性センターのキャパシティによる制約等の中では適切であり、支出についても不必要・過大なものは見受けられず、本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

13 講座等の開催時における託児体制の整備

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、函館市女性センター条例、第3次はこだて輝きプラン等である。

本事業は、指定管理者の管理業務として実施されており、指定管理に係る委託料の財源の一部に、女性センター使用料を充てている。所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

男女共同参画の意識づくりのための啓発事業を通して男女共同参画社会の推進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

男女共同参画の意識づくりを進めるため、女性センターにおいて開催する学習講座、文化・教養講座、料理教室等の開催時に、託児施設を整備している。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

なお、本事業は、女性センターの指定管理者の管理業務として実施されており、事業費は、女性センターの施設の管理に係る決算報告書によるものである。

また、決算額には、講座の開催費（講師謝礼金、旅費）のほか、託児体制の整備のための費用等（保育士賃金、需用費）が含まれている。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	914,745	813,310	712,515

オ 実績

直近3年間の実績は、次のとおりである。

(単位：回／人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	43	9	14
利用者数	75	22	18

カ 事業の概観

講座等の開催時において、生後6か月以上の未就学児を対象にした託児施設を整備しており、主催講座の全てで予約受付可能である。

令和4年度（2022年度）、令和5年度（2023年度）は、令和3年度（2021年度）に比べ、利用者数や実施回数が少ないが、託児は、利用申込が無ければ実施しないため、受講者の家庭等が託児を必要とせず、他に子どもの面倒を見る人がいる場合などは、実施回数は少ないものである。

(2) 監査の結果

本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

14 ワーク・ライフ・バランスに関する出前講座の開催

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、函館市ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業実施要綱、第3次はこだて輝きプラン等である。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

男女共同参画の意識づくりのための啓発事業を通して男女共同参画社会の推進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、仕事と家庭生活の調和に配慮した職場環境づくりに取り組もうと考えている企業等や、就労前の学生が労働関係法令や仕事と生活の調和の重要性などの理解を深めるための講座を開催する高等教育機関等に対し、専門的知識を有するアドバイザーを派遣する。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	229,000	89,500	112,000

オ 実績

直近3年間の派遣実績は、次のとおりである。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企業・事業者	5事業所9回	1事業所1回	2事業所2回
高等教育機関	3校4回	3校4回	4校5回

カ 事業の概観

ワーク・ライフ・バランスアドバイザーは、社会保険労務士や中小企業診断士等の専門的知識を有し、仕事と生活の調和の推進に精通しているものとして市長が選任した団体から、講師として派遣される。

企業等への派遣に関しては、派遣時間は2時間以内、派遣回数は年3回以内となっている。高等教育機関等や団体等が開催する講座への講師派遣については、派遣時間は1時間30分以内、派遣回数は年1回以内となっている。

事業における実施内容は、次のとおりである。

(ア) 企業等への派遣

- ① 性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりを図るための現状把握・課題の明確化
- ② 仕事と生活の調和に配慮した働き方を実現するための多様な労働環境整備に向けた提案
- ③ 働きやすい職場環境づくりのための制度導入や各種助成金等の活用へのアドバイス

(イ) 高等教育機関や団体等が開催する講座への講師派遣

- ① 働くときに必要な労働関係法令と各種制度の基礎知識に関すること
- ② 労働者の人権に関すること
- ③ トラブル発生時の相談窓口と相談方法に関すること
- ④ 仕事と生活の調和の重要性と男女共同参画の視点に立った職場環境の意識啓発

(2) 監査の結果

【意見4】

本事業がより積極的に活用されるよう、周知・広報の方法を工夫されたい

ア 本事業の評価

本事業に基づいて講師の派遣を受けた企業等の担当者からは、ワーク・ライフ・バランスの見直しのため、現在の勤務状況の問題点

を洗い出し、ボトムアップで職場全体の環境改善を行い、生産的で働きがいのある職場を目指すきっかけになったという報告がなされていた。

また、高等教育機関等におけるアンケートの結果でも、本講座は社会人となった際に非常に役立つとの意見が多かった。また、ワーク・ルールについて、聞いたことがあるのみで詳しい内容は知らなかったという学生が多く、担当の教員からは、就職試験に合格することに目線が行きがちな生徒にとって、就職する前に働くことに対する心構えを意識することができたと思う、という意見があった。

このように、本事業は、事業者や学生にワーク・ライフ・バランスに関する意識を高め、職場改善のきっかけとして大変有効なものになっており、重要な意義を有するものと評価できる。

イ 実績が少ないこと

他方で、令和5年度（2023年度）に本事業が実施された企業・事業者は2社、高等教育機関は4校に留まっており、総数として少なく、高等教育機関は横ばいか微増であるものの、企業・事業者については令和3年度（2021年度）の半数以下となっている。

ウ ワーク・ライフ・バランスの意識・推進の重要性

ワーク・ライフ・バランスの意識や職場改善は、男女共同参画の推進の観点からも極めて重要なものであることは言うまでもない。

そして、本事業の講座を受講していない企業にこそ、本来はワーク・ライフ・バランスを意識してもらうことが必要である。

エ まとめ

以上から、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、本事業の積極的かつ有効な周知・広報について検討・工夫することを求める。

【人権尊重に関する事業】

15 函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会代表者会議等の開催

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、DV防止法である。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会（以下この項において「協議会」という。）は、配偶者等からの暴力を受けた者の適切な保護が行われるよう、関係機関の連携・協力を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

協議会の活動内容は、以下のとおりである。

- (ア) 配偶者等からの暴力に係る情報交換、研究、研修の実施
- (イ) 配偶者等からの暴力の防止啓発や相談窓口等の周知
- (ウ) 被害者および支援を要する者に対する支援の内容に関する協議
- (エ) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

エ 事業費の推移

本事業については、協議会が書面による開催となっているため、直近3年間の事業費の執行はなかった。

オ 実績

(ア) 活動状況

各構成機関の取組は、次のとおりである。

【相談窓口の開設】

機 関	相談窓口
函館地方法務局人権擁護課	みんなの人権110番 女性の人権ホットライン等
北海道渡島総合振興局環境生活課	配偶者暴力相談支援センター
北海道警察函館方面本部	函館方面本部警察相談センター
函館被害者支援連絡協議会	函館被害者相談室
函館家庭生活カウンセラークラブ	家庭生活相談
NPO法人ウィメンズネット函館	DV相談、女性相談、性暴力被害者相談等
函館市女性センター	DV・虐待・離婚相談
日本司法支援センター函館地方事務所	弁護士相談
市民部くらし安心課	市民相談
子ども未来部子育て支援課	函館市配偶者暴力相談支援センター

【一時保護等】

函館市民生事業協会、NPO法人ウィメンズネット函館

【証明書発行等】

配偶者暴力相談支援センター
函館市配偶者暴力相談支援センター

【保護命令に係る書面提出】

函館市配偶者暴力相談支援センター

【DV防止啓発事業】

機 関	事 業
北海道警察函館方面本部 ほか	非行防止教室
函館YWCA ・CAPグループ	CPAプログラム (子どもの人権、子どもへの暴力防止)
函館人権擁護委員連合会	人権教室(いじめ防止)、デートDV防止
子ども未来部子育て支援課	中学生のためのDV防止啓発出前事業
NPO法人 ウィメンズネット函館	DV防止、デートDV防止講座

(イ) 各相談窓口における相談件数等は、次のとおりである。

【DVに関する相談件数】

(単位：件 (延べ))

相談窓口	令和3年度	令和4年度	令和5年度
みんなの人権110番、 女性の人権ホットライン等 (函館地方法務局人権擁護課)	8	20	12
配偶者暴力相談支援センター (北海道渡島総合振興局環境生活課)	48	46	82
函館方面本部相談センター (北海道警察函館方面本部)	6	11	2
函館被害者相談室 (函館被害者支援連絡協議会)	1	1	1
家庭生活相談 (函館家庭生活カウンセラークラブ)	4	7	0
DV相談等※ (NPO法人ウィメンズネット函館)	4,141	3,933	4,432
DV・虐待・離婚相談等 (函館市女性センター)	68	53	140
法テラス函館 (日本司法支援センター)	31	36	32
市民相談 (市民部くらし安心課)	10	7	12
函館市配偶者暴力相談支援センター (子ども未来部子育て支援課)	333	412	365
合 計	4,650	4,526	5,078

※ウィメンズネット函館の件数には、DVに関する相談のほか、就業の促進、住宅の確保などの情報提供や関係機関等との連絡なども含む。

【上記のうち、男性被害者側からの相談件数】

(単位：件 (延べ))

相談窓口	令和3年度	令和4年度	令和5年度
みんなの人権110番、 女性の人権ホットライン等	0	0	1
配偶者暴力相談支援センター	0	1	2
函館方面本部相談センター	1	4	0
函館被害者相談室	0	0	0
家庭生活相談	0	1	0
DV・虐待・離婚相談等	10	3	21
法テラス函館	2	—	—
市民相談	4	0	0
函館市配偶者暴力相談支援センター	18	9	14
合 計	35	18	38

※「—」は件数を把握していないもの。

【一時保護件数】

(単位：件)

相談窓口	令和3年度	令和4年度	令和5年度
NPO法人ウィメンズネット函館	31	36	25
社会福祉法人函館市民生事業協会	0	1	0
合計	31	37	25

(ウ) DV防止啓発事業として実施されたDV防止関連授業等は、次のとおりである（再掲）。

実施機関	主な授業内容	実施状況
函館方面本部 生活安全課 (9警察署)	非行防止	小学校・中学校・高校 143校 256回
函館YWCA (CAP グループ)	子どもの人権	〈子どもワークショップ〉 児童発達支援センター 1園4回 小学校 1校2回
	子どもへの 暴力防止	〈おとなワークショップ〉 社会福祉法人 1法人1回 児童発達支援センター 1園1回 小学校 1校1回 高等学校 1校1回 短期大学 1校2回
函館人権擁護 委員連合会	デートDV	高等学校 2校2回 専門学校 1校1回
NPO法人 ウィメンズ ネット函館	デートDV	大学 1校1回
	DV・性暴力	少年刑務所 10回 家庭生活カウンセラー 2回 ママと子どもの避難所体験会 1回 人権擁護委員会 1回
子ども未来部 子育て支援課	デートDV	中学校 10校10回 高等学校 1校 1回

カ 事業の概観

代表者会議では、配偶者等からの暴力全般についての情報交換や、各構成団体の活動に係る実施状況について報告等を行う。

令和5年度（2023年度）の主なトピックは、次のとおりである。

- (ア) 函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会の活動状況等
- (イ) 各相談窓口における相談および一時保護件数等
- (ウ) NPO法人ウィメンズネット函館の相談件数等
- (エ) 中学生のためのDV防止啓発事業の実施状況
- (オ) DV防止関連授業実施状況
- (カ) 函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会の事業計画（案）

(2) 監査の結果

【意見5】

NPO法人ウィメンズネット函館と「函館市配偶者暴力相談支援センター」との相談件数の調整を行う等の工夫・検討を求める

ア 特定の法人への依存・負荷が大きい状態にあること

各相談窓口における相談および一時保護件数等をみると、圧倒的にNPO法人ウィメンズネット函館の相談件数が多い。

同法人は、函館市における女性の支援、そのなかでもDV問題等において中心的な役割を果たす極めて重要な機関であり、その専門性も高い。

したがって、同法人への依存度が高くなってしまふことはやむを得ないことではある。

イ 特定の法人への依存・負荷が大きいことの弊害

しかし、DVのように、本来、行政機関が主体的に取り組むべき問題について、特定の法人、外部機関への依存度・負荷が大きい状態は決して健全な状態とはいえない。なぜなら、NPO法人は当然ながら民間の団体であり、その活動の継続性・永続性が制度的に保障されているものではなく、何らかの事情で活動継続が困難になったときに、市全体の行政サービスも同時に機能不全に陥りかねないという体制は、決して健全なものとはいえない。

ウ 行政と外部機関とのバランス

以上の観点から、特定の外部機関への負担が過剰にならないよう、「函館市配偶者暴力相談支援センター」との相談件数の調整を行う等の工夫を検討することを求める。

また、現状のNPO法人への依存・負荷の大きさに照らせば、DV問題について、現在NPO法人ウィメンズネット函館が担っている多くの機能について、市が直接実施することについて、具体的な検討を速やかに開始すべきである。

エ なお、DV防止関連授業の実施状況についての監査結果は、「3 DV防止講座、デートDV防止講座、DV防止啓発活動」に記載のとおりである。

16 函館性暴力被害防止対策協議会代表者会議等の開催

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、犯罪被害者等基本法、第3次犯罪被害者等基本計画である。

財源として、国からの性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業。総事業費の2分の1）が交付されている。

所管は子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

函館性暴力被害防止対策協議会は、性暴力に関する被害者等に対する適切な支援を行うとともに、性暴力の防止に関する活動を行うことを目的とする。

なお、設立にあたっては、内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査（令和5年度調査）」により、性暴力被害者が警察に連絡・相談する割合はわずか1.4%であり、多くの被害者が被害について誰にも相談しておらず、被害が潜在化することが明らかになり、警察単独の取組では限界があることから、地域の自治体をはじめ、医療機関やNPO法人などと連携した支援体制が求められていることが背景にある。

また、国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年（2004年）12月「犯罪被害者等基本法」を制定し、それに基づく「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年～令和2年）」では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターの設置を促進することとし、地方公共団体や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体間の連携・協力の充実強化を要請している。

ウ 事業の内容

函館性暴力被害防止対策協議会の活動内容は、次のとおりである。

- (ア) 被害者等への支援体制の構築
- (イ) 被害者等への支援に関する情報交換および人材養成
- (ウ) 性暴力の防止に関する教育および啓発活動
- (エ) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	3,579,280	3,858,078	5,858,900

オ 実績

(ア) 代表者会議

令和6年(2024年)2月21日開催

(イ) 各種会議

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
全国オンライン会議(令和6年(2024年)3月13日)

(ウ) 被害者の救援・支援関係

①函館・道南SART(性暴力被害対応チーム)

道内では、北海道と札幌市が平成24年(2012年)に共同設置した「性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH(さくらこ))」がその機能を果たしているが、函館・道南地域においては、同センターへの電話相談と市内協力機関(産婦人科1件、精神科1件)紹介のみの対応であり、本来もっとも重要な付添い支援や被害者に対する心のケア等に対する支援が行われていなかったため、平成30年度(2018年度)より、地域の行政、警察、拠点病院などが連携し「函館・道南SART」の運用を開始した。

【相談件数】

・NPO法人ウィメンズネット函館：延べ219件

【拠点病院での対応件数】

・市立函館病院：延べ7件

・函館中央病院：延べ2件

②性暴力被害者診療支援看護職(SANET)養成講座

(主催：特定非営利活動法人ゆいネット北海道)

：受講状況3回／受講者5人

③特別講演会

テーマ「性犯罪に関する法改正と子どもの被害」

: 参加者 40人

④DV・性暴力被害者等の支援研修会

「性暴力被害者支援スキルアップ講座」 全3回

: 参加者 会場 25人 / オンライン 29人

⑤RIFCR（リフカー）研修会

: 開催 1回 / 参加者 75人

(エ) 予防教育

関係機関による実施状況は、次のとおりである（再掲）。

実施機関	主な授業内容	実施状況
函館方面本部 生活安全課 (9警察署)	非行防止	小学校・中学校・高校 143校 256回
函館YWCA (CAP グループ)	子どもの人権	〈子どもワークショップ〉 児童発達支援センター 1園4回 小学校 1校2回
	子どもへの 暴力防止	〈おとなワークショップ〉 社会福祉法人 1法人1回 児童発達支援センター 1園1回 小学校 1校1回 高等学校 1校1回 短期大学 1校2回
函館人権擁護 委員連合会	デートDV	高等学校 2校2回 専門学校 1校1回
NPO法人 ウィメンズ ネット函館	デートDV	大学 1校1回
	DV・性暴力	少年刑務所 10回 家庭生活カウンセラー 2回 ママと子どもの避難所体験会 1回 人権擁護委員会 1回
子ども未来部 子育て支援課	デートDV	中学校 10校10回 高等学校 1校 1回

カ 事業の概観

代表者会議では、被害者等への支援および性暴力の防止活動全般についての情報交換や、各構成団体の活動に係る実施状況について報告等を行う。

令和5年度（2023年度）の主なトピックは次のとおりである。

(ア) 会長の選任

(イ) 函館性暴力被害防止対策協議会の活動状況

(ウ) 函館性暴力被害防止対策協議会の活動計画

性暴力被害防止対策協議会は、基本方針として「地域一体となった推進体制」「被害者支援体制の円滑な運用」「子ども重視の予防教育」を掲げており、実際に、行政や警察、医療、司法、教育、NPO等の連携（「地域一体となった推進体制」）や、被害者のための相談（「被害者支援体制の円滑な運用」）を行っているほか、早期の段階から性暴力に関する問題を対人関係の身近な問題と捉えてもらうために、学生への講座（「子ども重視の予防教育」）を開催している。

(2) 監査の結果

上述のように、本事業は性暴力に関する問題の意識付け等の観点からも重要な事業であり、今後も継続して実施されることが望ましい。

決算の内訳をみても、そのほとんどは性暴力被害者相談業務の委託料（委託先はNPO法人ウィメンズネット函館）であり、本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

17 民間女性シェルターに対する運営補助

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本活動の根拠となる法令等は、函館市配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金交付要綱である。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

本事業は、シェルターへの入所からステップハウスの入所、被害者の自立支援までの総合的な支援を目指すことを目的とする。

ウ 事業の内容

(ア) DV被害者の身の安全を守る民間シェルター（アパート等を賃借）の家賃などへの助成

(イ) シェルター退所後の被害者の自立支援の場となる「ステップハウス」の家賃への助成

(ウ) DV被害者を対象とした就労支援に対する経費などへの助成

(エ) DV被害者の精神面のケアのためのカウンセリングに係る経費への助成

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シェルター家賃	1,518,371	1,819,586	1,662,600
ステップハウス家賃	720,000	720,000	720,000
自立支援関係費	580,730	590,770	584,470
シェルター移転経費	231,920	142,800	0
合計	3,051,021	3,273,156	2,967,070

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間シェルター 一時保護件数	31	36	25
ステップハウス 利用件数	22	25	23

カ 事業の概観

(ア) 委託先であるNPO法人ウィメンズネット函館は、平成10年(1998年)にDV被害者の保護、自立支援を行うことを目的に設立された法人であり、DV被害者を一時保護するため、道南唯一の民間シェルターを運営するとともに、被害者に対する継続的な相談活動の実施や、就業支援、住宅の確保など、様々な支援活動を行っている。平日午前10時から午後5時までの7時間、相談窓口を開設しており、また、同法人は相談者のニーズを的確に把握し、かつそれに伴う支援のノウハウも十分に蓄積されている。

(イ) なお、自立支援のための実施状況は次のとおりである。

(単位：人)

区 分	開催実績	参加者数
就労支援講座	6講座 計11回	65
インターンシップ	2か所 計10日間	4
カウンセリング	6回	32

※就労支援講座およびカウンセリングは延べ人数

(ウ) 本事業は、シェルターへの入所からステップハウスの入所、被害者の自立支援までの総合的な支援を目指すことを目的とするものであり、本事業は非常に重要かつ意義の大きな事業であるといえる。

(2) 監査の結果

民間シェルターにおける一時保護件数やステップハウス利用件数は、毎年相当な数が認められる。

本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

18 男女共同参画苦情処理制度の活用

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、同施行規則、第3次はこだて輝きプラン等である。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

市民または事業者からの男女共同参画に関する申し出に対し、助言等を行うことを目的とする。

ウ 事業の内容

市長から委嘱された委員が、市民等からの男女共同参画に関する苦情等の申し出に対し、適切な対応処理にあたる。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

なお、事業費には、本事業のほか男女共同参画審議会の決算額も含まれている。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	70,000	130,000	30,000

オ 利用者等の実績

直近3年間の実績は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男女共同参画苦情処理制度申出件数	1	0	0

なお、上記事業費に含まれる男女共同参画審議会の開催実績は、次のとおりである。

(単位：回)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1	3	1

カ 事業の概観

本制度は、函館市男女共同参画推進条例および同施行規則に基づき、平成17年（2005年）10月1日からスタートした制度である。

市長から委嘱された委員が、市民からの男女共同参画に関する苦情等の申し出に対し、処理にあたる。

具体的には、市の施策等について男女共同参画の観点から苦情がある場合や、性別による差別的取扱いおよびセクシャルハラスメントなどの人権侵害に該当し、具体的な被害または不利益を被り、相手方に対し改善等を求める場合に、苦情処理委員が必要に応じて、申出人や関係者から話を聞く等の調査を行い、必要と認めるときは、市の機関や関係者に対して改善の措置を取るよう意見や要望をなすというものである。

苦情処理委員の任期は2年、現在の定数は3人である。

苦情処理委員からの意見書を受けて、改善の措置を講ずるとき、あるいは講ずることができないときのいずれの場合も、市の機関は苦情処理委員に対し報告等を行う。

また、苦情の処理状況については、苦情処理制度に基づく申し出には至らなかった相談件数も含め、男女共同参画審議会に報告されている。

(2) 監査の結果

【意見6】

男女共同参画苦情処理制度が市民に十分認知されているか、また、本制度の活用案内が十分になされているか点検を行うことを求める

ア 本制度が事実上活用されていないこと

本制度の活用状況を確認したところ、令和3年度（2021年度）に1件があったのみで、令和4年度（2022年度）および令和5年度（2023年度）の件数は0件であった。

イ 本制度が活用されることは望ましいことであること

「苦情」処理の件数が少ないあるいは0であるということは、それだけでは、男女共同参画の推進を証明するものとは言えない。

男女共同参画についての市民の意識が高まり、男女共同参画に関する事柄についての問題意識が強くなるにつれ、これまで見過ごされてきた事柄が、問題や課題として苦情の対象となっていくものと考えられる。

そのような観点からすれば、「苦情」処理の件数が増加することは、市における男女共同参画の促進の顕れと言える。

したがって、本制度の活用が、市における男女共同参画の推進にとって望ましいものである、という視点を持つことも重要である。

ウ まとめ

市は、男女共同参画審議会やその他の機関における議論を通じて、また、その他あらゆる場面から、男女共同参画に関して生じている問題や市民の声を吸い上げて、適切な機関が対応することができるような仕組みづくりを行っていく必要があり、男女共同参画苦情処理制度もその一つであると考えられる。

市民の声を聴くツールは、本制度が唯一のものである必要はなく、本制度をより有効に活用すべく、制度自体の認知がされているかどうかについても再度点検を行うべきである。

19 女性相談室の設置

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、売春防止法であり、市については、函館市母子・父子自立支援員業務要綱である。

財源として、国から児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金（補助基準額の2分の1）の補助を受けている。

所管は子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

本事業は、保護または自立のための援助を必要とする女性に係る生活各般の問題についての相談に応じ、必要な指導を行うことを目的とする。

ウ 事業の内容

配偶者からの暴力（DV）をはじめ、女性に関するあらゆる悩みや相談に応じるため、女性相談室に専門の相談員を配置している。

本事業は、平成29年（2017年）から、相談業務の一部をNPO法人ウィメンズネット函館に委託することにより、相談者の利便性の向上を図るとともに、団体が有するノウハウを活用し、女性相談体制の拡充を図っている。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

なお、NPO法人ウィメンズネット函館に対する委託料は含まれていない。

（単位：円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	104,610	82,986	108,915

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

なお、NPO法人ウィメンズネット函館での利用実績は含まれていない。

（単位：件（延べ））

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
夫婦・離婚相談	393	455	388
家庭相談	118	154	114
生活・経済相談	49	37	7
職業相談	27	24	29
健康相談	8	1	2
性的な問題	3	0	1
男女問題	9	4	4
自分の問題	25	18	3
その他	35	138	27
計	667	831	575

カ 事業の概観

(ア) 配偶者からの暴力（DV）をはじめ、夫婦離婚相談、生活健康相談、職業相談といった女性に関する幅広い悩みや相談に応じるため、女性相談室に専門の相談員を配置している。

(イ) 相談員の配置状況は、福祉事務所子育て支援課内に3名、亀田福祉課内に2名である。

(ウ) 相談業務の一部は、NPO法人ウィメンズネット函館に委託されており、具体的な委託業務は、次のとおりである。

- ① DV被害者（DV防止法に規定する被害者）以外からの相談対応業務
- ② 相談記録および実績報告書等の作成業務
- ③ その他、相談者に対する必要な支援業務

(エ) 配偶者からの暴力といった女性に関する悩みについては、個人の力だけではどうにもならない問題も含まれている。

また、それ以外の問題についても、保護または自立の援助を必要とする女性が多いものと考えられることから、本事業は非常に重要かつ意義の大きな事業であるといえる。

(2) 監査の結果

本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

20 性暴力被害者支援相談員の配置

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、犯罪被害者等基本法、第3次犯罪被害者等基本計画である。

財源として、国から性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業。総事業費の2分の1）が交付されている。

所管は子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

被害を受けた本人やその家族などからの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートする拠点として設置し、性暴力や性犯罪の被害に遭われた方を支援することを目的とする。

ウ 事業の内容

性暴力や性犯罪の被害に遭われた方を支援するため、被害を受けた本人やその家族などからの相談を受け要望に応じた必要な支援をコーディネートする拠点として「函館・道南SART」を設置した。

本事業は、平成30年（2018年）から、相談業務をNPO法人ウィメンズネット函館に委託することにより、相談者の利便性の向上を図るとともに、団体が有するノウハウを活用し、女性相談体制の拡充を図るものである（前掲「17 民間女性シェルターに対する運営補助」も参照）。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	3,579,280	3,858,078	5,858,900

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談延件数	392	261	219
うち新規	29	24	48
うち再相談	363	237	171

カ 事業の概観

- (ア) 名称 函館・道南SART
(設置者：函館市、委託先：NPO法人ウィメンズネット函館)
- (イ) 開設日 平成30年(2018年)4月1日
- (ウ) 開設時間 月曜日から金曜日までの
午前10時から午後5時まで
- (エ) 電話番号 0138-85-8825
- (オ) 目的 性暴力や性犯罪の被害に遭われた方を支援するため、被害を受けた本人やその家族などからの相談を受け要望に応じた必要な支援をコーディネートする。
- (カ) 対象者 性暴力・性犯罪による女性の被害者など
- (キ) 支援内容 被害相談(電話・面談)、急性期対応、付添支援、関係機関(函館性暴力被害防止対策協議会による医療的支援、心理的支援、捜査関連支援)との連携

(2) 監査の結果

本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

2 1 性的少数者への理解の促進に関する事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下「LGBT理解促進法」という。）であり、市については、函館市男女共同参画推進条例である。また、函館市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱と関係するものである。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は、市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

本事業は、性の多様性に関する市民の理解を促進することを目的とする。

ウ 事業の内容

(ア) 性的少数者への理解の促進に向けたパンフレット「多様な性のあり方 LGBTを知っていますか？」の発行および配布

性的少数者当事者が、ありのままに生きられるよう、偏見のない地域社会の実現を目指すべく、性的少数者への理解を促進する内容のパンフレットを作成、配布する。

パンフレットの内容は、次のような項目でLGBTに関する基本的知識、当事者や家族のための相談窓口についての紹介のほか、当事者に配慮すべきことなどを掲載している。

- a LGBTに関する基礎知識
- b カミングアウトについて
- c 性的少数者に対して配慮すべきこと
- d アライについて
- e パートナーシップ制度について
- f 性の多様性について
- g 相談窓口について

パンフレットはA4版3つ折りで4色印刷のものであり、毎年3,000部を作成し、学校関係、公共施設、病院、スーパー、経済団体等に配布している。

多様な性のあり方

人の性別は、出生時の身体的特徴などから判別されますが、性のあり方は、多様で複雑です。性について考えるときに、次の4つの要素の組み合わせから考えることができます。

性の4要素

◆法律上の性

出生時の身体的特徴をもとに戸籍等に記載されている性

◆心の性（性自認）

自分がどの性別であるか、またはないかについての認識。男性または女性を感じている人もいれば、どちらにも当てはまらない、わからないという人もいます。

◆好きになる性（性的指向）

恋愛対象や性的な関心が主となる性別に向かふまたは向かないかという概念。同性または異性に向いている人もいれば、同性にも異性にも向いている人、または恋愛感情を生じない人もいます。

◆表現する性（性表現）

服装や言葉づかい、立ち振る舞いなど社会に向けて表現する性

「心の性（性自認）」、「好きになる性（性的指向）」、「表現する性（性表現）」は「男性」と「女性」に明確に分けられるものでなく境界線がないことから、「性はグラデーション」であると言われています。

法律上の性



SOGI (ソジ) について

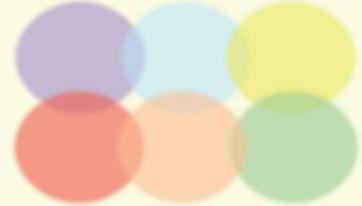
●性的指向 (Sexual Orientation) と
●性自認 (Gender Identity) の英文を並べたもの、LGBTだけでなく、私たち一人ひとりの様々な性のあり方について考えるときに用いられる言葉です。

相談窓口

ひとりで抱えこまずに、相談してみませんか。

- セクシャルマイノリティ相談 (函館市女性センター)
本人や家族のほか周りの方からの相談も受け付けます。
0138-23-4188 13:00~17:00 (毎週水曜日)
- みんなのこころ110番 (法務省)
0570-003-110 8:30~17:15 (月~金、ただし祝日は除く)
- よりそいホットライン
性別や同性愛などに関する相談専用回線があります。
0120-279-338 24時間通話無料 (セクシャルマイノリティ専用回線 #4)
- こころの健康相談統一ダイヤル (北海道立精神保健福祉センター)
0570-064-556 9:00~21:00 (月~金) 10:00~16:00 (土日祝)
- にじいろ法律相談 (札幌弁護士会)
本人や家族のほか周りの方からの相談も受け付けます。
080-6090-2216 17:30~19:30 (毎月第2・4金曜日) 11:30~13:30 (毎月第4金曜日)
- にじいろtalk-talk (NPO法人北海道レイジー・リソースセンター-LPart)
月に2回セクシュアリティに関するLINE相談を行っています。対応時間 18:50~21:50
LINE @ebx1820z
X (@Linq2018)
- つながるにじいろオンライン (一般社団法人SOGI性相談・社会福祉企業協議会)
家族や近所など身近な人からの相談も受け付けます。19:00~22:00 (毎週火・木・土曜日)

(発行) 函館市市民部市民・男女共同参画課
〒040-8666 函館市東豊町4番13号
TEL: 0138-21-3470 市HP
FAX: 0138-23-7173 「性の多様性について」
MAIL: danjokiyodo@city.hokodate.hokkaido.jp
※電話番号を変更して印刷しています。



多様な性のあり方

LGBTを知っていますか？



LGBTってなんだろう？

LGBTとは、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者 (セクシャルマイノリティ) を表す言葉の一つとして使われています。

- L**esbian (レズビアン)
自分を女性と認識し、女性を好きになる人
- G**ay (ゲイ)
自分を男性と認識し、男性を好きになる人
- B**isexual (バイセクシュアル)
同性を好きになることもあれば、異性を好きになることもある人
- T**ransgender (トランスジェンダー)
戸籍など法律上の性と性自認が一致しない人。違和感のある人

LGBT以外にもさまざまな性のあり方が存在します。
例えば、Xジェンダー (性自認が女性/男性と明確に二分できない人 (両性・中性・無性・不定性など多様)) や、クエスチョニング (心の性や好きになる性について、迷っている人、決まっていない人、あえて決めていない人)、アセクシュアル (他人に性的関心を抱かない人) など様々な人がいます。
性的指向や性自認は、本人の意識で変えられるものではありません。それぞれの生き方を尊重し、誰もが自分らしく、いきいきと活躍できる社会をみんなでつくりたいと思います。

周りにはいないと思っていませんか？

日本にLGBT等性的少数者がどれくらい存在するのか、民間団体や自治体などが調査しており、人口の約3~10%とする調査結果が報告されています。(函館市の人口約24万人中の3%は約7,200人にあたります。)

～あなたの周りにいないのではなく、気付いていないだけかもしれません～

- 自分の性のあり方を知られず、孤立したり、差別を受けたりして不安を抱えている人がいます。
 - 自分の性的指向や性自認を隠し止めて悩んだり、苦しんだりしている人がいます。
 - 性的少数者が身近にいることを意識し、差別的な言動をしないようにしましょう。
- 職場の同僚や友人関係、家族や親戚にも「LGBT等性的少数者の方がいるかも知れない」という想像力を持つようにしましょう。

カミングアウトされた時は…

カミングアウト (自分の性のあり方を打ち明けること) をされるのは、あなたが信頼されている証です。
■ まずは真摯にその話を傾けましょう。
■ 本人が何に困っているのかをくみとり、一緒に考える態度をもちましょう。
その人の性のあり方を本人の同意なく第三者に暴露してしまうことを「アウトティング」と言います。プライバシーの侵害になる「アウトティング」は絶対してはいけません。

⚠️ アウトティングは人権侵害です。⚠️

アライ～LGBT等性的少数者の理解者・支援者
LGBT等性的少数者のことを理解し、支援しようとする人のことを「アライ」(Ally「同盟」という意味) といいます。
性の多様性についての正しい知識を身につけ、悩んでいる当事者の方がいたら、落ち着いた話を聞き、受け止める。誤解や差別的な言動を見聞きしたときは、見て見ぬふりをしないで指摘するといった行動が、当事者の方を勇気づけます。積極的に「アライ」を表明しましょう。

こんなこと言っていないませんか？

あなたは、こんな言葉を使っていますか？
日常の何気ない言葉に傷ついている人がいます。

男らしくない、おまえオカマか。
ここには同性愛者がいないよな。
いつまでも結婚しないとソッチの人だと思われるぞ

当事者によって感じ方は異なりますが、このような言葉に傷つく人もいます。当事者の中には、「ホモ」「オカマ」「レス」などといった表現をあえて使う人もいますが、だからといって当事者以外が安易に用いて良いわけではありません。

函館市パートナーシップ宣誓制度

2022年4月から、一方または双方が性的少数者であるお二人がお互いを人生のパートナーであることを市に宣誓し、市が受領証等を交付する「函館市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。この制度に法的効力はありませんが、性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるようになることをめざします。
また、札幌市等、他の制度導入自治体と連携協定を締結し、制度の相互利用等を行っています。

**LGBTフレンドリー企業
推進アドバイザー派遣事業**

企業等における性の多様性を尊重した取組を支援するため、市内の事業所へアドバイザー (社会保険労務士) を派遣します。
他にも、市民理解の促進を図るための取組を進めています。詳しくはこちら

(啓発パンフレット「LGBTを知っていますか？」令和6年3月発行版)

(イ) 市職員向け研修の実施

市職員が、性の多様性について正しい知識を持ち、理解を深めることにより、窓口を訪れる市民に対し適切に対応するとともに、性的少数者に対するハラスメントのない職場環境づくりを推進するため、市職員向け研修を実施している。

令和5年度（2023年度）は、7月27日に社会保険労務士を講師に招いて実施され、参加人数は、会場25名、オンライン10名であった。

また、令和3年（2021年）4月に職員向けのハンドブック「函館市職員のためのLGBT等対応ハンドブック～多様な性のあり方を理解し、サポートできる職員であるために」を作成し、ホームページで公開している。

(ウ) 啓発イベント開催

- a 性の多様性に関する市民の理解促進、「函館市パートナーシップ宣誓制度」の周知を図るため、LGBT等性的少数者をテーマとした映画の上映会および講演会を実施した。

開催日時 令和5年8月26日（土曜日）

午後1時～午後3時30分

上映映画 「カラコエの花」

講師 中谷衣里氏

開催場所 函館市中央図書館 視聴覚ホール

参加者 52名

- b 性的少数者に関する活動団体「レインボーはこだてプロジェクト」が主催する「虹をはいて歩こう」の連携事業として、講演会およびトークセッションを開催した。

開催日時 令和5年10月28日（土曜日）

午後1時～午後2時30分

開催場所 函館蔦屋書店 2階

講師 ケンタ氏

トークセッションパネリスト 満島てる子氏、ケンタ氏

参加者 50名

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(ア) 性的少数者への理解の促進に向けたパンフレットの発行および配布

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	57,750	49,500	49,500

(イ) 市職員向け研修の実施

なお、本事業は令和4年度（2022年度）から実施されている。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	—	18,000	18,817

(ウ) 啓発イベント開催

なお、本事業は令和4年度（2022年度）から実施されている。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	—	379,990	278,263

オ 事業の概観

(ア) 性的少数者への理解の促進に向けたパンフレット「多様な性のあり方 LGBTを知っていますか？」の発行および配布

同パンフレットは、紙媒体として作成して配布するとともに、市のホームページ「性の多様性について」においても紹介され、ダウンロードが可能な状態になっている。

令和5年度（2023年度）のパンフレットは、3月に発行されており、LGBT等に関する新しい情報が盛り込まれているのが特徴的である。性的少数者に関する近時の問題意識や社会的な関心の高まりに対応するためには、常に新しい情報、知識を得る必要があり、パンフレットは十分にその目的を達しているものといえる。

(イ) 市職員向け研修の実施

市では、独自に職員向けのハンドブックを作成して職員に配付しているほか、民間企業等での取組への活用等も考慮して、ホームページからダウンロードできるようにしている。

同ハンドブックは、市がパートナーシップ宣誓制度を導入した令和4年度（2022年度）より前の令和3年（2021年）4月に作成されたものである。

(ウ) 啓発イベント開催

a 映画上映会および講演会

土曜日の午後という一般市民が参加しやすい日時に開催されており、場所についても市民になじみがあり、かつアクセスのしやすい市中央図書館が選ばれていた。

52名の参加者のうち、LGBTに関する知識、関心を有する人が8割であった。

また、半数以上の参加者が50代以上であった。

b 講演会およびトークセッション

上記と同様、開催日時は土曜日の午後であり、一般市民が参加しやすい日時であった。

開催場所は、函館蔦屋書店であり、参加者の年齢層は、40代が一番多く、20代、50代がこれに続いていた。

参加者は性的少数者への知識がある人が非常に多く、また、講師の著名度、人気による参加者の多さがうかがわれた。

(2) 監査の結果

【意見7】

市職員向けの研修参加者が増えるよう、研修内容の充実および市職員への働きかけを検討されたい

ア 研修参加者が少ないこと

令和5年度（2023年度）に実施された市職員向け研修の参加者は、会場25名、オンライン10名の合計35名に留まっている。

本事業は令和4年度（2022年度）から始まったものであり、過去に受講した人数を含めても、73名である。（令和4年度参加者数：会場30名、オンライン8名）

イ 研修受講の必要性

市職員が、性の多様性について正しい知識を持ち、理解を深めることは、窓口を訪れる市民に対する適切な対応につながり、市民へのサービス向上につながるだけでなく、本研修のねらいとして、性的少数者に対するハラスメントのない職場環境づくりの推進も含まれていることから、窓口業務に携わっていない職員であっても、本研修を受講する必要性は高い。

ウ まとめ

市職員全体の人数を鑑みると、研修の参加者が極めて少なく、この現状には、速やかな改善が求められる。

一度受講した職員であっても、再度受講しようと思えるような研修となるよう、その内容の見直しを図るとともに、職員に対する研修受講の呼びかけ、働きかけを積極的になされるよう検討を求めるものである。

【意見8】

市職員向けハンドブックを速やかに改訂されたい

ア ハンドブックの作成時期

市では、独自に職員用のハンドブックを作成・発行しているが、現在発行されているハンドブックの作成は、令和3年（2021年）4月30日である。

イ 情報のアップデートの必要性

LGBT等性的少数者に関する近時の問題意識、社会的な関心の高まりに対応するためには、常に新しい情報、知識を得る必要がある。

この分野においては、発行から「まだ2、3年しか経過していない」のではなく、「もう2、3年経過してしまっている」という視点が必要である。

また、令和3年（2021年）4月30日に作成された本ハンドブックには、企業向けハンドブックとは異なり、令和4年度（2022年度）に市が導入したパートナーシップ宣誓制度に関する記載がない。

パートナーシップ宣誓制度は、その導入時期の早さや、制度導入後も利用者が利用可能な行政サービス拡大を進めるなど、市が行っている素晴らしい取組の一つである。

このような制度を職員全体に周知、理解してもらい、市民サービスにつなげるうえでも、ハンドブックを改訂し、パートナーシップ宣誓制度の基礎知識を掲載することは急務である。

ウ まとめ

以上の観点から、市職員向けハンドブックの速やかな改訂を求めるものである。

2 2 性的指向・性自認に関する相談体制の充実

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、LGBT理解促進法であり、市については、函館市男女共同参画推進条例である。また、函館市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱と関係するものである。

本事業は、指定管理者の管理業務として実施されており、指定管理に係る委託料の財源の一部に、女性センター使用料を充てている。所管は、市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

性的少数者等の相談支援体制の充実を目的とする。

ウ 事業の内容

性的指向や性自認に悩む人のための相談、当事者やその家族の交流事業を実施する。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

なお、本事業は、女性センターの指定管理者の管理業務として実施されており、事業費は、女性センターの施設の管理に係る決算報告書によるものである。

なお、下記事業費には女性センターが受託している他の相談事業も含まれている。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	866,275	842,125	905,550

オ 事業の概観

相談事業として、令和5年度(2023年度)には「『ホッとたいむ』LGBTQ編」というタイトルで実施された。

同事業は、性的指向や性自認に悩む人のための相談、当事者やその家族の交流事業として実施されており、年度内に5回実施され、いずれも募集定員10名に対して10名が参加した。

また、常設相談窓口として、毎週水曜日午後1時から午後5時までの間「セクシャルマイノリティ相談」が開設されている（年間実施数47日 電話相談）。

函館市女性センター 参加者募集

令和5年度 5月～3月 / 相談事業

同じ悩みを持つ者同士の心を開く時間

「ホッとたいむ」

LGBTQ編

「自分の性別に違和感がある」「同性が好き」
 「恋愛として好きになるという感覚がよくわからない」…そんな悩みありませんか？
 LGBTQをはじめとする性的少数者の方や家族の方が、
 ボードゲームやおしゃべりをしながら、気軽に交流できる場です。

プライバシーは守られます。
 年齢、性別（性自認）や、性的指向は問いません。
 カミングアウトするかどうかは自由です。



開催日

5月20日(土) 13:30 <small>4月21日(金) 受付開始 15:30</small>	11月11日(土) 13:30 <small>10月14日(土) 受付開始 15:30</small>
7月8日(土) 13:30 <small>6月10日(土) 受付開始 15:30</small>	1月13日(土) 13:30 <small>12月16日(土) 受付開始 15:30</small>
9月13日(水) 18:00 <small>8月18日(金) 受付開始 20:00</small>	3月9日(土) 13:30 <small>2月10日(土) 受付開始 15:30</small>

※都合により内容に変更が生じる場合がございますのでご了承願います。
 ※駐車スペースが僅少のため、近隣の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関をご利用ください。

対象 函館市民または市内在勤、在学の当事者やその家族の方など

参加料 無料 **定員** 10名(申し込み順) ※ニックネームでOK!

申込受付 午前10時より 電話(23-4188)または直接 女性センターへ

 **6か月以上の未就学児を無料で託児します。**(申込時にご予約ください。)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の項目をご理解の上、参加申込ください。
 ●講座開催中はマスクの着用をお願いします。●当日、咳や発熱等の体調不良がある方のご参加はご遠慮いただきます。
 ●感染症の流行状況に合わせて、開催を中止する場合や、定員を減らす場合があります。

函館市女性センター 函館市東川町11-12 電話:0138-23-4188

<https://www.hakodate-josen.com>

(「ホッとたいむLGBTQ編」案内文書)

(2) 監査の結果

同事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

23 性の多様性に係る事業者における職場環境づくりの推進

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、LGBT理解促進法であり、市については、函館市男女共同参画推進条例、函館市LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業実施要綱等である。

財源は全額一般財源で実施されている。

本事業の所管は、市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

性的少数者が日常生活を送るうえで感じている困難さの解消を図るために、企業等のさらなる性的少数者への理解促進を目的とする。

ウ 事業の内容

(ア) 企業向け啓発誌等（LGBT等対応ハンドブック）の作成

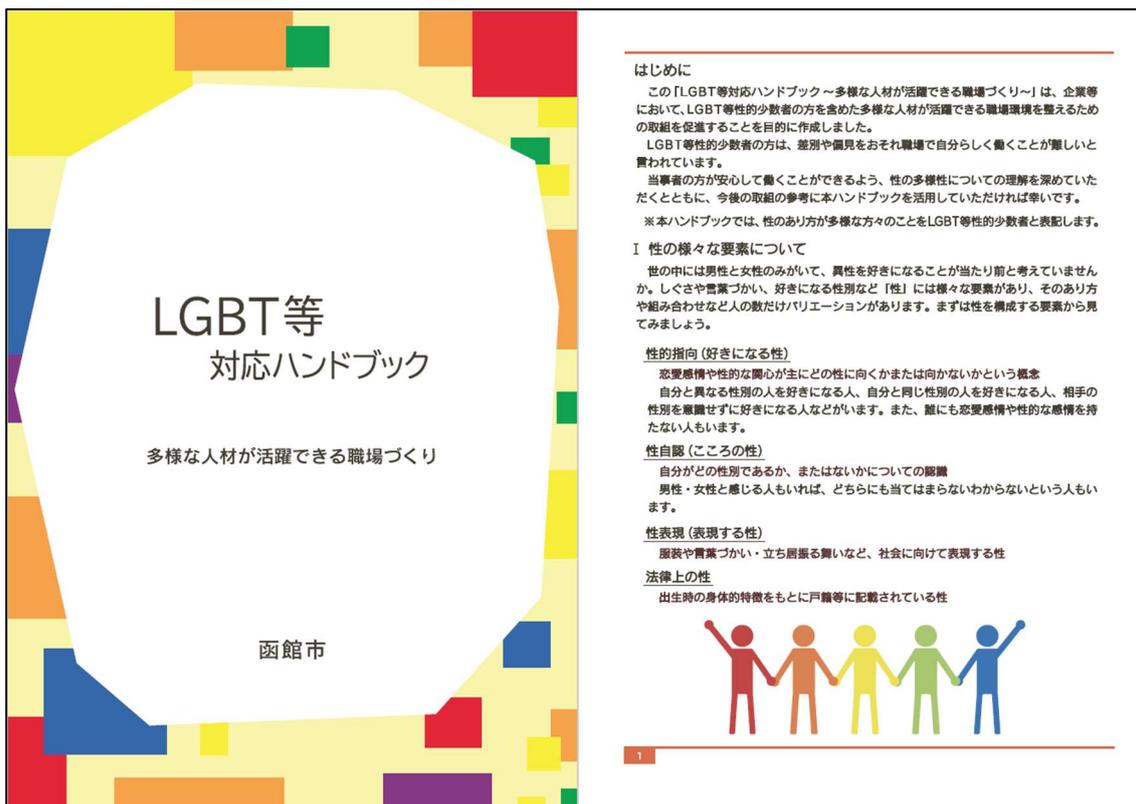
企業における性的少数者への理解促進に向けて、多様な性に関する基本的事項や性的少数者当事者の声、企業等の実践事例を紹介した企業向けハンドブックを増刷した。

ハンドブックの掲載内容は、

- a 性的少数者に関する基礎知識
- b 性の多様性に関する社会の流れ
- c 企業の取組の視点
- d 性的少数者の抱える困難について
- e 多様な人材が活躍できる職場づくりについて
- f パートナーシップ宣誓制度等函館市の取組の紹介
- g 市内の活動団体と相談窓口

などである。

ハンドブックは全10頁の本文に表紙および裏表紙で構成されている。増刷部数は1,000部であり、医療機関や企業などに配布されたほか、市のホームページの「性の多様性について」のページからダウンロードが可能になっている。



(「企業向けLGBT等対応ハンドブック」)

(イ) LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業

企業における性の多様性を尊重した取組を推進するべく、令和3年(2021年)から始まった事業であり、函館市LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業実施要綱および函館市LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業実施要領に基づいて実施されている。

市から委嘱を受けた北海道社会保険労務士会函館支部が、LGBTフレンドリー企業推進アドバイザーとして社会保険労務士を各企業に講師として派遣し、LGBTに関する基礎知識および配慮等の対応事例についてのセミナー等を1回につき2時間以内で行う。

エ 事業費等の推移

- (ア) 企業向け啓発誌等（LGBT等対応ハンドブック）の作成
令和4年度（2022年度）は作成なし。

（単位：円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	92,400	—	110,000

- (イ) LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業

（単位：円／社／回）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	198,000	126,000	72,000
対象企業	8	4	2
延べ回数	11	7	4

※派遣1回につき講師謝礼金1万8千円

オ 事業の概観

性的少数者が日常生活を送るうえで感じている困難さの解消を図るためには、生活の中で大きなウェイトを占める就労環境、すなわち企業等の理解促進を図ることが必要不可欠である。

LGBT等対応ハンドブックは、非常にコンパクトに基礎知識が網羅的にまとめられている。また、パートナーシップ宣誓制度やLGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業など、独自の取組などにも触れられているうえ、QRコードを活用して市のホームページへのアクセスを容易にするなどの工夫が見られる。

LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業については、令和4年度（2022年度）は、企業4社に対して延べ7回の派遣が実施されていたのに対して、令和5年度（2023年度）は2社、延べ4回に留まっている。

(2) 監査の結果

【意見9】

LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業がより活用されるよう、企業・事業所への周知・広報の仕方等を工夫されたい

ア 本事業の重要性

性的少数者が日常生活を送るうえで感じている困難さを解消し、ありのままに生きられるよう、偏見のない地域社会を実現していくためには、まず市民に対する意識啓発などを通じた理解促進が必要不可欠である。

しかし、市民個人の理解の促進が進んだとしても、適切な労働環境を構築できるかどうかは、企業の理解、実践が無ければ実現しない。

そのような観点からすると、本事業の意義は極めて高いものであり、このような事業を開始・継続している市の姿勢は評価すべきである。

イ 事業の活用が不十分であること

しかし、令和5年度（2023年度）は、派遣先企業がわずか2社に留まっており、この現状は非常に残念なものである。

LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業は、開始されて間もない事業である。そのため、各企業・事業所等は、本事業を認知していない可能性も高い。

例えば、企業向けハンドブック「LGBT等対応ハンドブック」の末尾に本事業の紹介がされていることは望ましいが、本事業の趣旨、必要性、企業側のメリット等が十分に記載されていないため、本事業に着目してもらいにくいものとなっている。

ウ まとめ

本事業の意義は高いことから、より多くの企業を対象として実施されるよう、周知・広報の方法等を工夫し、積極的に事業を展開されたい。

第3 あらゆる分野への男女共同参画の促進

【参画の拡大に関する事業】

1 各種審議会等委員への女性登用の促進

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例、附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領、函館市女性人材情報提供事業実施要綱等である。

特段の予算措置は講じられていない。

所管は総務部人事課（登用促進関係）および市民部市民・男女共同参画課（女性人材リスト関係）である。

イ 事業の目的

あらゆる分野における男女共同参画の促進を目指すうえで、各種審議会における女性登用の促進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

市に関係する審議会は101にのぼり、令和5年（2023年）4月1日時点の委員の総数は1,092名である。

本活動は、この委員の女性登用の向上を図るものである。

（ア）登用目標値の設定

函館市は、女性登用の目標値を35%と設定している。

（イ）目標値達成のための取組

積極的な女性登用のため、各団体等へ女性の優先的な推薦依頼を徹底するほか、女性が主体的に参画できるよう、委員の選定手続きについて公募制の拡大を図っている。委員数1,092名のうち、公募制の対象となった委員は44名である。

また、公募との関係では、女性人材リストを作成して、審議会等の公募情報を登録者へ提供することで、女性が主体的に参画する機会を提供している。

エ 実績等

(ア) 女性登用率の推移

第3次はこだて輝きプラン策定時の平成28年（2016年）4月1日現在の女性登用率は24.7%であった。

（単位：人／％）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員総数	1,122	1,102	1,092
女性委員数	278	279	281
女性登用率	24.8	25.3	25.7

(イ) 女性人材リストの登録状況

女性人材リストについては、登録者数が減少している。

（単位：人）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	50	55	33

オ 事業の概観

本事業は、あらゆる分野における男女共同参画の促進という観点から、市が関与する各種の審議会等への女性委員の登用率の向上を目指す活動である。

「附属機関等の委員の公募に関する取扱い」では、公募制の実施に当たって、「女性登用率の目標（35%）を達成するため、女性を優先的に決定する枠を設けることができるものとする」と定め、また、各種審議会等の改選時期における女性登用促進のための取組として、団体推薦枠委員の改選の際に、優先的な女性候補者の推薦について依頼する等の対応をとっている。

女性登用率の目標は、平成20年度（2008年度）に策定した「第2次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」において、それまでの20%から30%に引き上げられ、平成30年度（2018年度）に策定した現計画である第3次はこだて輝きプランにおいて、35%に目標値がさらに引き上げられた。

しかし、現状の数値は、現在の第3次基本計画の目標値どころか、第2次基本計画の目標値である30%にも及んでいない。

(2) 監査の結果

【指摘1】

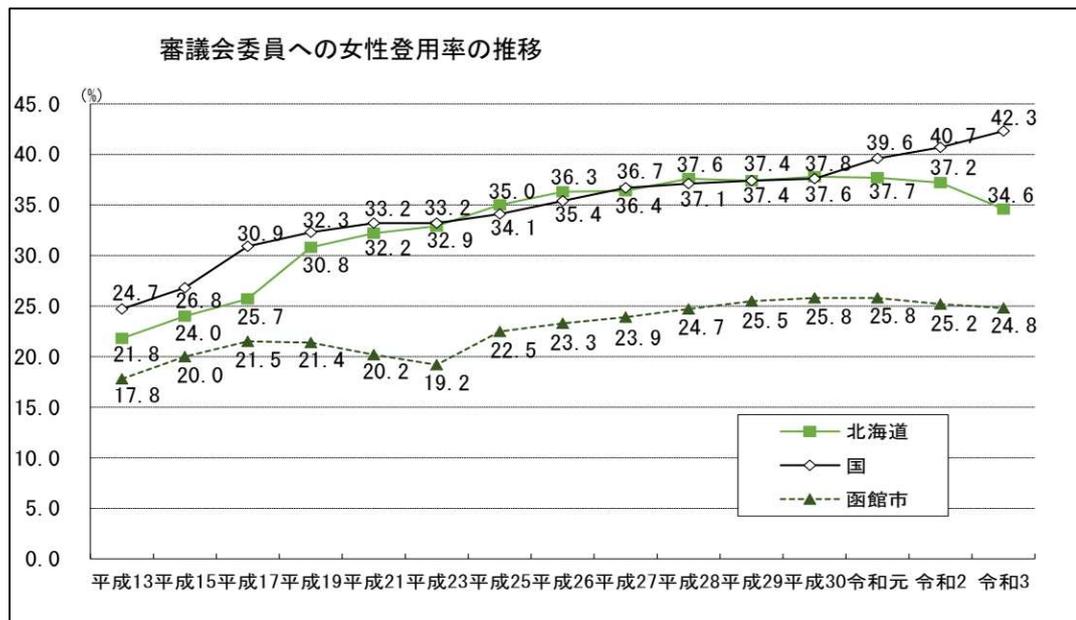
目標値である35%に到達するよう実質的な対応を取るとともに、数値目標自体の上方修正を検討されたい

ア 数値目標について

市は、平成20年度（2008年度）に策定した第2次函館市男女共同参画基本計画において、女性委員の登用目標値を30%と定め、その後、現在計画期間中である第3次はこだて輝きプランの策定にあたって、その数値を35%に引き上げた。

イ 女性登用率の現状

しかし、審議会委員への女性登用率は、平成23年（2011年）の19.2%からは上昇に転じてはいるものの、現在に至るまで約25%程度で推移している。



(「第3次函館市男女共同参画基本計画

はこだて輝きプラン中間見直し」より)

このグラフは令和3年（2021年）までのものであるが、函館市における各種審議会委員への女性登用率が、国や北海道と比べると、大きく隔たっていることがわかる。

女性登用率については、内閣府男女共同参画室による「第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」に具体的な数字が掲げられている。

【「第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」における審議会等委員に占める女性の割合について】

(単位：%)

区分	目標値(期限)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
国	40%以上 60%以下 (2025年)	40.7	42.3	43.0	42.1
都道府県	40%以上 60%以下 (2025年)	33.3	33.4	34.0	34.6
市町村	40%以上 60%以下 (2025年)	27.1	27.6	28.0	28.5

まず、国における審議会等委員に占める女性の割合の目標値は、令和7年(2025年)を期限とし、40%以上60%以下とされており、令和5年(2023年)の女性登用率は42.1%に達し、目標値を達成している。

また、都道府県の目標値は、国と同様に40%以上60%以下であるのに対し、令和5年(2023年)には34.6%に留まっている。

そして、市町村の目標値も、国や都道府県と同様に40%以上60%以下とされており、令和2年(2020年)は27.1%、令和5年(2023年)には28.5%に留まっている。

全体的な傾向としては、国および都道府県に比べて、市町村における審議会等委員に占める女性の割合が低い数値に留まっており、市町村における28.5%は決して高いものとはいえない。

国や都道府県と市町村を比べると、そもそも母数となる人口が少ないといった構造的な問題があることから、市町村においてその数値が低いことはやむを得ないものと考えられる。

しかし、函館市の現状(25.7%)は、自ら設定した目標値である35%を10ポイントも下回り、第2次函館市男女共同参画基本計画で設定した目標値である30%にも到達していない。

また、市町村における女性の割合(28.5%)をも下回っており、函館市の現状は、極めて厳しいものである。

ウ 目標値の設定について

第3次はこだて輝きプランにおいて目標値を35%と設定しているが、国が令和2年（2020年）12月25日閣議決定した第5次基本計画における成果目標は「40%以上、60%以下」である。

また、市が同計画の中間見直しを策定したのは、国の第5次基本計画の閣議決定後の令和4年度（2022年度）であるが、中間見直しにおいて、女性委員登用率の見直しはされていない。

この時点において、国が示した指針や自らの計画目標値と市の現状の数値をしっかりと照らし合わせ、女性登用率の向上に向けた活動の見直しを行うべきであったというべきである。

また、国の指針を下回る数値目標を設定、維持するのであれば、その合理的根拠を示すべきである。

エ まとめ

目標値を大きく下回っている現状は、現時点における各種審議会への女性登用に向けた取組が不足していることを示していると言わざるを得ない。

女性登用率の向上に向けて、より実質的、効果的な取組を検討し、速やかに改善を図られたい。

また、目標値の設定についても、国の第5次基本計画の趣旨等に照らして再検討されることを求めるものである。

2 女性団体活動状況調査の実施

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例等である。

特段の予算措置は講じられていない。

所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

あらゆる分野への男女共同参画を促進するために、女性を主たる構成員とする団体の活動状況などの調査を行い、人材等を把握することを目的とする。

ウ 事業の内容

市内の女性団体等の概況を毎年調査するものであり、平成10年度（1998年度）から実施されている。

エ 事業の概観

令和5年度（2023年度）における調査対象は63団体であり、令和4年度（2022年度）の56団体に比べて増加している。

本調査では、審議会等への女性委員の推薦の可否を調査項目としており、推薦可能な場合、例えば「人権、男女共同参画」や「保健・医療・福祉」「生活環境」といった、どの分野を扱う審議会に推薦可能かを確認している。

(2) 監査の結果

本調査は各種審議会への女性登用に向けた取組につながるものであり、調査を継続する必要性は高い。

本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

3 人材育成講座の開催

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例等である。

本事業は、指定管理者の管理業務として実施されており、指定管理に係る委託料の財源の一部に、女性センター使用料を充てている。所管は市民部市民・男女共同参画課である。

イ 事業の目的

あらゆる分野への男女共同参画の促進の観点から、女性を対象とした人材の育成を目的とする。

ウ 事業の内容

就職を目指す人がパソコン技術を身に着けるために、少人数制のパソコン講座を実施する。

講座は「エクセル」と「ワード」に分けられ、それぞれ全8回実施されている。

<p>函館市女性センター 受講生募集 令和5年度10~12月開講/学習講座</p> <p>就職のためのパソコン講座 「エクセル」8回コース</p> <p>「HAKODATEをびっくと広場」 「道民カレッジ」 対象講座</p> <p>就職を目指す人が、パソコン技術（エクセル）をじっくりと身につけるための少人数制の講座です。 ※パソコンの立ち上げや文字の入力ができる方向けの講座です。 ※全日程の受講が可能なる方を優先して受け付けます。</p> <p>開催日/10月6日~12月1日 (毎週金曜日・連続8回 ※11月3日はお休みです) 開催時間/午後6時30分~8時</p> <p>講師 IT POCKET 代表 中村 隆利氏</p> <p>対象 函館市民または市内在勤者</p> <p>受講料 無料 持ち物 筆記用具</p> <p>定員 求職者6名(抽選) ※こちらの講座は、申込み多数の場合は抽選となります。 ※抽選にのみ、後日ご連絡させていただきます。</p> <p>申込受付 9月8日(金)午前10時より ※抽選日 9月22日(金)9時30分 HP、電話(23-4188) または 女性センター窓口へ</p> <p>託児 6か月以上の未就学児を無料で託児します。(申込時にご予約ください)</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の項目をご理解の上、参加申込ください。 ● 当日、昼や夜間等の体調不良がある方のご参加はご遠慮いただきます。 ● 感染症の流行状況に合わせて、開催を中止する場合は、定員を減らす場合があります。 ※駐車スペースが僅少のため、近隣の有料駐車場をご利用いただくか、なるべく公共交通機関をご利用ください。</p> <p>函館市女性センター 函館市東川町11-12 電話:0138-23-4188 https://www.hakodate-josen.com</p>	<p>函館市女性センター 受講生募集 令和5年度6~7月開講/学習講座</p> <p>就職のためのパソコン講座 「ワード」8回コース</p> <p>「HAKODATEをびっくと広場」 「道民カレッジ」 対象講座</p> <p>就職を目指す人が、パソコン技術（ワード）をじっくりと身につけるための少人数制の講座です。 ※パソコンの立ち上げや文字の入力ができる方向けの講座です。</p> <p>開催日/6月2日~7月21日 (毎週金曜日・連続8回) 開催時間/午後6時30分~8時</p> <p>講師 IT POCKET 代表 中村 隆利氏</p> <p>対象 函館市民または市内在勤者</p> <p>材料費 無料 持ち物 筆記用具</p> <p>定員 求職者6名(抽選) ※こちらの講座は、申込み多数の場合は抽選となります。 ※抽選にのみ、後日ご連絡させていただきます。</p> <p>申込受付 5月6日(土)午前10時より ※抽選日 5月19日(金)9時30分 HP、電話(23-4188) または 女性センター窓口へ</p> <p>託児 6か月以上の未就学児を無料で託児します。(申込時にご予約ください)</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の項目をご理解の上、参加申込ください。 ● 当日、昼や夜間等の体調不良がある方のご参加はご遠慮いただきます。 ● 感染症の流行状況に合わせて、開催を中止する場合は、定員を減らす場合があります。 ※駐車スペースが僅少のため、近隣の有料駐車場をご利用いただくか、なるべく公共交通機関をご利用ください。</p> <p>函館市女性センター 函館市東川町11-12 電話:0138-23-4188 https://www.hakodate-josen.com</p>
--	--

(「就職のためのパソコン講座」リーフレット)

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

なお、本事業は、女性センターの指定管理者の管理業務として実施されており、事業費は、女性センターの施設の管理に係る決算報告書によるものである。

なお、下記事業費には女性センターが受託している他の講座開催経費や講座実施時における託児に係る保育費賃金等も含まれている。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	914,745	813,310	712,515

オ 事業の推移等

直近3年間の開催回数、参加人数は次のとおりである。

(単位：回／人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	16	16	16
参加延人数	91	88	78

カ 事業の概観

本事業は、女性の再就職等のための人材育成を目的として実施されている講座であるが、対象者は女性に限定されておらず、受講希望者は男女問わず申し込むことができる。

各講座とも定員は6名であり、参加者の充足率は100%に近く、人気の高さがうかがえる。

定員が6名に限定されているのは、本事業の委託を受けている女性センターにおいて、活用できるパソコンの上限台数が6台であることが理由である。

(2) 監査の結果

【意見10】

指定管理者へのパソコン機材の貸与提供等を行い、より多くの市民が本講座を活用できるよう工夫されたい

ア 本事業の重要性

女性が再就職を考えたときに、パソコンを全く使用しない職種は相当に限定されてしまう。

パソコンを使用した業務の中でも基本的なソフトであるワードとエクセルの習得に特化した本講座は、その必要性が高いものである。

参加者の充足率が極めて高いこともそれを裏付けるものである。

また、2か月という比較的短期間に、全8回（毎週1回）の講義を受講することは、スキルの習得、スキルアップに極めて有効なものである。

イ 受講者数が限定されていること

このように非常に意義が大きい本講座の受講者数が6名に限定されているという点については検討を要する。

より多くの市民にあらゆる分野への参画を促すという目的からすると、1年に12名（エクセルコースとワードコースの合計）しか受講できないというのは、あまりにその効果が限定的と言わざるを得ない。

ウ 受講者数が限定されている事情

現時点で受講者数が6名に限定されている理由は、本事業を実施する女性センターにおいて、市民の利用に供することができるパソコンが6台しかない、という物理的なものである。

これは、市が十分な予算を用意していないことにつながるものであるが、その点については項を改めて論じることとする。

エ 考えられる対応策について

ワードやエクセルの基本的な使用を習熟するという本講座の目的に照らせば、使用されるパソコンは決して高性能なものである必要はなく、新品である必要もない。

市は指定管理者に対して、市の予算で購入した備品の貸与を行うことができることから、指定管理者への負担を増加させることなく

本事業の効果を高めることは可能である。

このような工夫は、男女共同参画に関する各種事業が女性センターに集中している中で、指定管理者に過大な負担を与えないという観点からも強く望まれるところである。

オ まとめ

本事業は、その目的および効果において評価されるべきものであり、より多くの市民が本事業を利用できるようにすることが必要である。

4 女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市男女共同参画推進条例等である。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は経済部雇用労政課である。

イ 事業の目的

生産年齢人口の減少、若年者の市外流出による労働力不足という長期的課題および男女共同参画の観点も踏まえ、女性や高齢者などの潜在的な労働力の活用を図る必要がある。

そこで、子育てや家事、介護など時間の制約等があり、働きたくても働くことのできない女性や高齢者などの潜在的な人材の活用のため、シフトや業務の細分化（一部業務の切り出し）などによって短時間就労（短時間、少日数）を生み出し、新たな就業形態による雇用創出に取り組む企業を掘り起こし、潜在人材とのマッチングを試みることを目的とする。

ウ 事業の内容

本事業は、令和3年（2021年）に「女性・高齢者の多様な働き方導入モデル事業」として開始された。

具体的には、企業の潜在労働力を掘り起こすための「企業向けセミナー」の実施や、労働者側に対する「女性・高齢者向け就職基礎講座」、「おしごと説明会」などを開催して、企業とのマッチングを行っている。

就職基礎講座は、令和3年度（2021年度）のプログラムでは全10日間、令和4年度（2022年度）以降は全6日間の日程で開催され、託児利用も可能な体制となっている。

おしごと説明会は、企業と就労希望者のマッチングを図るべく、両者が参加する形態であり、説明会開催後は、参加者の希望に応じて、企業見学や就業体験、キャリアカウンセリングなどのいわゆる伴走支援を実施している。

また、令和4年度（2022年度）からは、企業向けセミナー参加企業を対象に、専門家によるセミナー後のアドバイス事業も行っ

ている。

本事業は、キャリアバンク株式会社に委託して実施している。
(令和3～5年度(2021～2023年度))

エ 事業費の推移

直近3年間における事業費決算額は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	4,692,600	8,501,000	8,919,000

オ 実績

個別の事業実施状況は次のとおりである。

(ア) 企業向け導入支援セミナーの開催

(単位：回/社)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2	2	2
参加企業数	12	18	18

(イ) 女性・高齢者向け就職基礎講座の開催

(単位：回/人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1	2	2
参加者数	20	41	57

(ウ) アドバイス事業

アドバイス事業はWEBの活用または訪問の方法による。

なお、本事業は令和4年度(2022年度)から実施されている。

(単位：回/社)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企業数	—	6	4

(エ) おしごと説明会

(単位：回／社／人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1	2	2
企業数	22	20	20
参加延人数	71	74	176

(オ) 就労支援による就職決定者数

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就職決定者数	12	22	36

カ 事業の概観

(ア) 本事業は、女性・高齢者の多様な働き方を促進支援するため、専門性の高い企業に業務を委託して就労のマッチングを図るものである。

地方公共団体が、男女共同参画の観点から具体的な就労の促進を行う場面は少ないが、本事業はその数少ないうちの一つであり、非常に意義のある事業である。

(イ) 事業における実績が順調に推移していること

本事業は、令和3年度（2021年度）にモデル事業として開始され、初年度から企業や就労希望者の数が一定程度あり、令和4年度（2022年度）から正式事業となっている。

令和5年度（2023年度）に至るまで、その実績は右肩上がりとなっており、事業実績は望ましいものであるといえる。

参加している企業も多分野にわたっており、本事業のより一層の活用が期待される。

(ウ) 業務委託事業であることについて

本事業は、公募型プロポーザルを経て、随意契約が締結されており、業務委託に係る手続等については、随意契約理由書等において、随意契約とすべき理由について十分な説明がなされていること、委託契約書において、個別具体的な委託事業内容について明示されていることなど、法令にしたがってなされていることが確認できた。

(2) 監査の結果

【要望2】

本事業がより一層活用されるよう、企業および就労希望者に対する周知・広報を工夫されたい

ア 事業が適切なものであること

上記において確認したように、本事業はその必要性が高く、その事業実績に照らして、経済性、効率性の点においても指摘すべき問題点はない。

イ 予算規模が相対的に大きいこと

もっとも、本事業の予算規模は、男女共同参画に関する予算の中では決して小さいものではなく、後述の女性センター管理委託料から施設維持管理費および租税公課を控除した金額が2, 114万5, 168円であるのに対し、本事業の委託料は889万9千円であり、その2分の1程度に及ぶ額となっている。

本事業がより一層活用され、配分された予算が有効に執行されることを強く期待する。

ウ 周知広報の工夫の余地について

説明会の案内や就職基礎講座の案内の具体的方法について、パンフレットは、柔らかい色味、表現を活用して、市民の目に留まりやすいものとなっており、市民への広報の仕方に意を払っていることがうかがえる。

他方で、市のホームページでは、「女性 就職」の検索ワードを入れると本事業に関する情報が出てくる一方、「女性 仕事」の検索ワードではすぐに表示されないといった状態となっている。

エ まとめ

市のホームページについては、市民にとって利用しやすいポータルサイトとなるべく、様々な検討や改善を常に続けられていると思料されるが、より一層の工夫を行い、本事業の周知・広報が図られるよう努められたい。

5 教育研究機関等における女性職員配置促進

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市教育センター条例、函館市教育センター条例施行規則等である。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は学校教育部南北海道センターである。

イ 事業の目的

あらゆる分野への男女共同参画の促進の観点から、教育研究機関等における女性職員の配置を促進することを目的とする。

ウ 事業の内容

各専門領域について部門別研究、授業実践等を行う南北海道教育センター研究員に女性教職員を委嘱するものである。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、以下のとおりである。

事業費の内訳は嘱託報酬であり、各年度とも一人当たり2万4千円である。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	216,000	216,000	216,000

オ 実績

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研究員人数	9	9	9
うち女性	2	1	3

カ 事業の概観

本事業は、現役の市内小・中学校教員を研究員として、学校教育の質的な改善、指導力を図る研究を実施するものである。

本事業の研究員は、通常の教員としての業務に加えて、研究員としての部門別研究、研究授業の実践を行う。

研究員については教員を対象とした一般公募ではなく、各種情報収集を行ったうえで候補者を選定する形をとっている。

(2) 監査の結果

【指摘 2】

女性職員の配置促進、女性教職員の委嘱の拡大という事業の目的および内容に即した選定や待遇改善を行うことを求める

ア 本事業の目的と選定手続きが合致していないこと

本事業は、教育研究機関等における女性職員の配置促進を図るため、南北海道教育センター研究員への女性教職員の委嘱の拡大を行うものであるが、研究員の選定過程においては、女性を優先的に選定していこうという積極性は見受けられず、いわゆるポジティブ・アクションの視点が欠如し、その目的に照らして適切な選定がなされているとは評価できない。

本事業は市の姿勢を示すものであり、事業の目的と選定手続きとの不整合は看過できないものであり、このような分野にこそ、ポジティブ・アクションを適用すべきである。

イ 待遇改善も必要であること

研究員への女性教職員の委嘱の拡大の隘路として考えられるのは、本事業における嘱託報酬が極めて低廉であることである。

本事業の研究員の負担は極めて大きく、本来の職務以外に相当の時間が割かれることになるにも関わらず、研究員の報酬は、年額で2万4千円、月額にするとわずか2千円に過ぎない。

このような低廉な報酬では、そもそも性別に関わらず、積極的に研究員となろうとする動機付けとなりようがないものである。

ウ まとめ

女性教職員の委嘱の拡大という目的を果たすためには、男女研究員の構成比をあらかじめ設定するなど、事業内容に即した選定手続きを検討すべきである。

また、研究活動の重要性に鑑みれば、嘱託報酬も見直すべきである。

6 労務状況調査の実施

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、労働関係の諸法（労働基準法、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律等）である。
財源は全額一般財源で実施されている。
所管は経済部雇用労政課である。

イ 事業の目的

本事業は、雇用対策・雇用環境向上推進の前提として実施されるものであり、主たる目的は、市内の企業における従業員の雇用状態を把握するために賃金をはじめとする諸労働条件を調査し、労働条件の改善、労働力の確保・定着を図るための基礎資料を取得するというものである。

ウ 事業の内容

本調査は昭和37年度（1962年度）から実施されており、男女共同参画に関する基礎資料として、労働者の男女比等のデータや管理的地位にある女性の割合のデータを収集・整理している。

令和5年度（2023年度）は、市内に所在する従業員10人以上の全事業所（1,896事業所）および市内に所在する従業員10人未満の事業所から抽出された915事業所を対象として調査を実施した。

その結果、従業員10人以上の事業所について638事業所（回答率33.6%）、従業員10人未満の事業所について204事業所（回答率22.3%）から有効回答が得られている。

なお、平成29年度（2017年度）から隔年実施ため、令和4年度（2022年度）は調査を実施していない。

エ 事業費の推移等

(ア) 事業費

直近3年間の事業費決算額は、以下のとおりである。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	928,657	—	1,278,249

(イ) 有効回答率

以下の数値は、従業員10人以上の全事業所および抽出された従業員10人未満の事業所を合算したものである。

(単位：事業所／%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象事業者数	2,832	—	2,811
回答事業者数	979	—	842
有効回答率	34.6	—	30.0

オ 事業の概観

本事業は、労働条件の改善、労働力の確保・定着を図るための基礎資料の収集を主たる目的としているものである。すなわち、本事業は男女共同参画社会の促進・実現を主たる目的としているものではないが、その中で、管理的地位にある女性の割合の把握等を行っている。

市内従業員10人以上の事業所における管理的地位にある女性は657人（全数1万8,933人、うち女性8,027人）で、全女性従業員の8.2%、男女比では26.0%に留まっている。

他方、従業員10人未満の事業所では、管理的地位にある女性は28人（全数549人、うち女性217人）で、全女性従業員の12.9%、男女比では34.6%である。

数値を比較すると、小規模の事業所の方が管理的地位にある女性の割合が高いことが認められる。

(2) 監査の結果

【意見11】

有効回答数向上のための周知・広報を工夫するとともに、コスト削減を検討されたい

ア 有効回答率が低いこと

上記で確認したように、本調査における有効回答数は年々減少しており、令和5年度（2023年度）ではわずか30%の回答率に留まっている。

この種の調査に対する回答作業は、企業にとっては利益を生まない煩瑣な事務である。

したがって、企業、事業所の立場からすると、このような調査に対する回答を積極的に行うインセンティブは生じにくく、有効回答数の向上は非常に困難な課題である。

イ 適切な基礎資料の必要性

有効・適切な政策を立案・実行するにあたっては、まず正確な実態の把握が必要である。そして、正確な実態把握には、まず十分な統計資料を収集することが必要不可欠である。

ウ 有効回答率向上のための工夫の余地について

各事業所に対する呼びかけ、周知をより一層徹底することは必要であるが、回答の方法についても検討すべきではある。

令和5年度（2023年度）の調査票は、全8頁にわたる紙媒体であり、郵送料は市が負担するものの、郵送による返送が求められている。回答すべき分量も多く、かつ、手書きとなると、なかなか回答が得られるものではない。

回答をしやすくするため、市のホームページにはエクセル形式の入力フォームが掲載されており、メールでの回答が行えるようになっていることからすると、回答の方法については、これ以上の工夫をすることは難しいと思われる。

もっとも、回答すべき項目を絞り、ホームページ上で回答が完結するような入力形式を取り入れるなど、回答方法について検討の余地はある。

エ 事業コストの見直しの必要性について

有効回答数が減少しているにも関わらず、本事業のコストは増加している。

調査をまとめる人件費の上昇や、郵送手数料の増額等の事情により、その支出が不相当に増加しているものとは言えないが、事業の効率性、経済性の観点からは、不必要な支出がないか、今一度見直しをされることを求める。

オ まとめ

以上から、周知・広報の徹底や回答方法の工夫等を検討し、有効回答数の向上を図ることを求めるとともに、事業コストを見直すことを求めるものである。

【雇用等に関する事業】

7 雇用における制度や施策の周知・啓発

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、男女雇用機会均等法等である。

特段の予算措置は講じられていない。

所管は経済部雇用労政課である。

イ 事業の目的

男女雇用機会均等法等や雇用の分野における男女共同参画の推進に係る制度や施策の周知・啓発を通じて働く場における男女の均等な就業機会と待遇を確保し、もって雇用の場における男女共同参画の促進を目的とする。

ウ 事業の内容

「労務状況調査」の実施の際に関係資料を送付し、事業所に対して周知・啓発を行う。

また、ポスターの掲示や資料の配布、市のホームページでの情報発信などを行っている。

エ 事業の概観

本事業は、本来業務である雇用制度、施策の周知・啓発の一環として、男女共同参画の推進に関連する事業や諸制度を市内の事業所等に周知するものである。

(2) 監査の結果

本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

8 情報提供、ハローワークとの連携

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、男女雇用機会均等法等である。
特段の予算措置は講じられていない。
所管は経済部雇用労政課である。

イ 事業の目的

働く場における男女の均等な就業機会と待遇を確保し、もって雇用の場における男女共同参画の促進を目的とする。

ウ 事業の内容

前掲第3の「7 雇用における制度や施策の周知・啓発」は、企業・事業主等に対するものであるが、本事業は、労働者側である市民に対する情報提供を趣旨とするものである。具体的な事業としては、ハローワークのマザーズコーナーに関する情報発信などがある。

マザーズコーナー
家庭と仕事の両立を
目指すあなたを応援します!

子育てをしながら働きたい方をサポートします!

- ・家庭、育児を両立させながら働きたい!
- ・子育ても落ち着いたので就職活動を始めたいけどプランクが心配。
- ・在職中だけど、これから結婚～出産～育児を考えると転職したい。

担当者制による個別の就職支援を行います!

- ・仕事と家庭、育児の両立を希望する方とじっくりときめ細やかな相談をしています。
- ・履歴書等応募書類作成のアドバイス、面接のトレーニングも行っていきます。
- ・予約相談（1回50分程度）も可能なので待ち時間も解消されます。

お子様連れでも安心です!

- ・安心して相談に集中できるよう、コーナーには子供用のイスや絵本などを用意しています。
- ・身近な保育施設などのサポート情報を提供しています。
- ・お子様と一緒にでもお一人でもお気軽にお越しください!

ハローワークはこだて マザーズコーナー

所在地 函館市新川町26番6号 函館地方合同庁舎分庁舎1階
TEL 0138-88-1319 (ダイヤルイン)

ご利用時間：平日/8:30~17:00

- ◆初めてのご利用の方は組合案内へお越し下さい。
- ◆ご利用の際、事前に電話予約をしていただくと、待ち時間少なくてご利用できます。

ハローワークはこだて
201603

(「ハローワークはこだて マザーズコーナー」リーフレット)

エ 事業の概観

ハローワークでは、子育てをしながら働きたい女性をサポートし、個別の就労支援を行う「マザーズコーナー」が設置されている。

本事業は、市民にマザーズコーナーを案内するなど、ハローワークとの連携を図るものである。

就労支援については、前掲「4 女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業」を行っているが、同事業が就職のための基礎的な準備から入るものであるのに対し、本事業は、具体的に就職活動を行っている市民に対する情報提供であり、その対象となる市民の範囲が若干異なっている。

(2) 監査の結果

本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

9 事業所への助成金等の周知

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法等である。

特段の予算措置は講じられていない。

所管は経済部雇用労政課である。

イ 事業の目的

働く場における男女の均等な就業機会と待遇を確保し、もって雇用の場における男女共同参画の促進を目的とするものである。

ウ 事業の内容

市内の事業所に対して、仕事と家庭の両立支援に関する各種の助成金等を周知するものである。

市のホームページの「雇用促進支援制度情報コーナー（事業主の皆様へ）」と題するページにおいて、各種助成金等が紹介されており、男女共同参画社会の実現に関わるものとして、「仕事と家庭の両立支援関係等」という項目にまとめられている。

エ 事業の概観

市のホームページ上には、各種助成金のタイトルおよび簡単な内容が記載されている。

タイトルをクリックすると、厚生労働省のホームページのリンクが開くようになっており、申請や問い合わせ先については、いずれも北海道労働局の電話番号が記載されている。

(2) 監査の結果

【意見12】

ホームページ内の周知・広報について、利用者である市民の目線から活用しやすい内容とするよう、工夫・改善を求める

ア 函館市のホームページの現状

本事業における各種助成金は、厚生労働省北海道労働局が窓口となって申請を受け付けるものであり、市独自の助成金制度ではない。

そのため、各助成金の内容や条件などの詳細については、厚生労働省のホームページを確認することになる。リンク先の厚生労働省のホームページには詳細な情報が記載されており、市のホームページから厚生労働省の各該当ページにリンクが張られていること自体は適切なものである。

もっとも、市のホームページは、各種助成金制度を一定の枠組みでまとめて掲載しているにすぎず、どのような時に使える制度であるのかなどの記載はなく、リンク先の厚生労働省のホームページの記載を見て、どのような制度であるのか、自らが使える制度であるのかなどがわかるものになっている。

このような市のホームページの記載内容は、利用者である市民への周知・広報として不十分なものである。

イ まとめ

それぞれの制度について、具体的にどのようなケースの場合に活用し得る制度であるかなどについて、より分かりやすい説明を加えるなど、男女共同参画社会の促進のために行動に出ようとする企業や事業主にとって分かりやすいものとするよう、ホームページの記載について検討・改善されたい。

10 創業支援事業～創業バックアップ助成金制度等

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、産業競争力強化法である。

財源は全額一般財源で実施されており、公益財団法人函館地域産業振興財団との共催事業として、負担金を支出している。

所管は経済部工業振興課である。

イ 事業の目的

本事業は公益財団法人函館地域産業振興財団の創業支援のノウハウを生かし、市における創業予定者への支援を充実することを目的とするものであるが、本監査との関係においては、あらゆる分野への男女共同参画の促進のため、女性の起業支援の充実を図るものである。

ウ 事業の内容

本事業は、創業バックアップ助成金制度、創業スキルアップ講座およびビジネスプラン作成スクールの3つの内容に分けられる。

(ア) 創業バックアップ助成金制度

地域経済を活性化させることが見込まれる事業について、市内に事業拠点を設けて新たに創業する者または創業5年以内の者を対象として、製品やサービス等に優位性（新規性、創意性、強みなど）があり、新たな需要や雇用の創出が見込める優秀な事業計画へ助成を行うものである。

対象者は、一般枠および若者枠を合わせ、年間3件程度としており、一般枠は新たに創業する者または創業5年以内の者、若者枠は新たに創業する者または創業5年以内の35歳未満の者としている。

助成額は、いずれも審査を経て、一般枠は上限500万円、若者枠は上限100万円で決定している。

また、本事業の落選者を後述の創業支援セミナーやビジネスプラン作成スクールに誘導するなど、他の事業の入り口として地域の起業家を発掘する側面も有している。

申請のあった事業計画に対して、創業バックアップ助成金審査

委員会が審査を行う。審査委員は学識経験者2名、金融機関2名および産業経済界2名の合計6名で構成されている。

具体的な審査は、まず1次審査として、申請者から提出された事業計画書に基づく書類審査を行い、同審査をクリアした対象者に対して、2次審査で面接審査（プレゼンテーション）を実施し、1次審査の採点結果との総合評価によって対象者を決定している。

（イ）創業スキルアップ講座の開催

下記（ウ）ビジネスプラン作成スクールの受講経験者や、創業予定者、創業して間もない人、第二創業を検討している企業等の経営者や企画担当者であって、すでに具体的な事業計画を有している人や現在有しているアイデアを将来的に事業化することを検討している人などを対象に、年間4～8回の講座を開催するものである。

実施している講座の内容は、

- a 経営、販路開拓、人材育成に係る2日間集中講座
- b 売れる商品・サービスの基本（販路開拓）
- c マーケティング（同）
- d 起業体験談・事例紹介（経営全般）
- e 組織マネジメントの基礎（経営全般、人材育成）
- f 創業期の資金調達・人材確保（財務、人材育成）
- g DX推進（経営、人材育成）

などである。

また、「事業個別相談」も実施している。これは、講座の受講者のうち、個別の具体的な事業計画やビジネスアイデアを有している人に対して、財団の職員が個別面談を実施し、具体的な助言指導等を行うものである。さらに、受講講座に応じて「経営、販路開拓、人材育成、財務」に関するフォローアップを行い、講座受講期間と個別相談を併せて継続的（1か月以上）な支援を行うものである。

令和5年度 創業 スキルアップ 講座のご案内

函館地域産業振興財団では、創業希望者や創業間もない創業者が、実際に事業化のため必要とする「経営、財務、人材育成、販路開拓」等の知識、スキルを習得できる創業スキルアップ講座を、令和6年1月から令和6年3月まで開催いたします。

開催期間 令和6年1月 ▶ 令和6年3月 **定員 各回24名**

皆さんのご都合に合わせて、参加したい講座を選んで参加することができます。

経営 事業チャンスを見つけ方、事業計画の考え方、事業開始後のギャップについて など

財務 資金計画について、資金繰りについて など

人材育成 人材確保と定着について、マーケティング戦略 など

販路拡大 DX推進、開放特許の活用 など

随時、募集中のカリキュラムを函館市産業支援センターホームページにてご案内いたします。

お問い合わせ先
函館地域産業振興財団 産業支援課 TEL.0138-34-2600
函館市産業支援センター TEL.0138-34-2561
メール: ts@techkodate.or.jp

申込方法
下記、函館市産業支援センターホームページにて、随時カリキュラムを公開いたします。定員確保の希望を記載お申し込みいただけます。

URL <http://www.techkodate.or.jp/sangyou/newsup/2020sougyo-skillup/>

令和5年度起業化促進事業 創業スキルアップ講座（カリキュラム）

開催日	日時	場所	内 容	
			講義テーマ	講師
第1回	1/29 (月) 9:30~17:00 (開講日要約あり)	北海道立 工業技術センター	創業集中講座①	株式会社イーベック 代表取締役 土井 尚人 氏
			「事業チャンスを見つけ方」	
第2回	1/30 (火) 9:30~17:00 (開講日要約あり)	北海道立 工業技術センター	「強みと機会を活かした商品・サービス」	株式会社イーベック 代表取締役 土井 尚人 氏
			創業集中講座②	
第3回	1/30 (火) 9:30~17:00 (開講日要約あり)	北海道立 工業技術センター	「マーケティング戦略」	株式会社イーベック 代表取締役 土井 尚人 氏
			「資金計画について」	
第4回	1/31 (水) 14:00~16:30	北海道立 工業技術センター	「知的財産フル活用セミナー ～ビジネス・マッチング～」	PATADA株式会社 代表取締役 齋藤 正 氏
			創業集中講座②	
第5回	2/20 (火) 14:00~16:30	北海道立 工業技術センター	「持たない!デジタル化の波 ～DX選手のための推進講座～」	株式会社ニューネット 代表取締役 市村 淳一 氏
			創業集中講座②	
第6回	2/27 (火) 14:00~17:30	北海道立 工業技術センター	「人材確保と定着のしくみづくり」	株式会社インテレッジ 代表取締役 高橋 正也 氏
			創業集中講座②	
第7回	3/1 (金) 13:30~17:30	北海道立 工業技術センター	「その事業は儲かるのか?実際の経営を 体感する!」	大塚電機株式会社 代表取締役 大塚 幸雄 氏
			創業集中講座②	
第8回	3/7 (木) 14:00~16:30	北海道立 工業技術センター	「創業の基本/事業開始後のギャップ」	株式会社北海道商事開発アザ 代表取締役 西澤 隆紀 氏
			創業集中講座②	
随時開催	9:30~12:00 13:00~17:30	函館市 産業支援センター	「経営、財務、人材育成、販路開拓」全般について、財団職員、専門員及び創業支援アドバイザーが、個別指導によるビジネスプランのアラッシュアップを行います。 TEL.0138-34-2561	

(「創業スキルアップ講座」リーフレット)

(ウ) ビジネスプラン作成スクールの開催

事業のアイデアはあるが、ビジネスプランの作成経験や自信がないという人を対象として、創業に関する講義およびグループワークによる実習などを通じて、事業の推進に必要なビジネスプランの作成方法および事業開始後のビジネスプランのブラッシュアップの仕方などを学ぶことができる事業である。

年40人程度を対象とし、うち5人が1年以内に実際に創業することを目指し、また、受講者の3割程度を上記(イ)の創業スキルアップ講座への受講へ誘導することを目標としている。

以下のような講義内容が用意されている。

- a アイディアと事業コンセプト（経営）
- b ビジネスプラン構想策定、経営者モラル（経営）
- c マーケティング分析（販路開拓）
- d 販売戦略（販路開拓）
- e 生産活動および購買計画（経営・財務）
- f 人材・労務知識および開発戦略（人材育成）
- g 財務（財務）
- h 計画の総括（経営・財務・人材育成）

令和5年度 創業者育成事業

ビジネスプラン作成スクール 受講生募集

起業するとき、新事業に踏み出すとき、自らのビジネスプランにどれだけ高い実現性があるかが成功のカギとなります。このスクールでは、ビジネスプラン作成に必要なノウハウを学ぶ講義と、テーマ毎に分かれてのグループワークによりビジネスプランを作り上げていく、実践的なビジネスプラン作成実習を行います。

募集締切：8月18日

開催日程 令和5年8月23日(水) から 令和6年1月24日(水)まで
全11講座 (※カリキュラム・日程の詳細は裏面参照のこと)

地元密着の講師陣
地域の経営者や実務を担う専門家が講師します。また、グループワークではグループ毎に担当アドバイザーとして複数で対応します。

グループワーク主体のビジネスプラン作成実習
ビジネスプランに必要な内容をまとめたワークシートを用いて、グループで各テーマのビジネスプランを完成させます。

ビジネスプラン発表会
実習で作成したビジネスプランを地域の経営者・金融機関関係者などを前に発表します。優れたプランの発表グループを表彰します。

定員・受講料 32名・受講料無料 (※交流会等は会費制)

修了要件 8回以上の受講

お問合せお申込み先 (公財) 函館地域産業振興財団 産業支援課
TEL: 0138-34-2600 FAX: 0138-34-2601
e-mail: staff_17@techakodate.or.jp

本事業は、函館地域創業支援等事業計画に基づく「特定創業支援事業」として実施しております。修了要件を満たした場合は、実務の修習に際して、様々な金融機関と取引する場合がございます。創業を予定される方は、必ず受講をご検討ください。

主催 (公財) 函館地域産業振興財団、函館市、北斗市、七飯町 後援 (株) 日本政策金融公庫函館支店、学校法人野又学園函館大学

令和5年度 ビジネスプラン作成スクール 【開催日程・カリキュラム】

日程	講義内容	講師
第1講座 2023.08.23日(水) 18:30~21:30	●オリエンテーション ●アイデアと事業コンセプト (株) ミュートネット ○グループワーク	代表取締役 市村 淳一 氏
第2講座 9月6日(木) 18:30~21:30	●ビジネスモデルについて 函館大学 進取西 佳彦 浩史 氏 ●分析手法の解説 中小企業診断士・行政書士資格取得事務所 香嶋 啓 氏 ○グループワーク	代表取締役 市村 淳一 氏
第3講座 9月20日(木) 18:30~21:30	●マーケティング戦略 (株) Like IT ○グループワーク	代表取締役 荒木 明美 氏
第4講座 9月27日(木) 18:30~21:30	●ブランディングとプロモーション戦略について 大塚電気(株) ○グループワーク	代表取締役 大塚 幸雄 氏
第5講座 10月18日(木) 18:30~21:30	●販売活動と購買活動と生産活動 エスイーシー・シープレックス株式会社 ○グループワーク	営業顧問 中小企業診断士 小野 雅晴 氏
第6講座 10月25日(木) 18:30~21:30	●財務計画 及(株)管理部 ○グループワーク	中小企業診断士 小野 雅晴 氏
第7講座 11月1日(木) 18:30~21:30	●人材・労務知識 (株) ミュートネット ○グループワーク	所長 外崎 晋也 氏
第8講座 11月15日(木) 18:30~21:30	●金融機関が見る融資審査のポイント 日本政策金融公庫函館支店 ○グループワーク	融資課長 荻下 毅 氏
第9講座 11月29日(木) 18:30~21:30	○グループワーク	
第10講座 2024年1月10日(木) 18:30~21:30	●プレゼンテーションの内容と伝え方 (株) ミュートネット ○グループワーク	代表取締役 市村 淳一 氏
第11講座 1月24日(水) 15:00~18:30	●ビジネスプラン発表会 ●修了式 ●修了交流会(会費制)	

開催場所 第1~10講座：北海道立工業技術センター(函館市松崎町379番地) ※駐車場・有・無料
第11講座：プレミアホテル CABIN PRESIDENT-函館

(「ビジネスプラン作成スクール」リーフレット)

(エ) その他

本事業は、函館地域創業支援等事業計画に基づく「特定創業支援事業」として実施されており、(イ) 創業スキルアップ講座および(ウ) ビジネスプラン作成スクールを修了した人は、「特定創業支援等事業」を受けた者として、登録免許税の軽減や創業関連保証の特例(事業開始の6か月前から利用が可能)、日本政策金融公庫における新規開業支援資金の貸付利率の引き下げなどの優遇措置を受けることができる。

エ 事業費の推移等

(ア) 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

なお、これらの事業費には、創業バックアップ助成金が含まれている。

(単位：円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	11,000,000	7,000,000	9,622,028

オ 助成金および講座等の実績

(ア) 創業バックアップ助成金の推移

(単位：人／件／円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申込者総数	14	11	18
うち女性	4	3	3
助成件数	3	2	3
うち一般枠	2	2	2
うち若者枠	1	0	1
助成額	6,000,000	2,000,000	4,622,028
うち一般枠	5,000,000	2,000,000	4,000,000
うち若者枠	1,000,000	0	622,028

(イ) 創業スキルアップ講座の開催状況

(単位：回／人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座回数	12	11	9
受講延人数	150	110	103
実人数	60	57	37
修了者数	15	17	10
うち女性	6	6	3

(ウ) ビジネスプラン作成スクールの開催状況

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	12	20	28
修了者数	12	17	17
うち女性	5	5	11

カ 事業の概観

本事業は、市における創業予定者の支援を主たる目的とした事業であり、男女共同参画の推進を目的に始められた事業ではないが、創業バックアップ助成金制度では、毎年一定数の女性が申し込んでいる。

また、ビジネスプラン作成スクールを入り口として、創業スキルアップ講座へとステップアップしていくようなイメージとなっており、入り口部分であるビジネスプラン作成スクール修了者の女性比

率の高まりも見受けられ、令和5年度（2023年度）では、修了者の約65%が女性である。

(2) 監査の結果

【要望3】

女性の起業支援の充実、男女共同参画社会の促進という観点からの周知・広報活動を行うようにされたい

ア 本事業の重要性

本事業は、一般に起業を志す市民の支援を行うことが出発点ではあるが、男女共同参画の推進にとっても重要な役割を果たし得るものである。

あらゆる分野における男女共同参画の促進のためには、多様なニーズを踏まえた就労環境の整備を進めていく必要がある。

そのためには、一般就労の場面での労働者としての女性をフォローするだけでは足りないものであり、女性の起業を支援する体制を充実させることも重要である。自らの生活スタイルに合致した働き方を考える中で、ライフスタイルに適した就労先を探すというだけでなく、自らが起業するという選択肢もあってしかるべきである。

イ 本事業のニーズの高さ

上記が示すように、本事業のいわば入り口部分であるビジネスプラン作成スクールの女性参加者の増加は、女性の起業支援にニーズがあることを示している。

ウ まとめ

男女共同参画社会の促進、女性の起業支援の充実という観点から、より幅広い層へ周知・広報活動を行うことを求める。

また、現在一般就労中の人や育児・介護等で時間的余裕がない人が受講できるオンライン講座を実施することなども検討すべきである。

1 1 創業者との交流カフェの開催

(1) 事業の概要

ア 根拠法令・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、産業競争力強化法である。

財源は全額一般財源で実施されている。

所管は経済部工業振興課である。

イ 事業の目的

本事業は、創業予定もしくは創業に興味がある若者に対して、創業意欲の醸成を図るとともに、創業に必要な知識や技術に関する情報を習得する機会の創出を目的とする。

ウ 事業の内容

創業を予定もしくは創業に興味がある若者を対象として、講師として先輩創業者を招き、創業までの準備や資金調達の方法等、講師の体験談を聞くことにより、創業に必要な知識やノウハウについて学ぶ機会を提供するものである。

講演・対談とカフェ形式の2部構成とし、リラックスした雰囲気の中で気軽に先輩創業者に質問や交流ができるように工夫している。

日本政策金融公庫函館支店とも連携し、同公庫担当者も同席して、創業者向けの融資制度についての説明や、参加者からの資金調達等についての質問に対応できるようにしている。

また、希望する参加者には、市内近郊で開催されるイベントやセミナーの情報を案内・周知するなど、事業実施後のフォローアップも行っている。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

なお、事業費には、若手創業者によるチャレンジショップの開催やポップアップショップの開催に係る費用が含まれている。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	608,619	1,686,326	1,803,130

オ 実績

直近3年間の開催回数および参加者数等は以下のとおりである。

(単位：回／人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2	2	2
参加者数	16	15	19
うち女性	11	10	9

カ 事業の概観

本事業は、前述「10 創業支援事業」と同様、函館市における創業予定者の支援を主たる目的とした事業であり、男女共同参画の推進を主たる目的として始められた事業ではないが、創業支援事業におけるビジネスプラン作成スクールと同様に、女性の参加率が高い傾向にある。

本事業は、創業支援事業への入り口としての機能を果たすものであり、男女共同参画の促進という面で有用な事業である。

女性の参加率の高さは特筆すべきものであり、本事業における周知・広報の手法は、他の事業の参考になるものと思料される。

例えば、本事業のリーフレットは、参加への心理的ハードルを下げることを重視して作成されているように見受けられ、まずは気軽に参加してもらおうという姿勢が、参加率の高さにつながっているのではないかと考えられる。

(2) 監査の結果

本事業は、適切に実施されており、指摘すべき問題はない。

第4 その他の事業など

1 函館市役所自体の男女共同参画の実現状況について

(1) はこだて輝きプランの目標設定と実現

函館市は、第3次はこだて輝きプランにおいて、基本目標ごとに対応する各指標を設定し、目標値を定め、達成を目指すことで、「男女共同参画社会の形成」の推進を図っている。これは、数値目標と期限を定めた、いわゆる「ゴール・アンド・タイムテーブル」の手法である。

以下、函館市役所自体が直接的な措置を取ることができる項目である(2)および(3)、そして、指標としては挙げられていないが極めて重要な要素である(4)に絞って、目標設定が妥当か、目標を達成できているかという観点から、監査意見を述べたい。

(2) 指導的（管理的）地位にある女性の割合

ア 現状の分析・評価

計画策定時（平成28年（2016年）4月1日）、中間見直しのための検証を行った令和3年度（2021年度）および令和5年度（2023年度）の市における管理的地位にある女性の割合は、以下のとおりである。

第3次はこだて輝きプランにおいて設定している目標値は、令和7年度（2025年度）までに17%を達成するというものであり、本指標は目標に到達しているように見える。

【函館市における管理的地位にある女性の割合】

（単位：％）

区分	平成28年度	令和3年度	令和5年度
割合	13.4	15.7	21.1

しかし、この数値を評価するにあたっては、以下に述べるような要素も検討する必要がある。

イ 部長級職員および部次長級職員について増加がほとんどないこと
市における管理的地位にある女性の割合について、部長級職員および部次長級職員の女性の割合は、ほとんど増加していないことがわかる。

【部長級職員】

(単位：人／％)

区 分	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 5 年度
部長級職員総人数	49	48	48
うち女性	4	4	4
女性の割合	8.2	8.3	8.3

【部次長級職員】

(単位：人／％)

区 分	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 5 年度
部次長級職員総人数	35	38	41
うち女性	4	4	6
女性の割合	11.4	10.5	14.6

ウ 課長級職員のポスト数および同ポストの女性の割合の急増

市における管理的地位にある女性の割合の増加は、もっぱら課長級職員の女性の増加によるものである。

令和 5 年度（2023 年度）の課長級職員の女性の人数は、令和 3 年度（2021 年度）の 35 人から 19 人増加し 54 人であり、同ポストにおける女性の割合は 25.7％に達している。

もともと、同期間における課長級職員のポスト（人数）も 19 人分増加している。

女性参画の推進の観点からポジティブ・アクション的な一定の考慮がなされていることもうかがえる一方、部長級および部次長級といった、より高い立場の管理的地位における配置には、考慮・配慮が及んでいないことを示している。

【課長級職員】

(単位：人／％)

区 分	平成 28 年	令和 3 年度	令和 5 年度
課長級職員総人数	189	191	210
うち女性	26	35	54
女性の割合	13.8	18.3	25.7

エ 民間との比較

いずれの年度の比較においても、函館市役所は、市内事業所よりも、5ポイントから10ポイント低い数値を示している。

【函館市役所と市内事業所の比較】

(単位：%)

区 分	平成28年	令和3年度	令和5年度
函館市役所	13.4	15.7	21.1
市内事業所	23.7	21.4	26.0

オ 函館市の設定する目標値の根拠が不明であること

上述のように、市の目標値は、令和7年度（2025年度）までに17%とされている。しかし、17%と設定した合理的な理由などは特に示されていない。

(3) 男性職員の育児休業取得率

ア 男性職員の育児休業取得率の現状

函館市の男性職員の育児休業取得率は、計画策定時（平成28年（2016年）4月1日）は、3.6%であった。

以下、平成30年度（2018年度）、中間見直しのための検証を行った令和3年度（2021年度）および令和5年度（2023年度）の実績の推移を示す。

なお、目標値は、令和7年度（2025年度）で20%である。

【男性職員の育児休業取得率】

(単位：人/%)

区 分	平成30年	令和3年度	令和5年度
対象者	50	62	70
取得者数	5	3	29
取得率	10.0	4.8	41.4

男性職員の育児休業は、令和3年度（2021年度）ではわずか3人しか活用していなかったのに対して、令和5年度（2023年度）では29人の職員が取得しており、取得率の向上自体は望ましい状態にある。

(4) 市職員の構成

ア 市職員の構成の現状および評価

市職員の女性の数および採用数については、そもそも指標が存在しない。

市職員の男女比率、採用数の男女比率は、最もシンプルな指標であるにも関わらず、指標として取り上げられていない。

函館市統計書によれば、令和5年（2023年）5月1日時点における職員の女性比率は、総数で40.4%（3,609人中、女性1,457人）、会計年度任用職員等（非正規任用）を除くと36.1%（3,306人中、女性1,195人）、各行政委員会および企業、病院職員等を除いた一般部局に限ると、30.9%（1,319人中、女性407人）に留まっている。

一方で、会計年度任用職員等（非正規任用）に限ると86.5%（303人中、女性262人）と高い割合を示しており、正規職員は男性が多く、非正規職員は女性が極めて多いという実情は、パート・アルバイトは女性の役割であるという我が国の実情を如実に表している。

行 財 政

1 6 0 市 職 員 数

区 分		総 数	男	女
総 数 (定数内+定数外派遣等+再任用職員(短時間勤務) +会計年度任用職員(フルタイム))		3,609	2,152	1,457
計		3,306	2,111	1,195
定 数	一 般 部 局	1,319	912	407
	企 画 部	36	27	9
	総 務 部	84	59	25
	財 務 部	137	101	36
	競 輪 事 業 部	9	9	-
	市 民 部	135	77	58
	保 健 福 祉 部	358	212	146
	子 ど も 未 来 部	81	30	51
	環 境 部	107	99	8
	経 済 部	42	29	13
	観 光 部	28	18	10
	農 林 水 産 部	37	29	8
	土 木 部	73	70	3
	都 市 建 設 部	70	57	13
	港 湾 空 港 部	29	23	6
	戸 井 支 所	20	14	6
	恵 山 支 所	21	17	4
	般 法 華 支 所	17	17	-
	南 茅 部 支 所	22	17	5
	会 計 部	13	7	6
内 数	議 会 事 務 局	15	11	4
	教 育 委 員 会	256	174	82
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	9	6	3
	監 査 事 務 局	8	4	4
	農 業 委 員 会 事 務 局	{ 1 (12)	{ 1 (7)	{ - (5)
	企 業 局	251	229	22
	病 院 局	1,056	392	664
	消 防 本 部	391	382	9
	公 平 委 員 会 事 務 局	(3)	(2)	(1)
	固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局	(2)	(1)	(1)
定 数 外 派 遣 等	42	6	36	
再 任 用 職 員 (短 時 間 勤 務)	18	14	4	
会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)	243	21	222	

(注)1 令和5年(2023年)5月1日現在

(資料:函館市総務部人事課)

2 病気休職職員および育児休業職員を含む。

3 定数内には、再任用職員(フルタイム勤務)を含む。

4 定数外派遣等は、公立はこだて未来大学への派遣等である。

5 ()内は兼務職員数であり、公平委員会事務局は監査事務局の職員に、固定資産評価審査委員会事務局および農業委員会事務局は一般部局の職員に兼務させている。

(「函館市統計書 令和5年(2023年)版」より)

(5) 監査の結果

【指摘3】

「市における管理的地位にある女性の割合」の目標値を再検討し、5年後の目標値を30%、最終目標値を50%と定めることを求める

ア 市は、函館市役所という一事業所として、その人員配置を主体的に行うことができること

市は、職員の配置を他からの影響を受けることなく、決定することができることから、採用や昇進にあたって、女性を優先的に取扱うことが可能であると考ええる。

イ 目標値は少なくとも30%であるべきこと

これまで述べたとおり、CEDAW一般勧告第40号、CEDAW第9回政府報告に対する最終見解は、管理的地位にある女性の割合を50%とすることを、立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）司法、外交、学術の各分野に対し求めている。

これに対して、政府の目標値は30%と低いものではあるが、地方公共団体としては、少なくともこの30%という目標設定を厳守すべきである。

ウ まとめ

現状の函館市の17%という目標設定は、すでに詳述したような男女共同参画の礎とでもいえるべき条約の精神や国の目標という視点を欠くものである。

「50対50パリティ」は、極端な主張ではなく、真に公平・公正な社会、すなわち、男女共同参画社会を実現するための手段、到達すべき当然の目標である。

市は、自らが「50対50パリティ」=50%目標を設定することに対し、真剣に向き合うべきである。

【意見13】

「市の男性職員の育児休業取得率」の目標値を見直し、令和7年度で50%、最終目標値を100%と定めることを検討されたい

ア 男性職員の育児休業取得率という指標の重要性

男性職員の育児休業取得率の上昇は、「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更する」（女子差別撤廃条約前文）ことにつながり、男女共同参画社会の形成に寄与するものである。したがって、函館市が第3次はこだて輝きプランにおいて、これを指標としていることは非常に重要であり、適切なものである。

イ すでに目標値は達成していること

しかしながら、令和7年度（2025年度）で20%という目標値は、令和5年度（2023年度）時点ではるかに高い数値で達成しており、もはや目標値としては低すぎるというべきである。

ウ 目標値を高めるべきこと

男性職員の育児休業取得率が上昇することは、職員全体の総就業時間数の減少を意味し、育児休業を取得すべき男性職員においては、市全体の業務へ影響してしまうのではないかと考え、取得を躊躇することもあるかもしれないが、男性職員が当たり前のこととして育児休業を取得することは、男女共同参画社会の促進から重要なものであり、ワーク・ライフ・バランスに関わるものでもある。

市職員一人一人が、男性職員の育児休業は、出産する女性が育児休暇を取得することと本質的な差異はない、という視点に立つことが重要である。

したがって、より高い目標値を定めることが検討されるべきである。また、理想としては、「50対50パリティ」すなわち、女性と同等のものとして100%を目指すべきである。

【指摘4】

函館市男女共同参画基本計画に、市職員の女性数、採用数の指標を加え、目標値として市職員（一般職）の女性の割合を50%とすることを求める

ア 指標として設定されていないことの問題性

函館市は、地方公共団体として、自らがCEDAWに要請される「50対50パリティ」を実現する必要がある。したがって、職員の女性比率を50%にすることを目指さなければならないと考える。

しかし、現状における男女比率からは、そのような意識をうかが

うことはできない。

また、第3次はこだて輝きプランにおいては、指標としても設定されていない。

このような現状は、男女共同参画社会の推進や実現に対する姿勢に関わる極めて大きな問題であると考え、これを意見ではなく指摘とするものである。

イ 目標値の設定および女性の割合の向上の方策について

採用者数（一般事務区分）について、男女比を年度ごとに比較してみると、ほぼ50対50の比率で採用している年度（例えば、平成30年度（2018年度）、令和2年度（2020年度）、令和5年度（2023年度））がある一方で、令和3年度（2021年度）のように、採用者のうち男性が8割を占める年度も存在する。

【市職員採用者数（一般事務区分）の状況】

（単位；人／％）

上段：人数 下段：割合	応募者数			採用者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計
平成 27 年度	396	167	563	19	20	39
	70.3	29.7	100	48.7	51.3	100
平成 28 年度	407	189	596	20	18	38
	68.3	31.7	100	52.6	47.4	100
平成 29 年度	358	156	514	35	14	49
	69.6	30.4	100	71.4	28.6	100
平成 30 年度	323	174	497	23	23	46
	65.0	35.0	100	50.0	50.0	100
令和元年度	315	130	445	23	14	37
	70.8	29.2	100	62.2	37.8	100
令和 2 年度	274	127	401	22	19	41
	68.3	31.7	100	53.7	46.3	100
令和 3 年度	253	145	398	24	5	29
	63.6	36.4	100	82.8	17.2	100
令和 4 年度	202	122	324	19	19	38
	62.3	37.7	100	50.0	50.0	100
令和 5 年度	279	144	423	21	24	45
	66.0	34.0	100	46.7	53.3	100
令和 6 年度	316	155	471	36	19	55
	67.1	32.9	100	65.5	34.5	100

現在の市職員数における男女比は約60対40であることから、今後の新規採用における男女比を50対50とするだけでは、速やかな男女比の適正化を図ることはできない。

全体における女性職員の割合を50%とし、かつ、指導的地位に女性が占める割合を増加させるためには、早期に女性の採用者数を増加させる必要がある。

したがって、新規採用にあたって、積極的な格差是正措置（ポジティブ・アクション）を実施していくことを検討すべきである。

例年の応募状況を見ると、概ね男女比は70対30となっており、そもそも女性の応募者の割合が常に低くなっている。

女性職員数の増加の前提である女性応募者の比率の低さの理由については、客観的な統計資料はなく、様々な理由があり得る。

したがって、抜本的な対応を図ることは難しいところであるが、採用に係る広報活動において、女性の働きやすさや、男女共同参画に関する取組等を積極的にアピールするとともに、女性が就職するうえで抱える悩み、課題などの把握に努められたい。

2 函館市女性センターについて

(1) はじめに

根拠法令・財源・所管、目的については、第3章第2の「12 女性センターにおける講座の開催」に記載したとおりである。

本項では、「函館市女性センター」そのものの在り方について監査する。

なお、女性センターについては、指定管理者である「にっぽん生活文化楽会」に管理を委託している。女性センターで実施される事業は、市の委託のもとで管理業務として行う「主催事業」と、管理業務以外に自己の費用と責任で行う「自主事業」がある。いずれの事業も男女共同参画に関わるものである。

(2) 施設概要

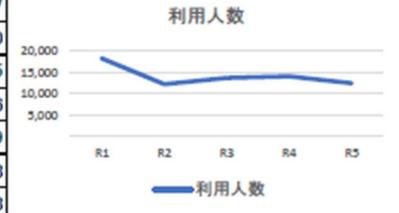
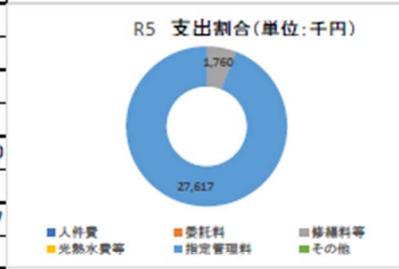
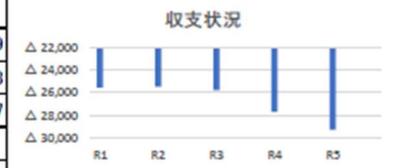
- ・昭和47年（1972年）4月22日開館
- ・鉄筋コンクリート3階建（1階部分に東川児童館を併設）
- ・敷地面積 979.43㎡、建物延面積 918.72㎡
- ・事務室、物品庫、会議室、談話室（図書コーナー、男女共同参画コーナー、喫茶コーナー）、託児室、相談室、相談室2（印刷室）、和室（3室）、調理準備室、調理実習室、講習室（2室）
- ※他に玄関・ボイラー室・廊下・階段・トイレ等
- ※施設概要の詳細は、次頁以降の「1 函館市公共施設カルテ」を参照されたい。

1. 函館市公共施設カルテ

ver.1.2.3

令和6年 (2024年) 3月31日 現在

1 施設基本情報							
施設名称	女性センター		所在地	東川町11番22号		地区区分	西部地区
大分類	その他	中分類	その他		小分類	女性センター	
所属部課	市民部 市民・男女共同参画課				財産区分	行政財産(公共用)	
運営主体	指定管理 【 にっぽん生活文化楽会 R4.4.1~R9.3.31 】						
設置根拠	函館市女性センター条例						
設置目的	女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進に寄与するため。						
土地情報	市有面積	979.43 m ²	所有区分	市有地			
	借地面積	— m ²	貸主	—			
	総面積	979.43 m ²	用途地域	近隣商業地域			
建物情報	構造	鉄筋コンクリート造					
	建築面積	552.76 m ²	階数	地上3階			
	延べ面積	1,209.75 m ²	占有面積	918.72 m ²			
	建築年度	昭和46年(1971年)	経過年数	52年			
	耐用年数	法50年	耐震対策	旧耐震(未診断)			
避難所	× 地震災害 × 津波災害 × 洪水災害 × 土砂災害 × 火山災害 × 津波ビル × 指定						
施設評価	F 統合または複合化		類似施設				
2 運営情報(単位:人,千円)							
収入	項目	R1	R2	R3	R4	R5	
	使用料・手数料	33	31	28	44	59	
	その他	39	36	48	43	38	
	計(A)	72	67	76	87	97	
支出	職員						
	会計年度						
	専門職						
	事務補助職						
	人件費計						
	委託料						
	修繕料等	579	418	743	239	1,760	
	光熱水費等						
	指定管理料	25,010	25,107	25,107	27,529	27,617	
	その他						
計(B)	25,589	25,525	25,850	27,768	29,377		
収支(A-B)	△ 25,517	△ 25,458	△ 25,774	△ 27,681	△ 29,280		
利用状況	利用人数	18,266	12,173	13,655	14,042	12,385	
	(有料)	282	185	217	235	376	
	(無料)	17,984	11,988	13,438	13,807	12,009	
	稼働日数	265	266	293	293	293	
	1日当たりの利用者数	69	46	47	48	43	



3 附属建物情報								
No.	附属建物名称	建築面積	延べ面積	構造	階数	建築年度	経過年数	耐震対策
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
4 保全情報								
工事履歴								
No.	実施年月	件名				金額(千円)	受注者	
1	令和5年12月	地下重油タンク廃止および地上タンク設置				1,210	(株)コーノ	
2	平成28年12月	煙突改修工事(アスベスト関係)				3,912	(株)昭和空調サービス	
3	平成23年12月	内装工事, 自動給水機移設等				21,630	(有)丸工工藤工務店	
4	平成21年3月	窓アルミサッシ取替, 排水設備改修等				3,350	住宅都市施設公社	
5	平成14年6月	ボイラー取替工事				3,108	(株)昭和空調サービス	
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
5 備考								
<p>・「働く婦人の家」として開設。平成13年4月「女性センター」に名称変更。 ・当初から当該施設の1階部分を東川児童館として使用(子ども未来部所管)。 平成21年3月 窓アルミサッシ取替, 排水設備改修等 (有)高田設備, 函館建具工業協同組合</p>								

(「函館市公共施設カルテ 女性センター」)

(3) 開館時間・期間等

- ・午前9時から午後9時まで
- ・休館日 ア 日曜日
イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
ウ 1月2日、1月3日および12月29日から
12月31日までの日

(4) 沿革・運営方法

- ・昭和45年（1970年）5月 設置協議開始
- ・昭和47年（1972年）3月 竣工
函館市働く婦人の家条例制定
- 4月 開館（市民部所管）
- ・昭和50年（1975年）8月 教育委員会所管
- ・平成3年（1991年）4月 函館市文化・スポーツ振興財団
へ管理委託
- ・平成13年（2001年）4月 市民部所管
女性センターに名称変更
- ・平成18年（2006年）4月 指定管理者制度へ移行
（指定管理者：函館家庭生活カウンセラークラブ）
- ・平成21年（2009年）4月 指定管理者変更
（指定管理者：にっぽん生活文化楽会）
- ・指定期間満了後、平成24年度（2012年度）、平成29年度
（2017年度）および令和4年度（2022年度）からの指定
管理者候補者として選定され、現在も同事業者が引き続き指定管
理者として指定されている。（現指定管理期間は令和4年度（2
022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間）

(5) 事業の概要について

令和5年度（2023年度）の事業概要については、次頁以降に「女性センター 令和6年度業務概要」から抜粋して掲載する。

8. 令和5年度 事業の概要

(1) 学習講座

●自分らしい人生の序のビートに こころのセルフケア講座

【講者・目的】 イライラやモヤモヤが起る心の仕組みや、人付き合いが楽になるコツを学ぶ。
 【開催日時】 令和5年4月15・22日(土) 午後2時00分～3時30分
 【講 師】 ①山本マコト フィールド あす広
 【受講者数】 延べ37名
 【内 容】 イライラやモヤモヤが起る心の仕組みを学び、仕事や介護、育児中の方でも実践できる、「自分らしく楽に生きる心」を見つけた。



●就職のためのパソコン講座 「ワード」8回コース

【講者・目的】 就職を目指す人が、パソコン技術(ワード)をじっくり身につけるための少人数制の講座。
 【開催日時】 令和5年6月29・16・23・30日/7月7・14・21日 午後6時30分～8時
 【講 師】 IT POINT 代表 中村 隆利氏
 【受講者数】 延べ34名
 【内 容】 少人数の講座で、ワードの技術をじっくり学んだ。



●居心地のよい家庭を築くための 家族力養成講座

【講者・目的】 結婚前～新婚期、幼児のいる時期、子どもの自立や親の介護時期等、それぞれの時期に合わせた家族のあり方を考え学ぶ。
 【開催日時】 令和5年9月8・15・22・29日 午後6時30分～8時
 【講 師】 ①山本マコト 講師 藤原 麻衣子氏
 【受講者数】 延べ28名
 【内 容】 心理学の観点から円満な家族関係を構築し、居心地のよい家庭を築くために何ができるかを考えた。



●草木の花を語って 函館山山歩

【講者・目的】 函館山をガイドと一緒に歩きながら、秋に見られる植物について詳しく学ぶ。
 【開催日時】 令和5年9月28日 午前10時～12時30分
 【講 師】 函館山歩の会 谷口 敏彦氏
 【受講者数】 延べ5名
 【内 容】 雨天のため座学となり、写真やDVDで函館山の植物や歴史について詳しく学んだ。



●就職のためのパソコン講座 「エクセル」8回コース

【講者・目的】 就職を目指す人が、パソコン技術(エクセル)をじっくり身につけるための少人数制の講座。
 【開催日時】 令和5年10月6・13・20・27日/11月10・17・24日/12月1日 午後6時30分～8時
 【講 師】 IT POINT 代表 中村 隆利氏
 【受講者数】 延べ44名
 【内 容】 少人数の講座で、ワードの技術をじっくり学んだ。



●家族の「もしも」に備えて エンディングサポート講座

【講者・目的】 大事な人を喪失するときにしておかなければならない行政への各種手続きなど、家族の立場から考え学ぶ。
 【開催日時】 令和5年11月15・22日 午後6時30分～8時
 【講 師】 司会 北原マコト 講師 野村 真由氏
 一般社団法人葬儀協会の認定 葬儀講師 若山 竹見氏
 【受講者数】 延べ23名
 【内 容】 もしもの時に備えて日頃から準備しておくことで、遺言の経緯や書き方、死後忘れずにやらなければならない手続き等について学んだ。



●LGBTQ理解促進講座 「アライ」の輪を広げよう

【講者・目的】 性的マイノリティ当事者たちの活動を支援し、支えている人たちのことを知る「アライ」について学ぶ。
 【開催日時】 令和6年1月22・29日 午後6時～8時
 【講 師】 NPO法人社会福祉交流財団マイノリティネットワーク 司会 山本マコト氏 講師 北原 祥子氏
 一般社団法人葬儀協会の認定 葬儀講師 若山 竹見氏
 【受講者数】 延べ28名
 【内 容】 LGBTQやSOGIE、「アライ」についての基礎知識、「アライ」として出来ることについて学んだ。



●知っておきたい 女性ホルモンとからだのトリセツ①②

【講者・目的】 女性ホルモンのトラブル (PMS、産後、更年期など) と付き合いやすい知識について学ぶ。
 【開催日時】 ①令和6年2月3日 ②令和6年2月10日 午後1時30分～3時
 【講 師】 人と動物の共生学センター 講師 新藤 加奈氏
 【受講者数】 延べ36名
 【内 容】 女性ホルモンとは何か、年代別のホルモンによる症状、治療や対処方法について学んだ。



(2) 文化・教養講座

●春の小物に挑戦! クラフトバンド体験教室

【講者・目的】 紙のバンドを交互に編んで作るクラフトバンドで、季節に合った小物やバッグ作りを体験する。
 【開催日時】 令和5年4月14日 午後1時30分～3時30分
 【講 師】 手紙クラフト教室 Country Club 主宰 小島 幸子氏
 【受講者数】 延べ10名
 【内 容】 紙のバンドを編んで作る「クラフトバンド」で若草色のバスケット作りを体験した。



●歌でいさよ、楽しい時間を 歌家ひろば

【講者・目的】 唱歌や歌謡曲をピアノの生演奏とともにみんなで歌い、楽しいひと時を過ごす。
 【開催日時】 令和5年5月15日 午後1時～2時30分
 【講 師】 函館クラシック音楽協会 司会 細田 日厚氏
 【受講者数】 延べ23名
 【内 容】 季節の歌、歌謡曲、ほかに民謡などを歌い、ストレッチや早口言葉などを楽しんだ。



●日本の伝統的な手芸を学ぶ つまみ細工体験教室

【講者・目的】 日本の伝統的な手芸「つまみ細工」でインテリアフレームを作り、ものづくりを楽しむ。
 【開催日時】 令和5年6月20・27日 午前10時～12時
 【講 師】 函館市文化センター 花田 未穂氏
 【受講者数】 延べ19名
 【内 容】 つまみ細工の技法を学び、インテリアにぴったりの「お花のインテリアフレーム」作りを体験した。



●くっつき取ろう! 快眠教室

【講者・目的】 心身ともに豊かに保つために、くっつき取るためのセルフケア方法を学ぶ。
 【開催日時】 令和5年7月11日 午後6時30分～8時
 【講 師】 Lamyオナーヘッドセラピスト 講師 KAZUYO氏
 【受講者数】 延べ16名
 【内 容】 寝る仕組みについて、頭の疲労が心身に及ぼす影響を学び、快眠のツボ押しマッサージを実践に体験した。



●はこだて国際科学館2023プレイベント 万華鏡をつくってみよう!

【講者・目的】 光の反射を利用した型型の万華鏡を作り、鏡子で「ものづくり」を楽しむ機会を提供し、夏休みの自由研究にも役立つ。
 【開催日時】 令和5年7月25日 午前10時～12時
 【講 師】 ワインズラボ 講師 伊藤 井上 千加子氏
 【受講者数】 延べ22名
 【内 容】 鏡子と一緒に光の反射を利用した型型の万華鏡を作り、科学について楽しみながら学んだ。



●季節のアートを子どもと楽しむ ベタベタアート体験①②

【講者・目的】 子どもの成長記録や敬老の日のプレゼントのために、手作り型アートを作り、親子で楽しめる機会を作る。
 【開催日時】 令和5年9月15日
 ①午前10時～11時 ②午前11時30分～12時30分
 【講 師】 函館市文化センター 西村 美穂氏
 【受講者数】 延べ13名
 【内 容】 赤ちゃんの手形や足形をさまざまなモチーフに見立てたアート作品を作った。



●広げた身体をリフレッシュ! 健康ストレッチ教室①②

【講者・目的】 季節の変わり目で疲れやすい身体をほぐすため、家でも出来るお手軽ストレッチを体験する。
 【開催日時】 ①令和5年10月23日 午後2時～3時
 ②令和5年10月30日 午後6時30分～7時30分
 【講 師】 スポーツインストラクター 杉本 あずさ氏
 【受講者数】 延べ26名
 【内 容】 疲れやすい身体をほぐすため、家でも出来るお手軽ストレッチを体験した。



●冬休み親子でチャレンジ! 食品サンプルを作ろう!①②

【講者・目的】 粘土でフェイクフードの作品を作り、親子で「ものづくり」を楽しむ機会を提供し、冬休みの自由研究にも役立つ。
 【開催日時】 令和6年1月9日
 ①午後1時～2時 ②午後2時30分～3時30分
 【講 師】 Country Club 講師 工藤 正子氏
 【受講者数】 延べ46名
 【内 容】 粘土を使った食品サンプルのバリエーション作りを楽しんだ。



●太りにくい身体を目指すための 筋トレ入門教室

【講者・目的】 姿勢の崩れから起こる不調を改善するため、キレイな身体作りの土台としての筋トレを体験する。
 【開催日時】 ①令和6年2月21・28日 午後1時30分～3時
 【講 師】 全日本フィットネス協会認定インストラクター 講師 橋本 由香氏
 【受講者数】 延べ19名
 【内 容】 身体の土台作りのために、自宅でも取り入れられる筋トレを体験した。



●親子のイベント広場 土曜ぶちサロ「親子リズム遊び」

【講者・目的】 毎月1～3歳児。対象月は4～6歳児とその保護者を対象に、リズム遊びや運動の基礎知識の発達を促す体験する機会を提供する。
 【開催日時】 令和5年4月8日・6月10日・8月5日・9月9日・11月11日・12月9日
 令和6年1月13日・2月10日・3月7日/午前10時30分～11時30分
 【講 師】 親子リズム遊びインストラクター 三木 洋子氏 (受講者数) 親子73名(延べ)
 【内 容】 親子でカラダを自由に動かしてリズム遊びや、運動の基礎知識の発達を促すリズム体験を体験した。

●親子のイベント広場 土曜ぶちサロ「べたべたむ」

【講者・目的】 生後2ヶ月～1歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、インファンテラピーでリラックスできる時間を提供する。
 【開催日時】 令和5年6月14日・7月22日・8月26日・10月21日・11月25日・12月23日/令和6年2月24日・3月23日/午前10時30分～11時30分
 【講 師】 認定心理士 山本マコト氏/インファンテラピー 加藤 由美子氏
 【受講者数】 親子50名(延べ)
 【内 容】 優しく触れ合うインファンテラピーを体験し、親子のふれあいを通じた絆づくりを楽しんだ。

(3) 料理教室

●力を合わせてお料理しよう! パパとクッキング

【講者・目的】 小学生とその父親(または祖父)が一緒に作る機会を作るとともに、男女共同参画社会実現に役立つ。
 【開催日時】 令和5年5月13日 午後1時30分～3時30分
 【講 師】 The Land Of Dreams オープンハウス 講師 藤原 麻衣子氏
 【受講者数】 親子6組12名
 【内 容】 母の日のためのプレゼント用にママへ贈る「ミルクティーブルーム」を作った。



<p>●初をほおぼる 季節のお料理教室(春)(夏)(冬)</p> <p>【開催・目的】 初めの食材を使った、身体に良い料理を季節ごとに学ぶ。</p> <p>【開催日時】 (春)令和5年4月12日 午前10時～12時 (夏)令和5年7月11日 午前10時～12時 (冬)令和6年1月16日 午前10時～12時</p> <p>【場 所】 ①函館市健康・こころの相談センター 木下 あやこ氏</p> <p>【受講者数】 (春)12名 (夏)12名 (冬)12名</p> <p>【内 容】 (春)お花見でござ飯/玉ねぎの豆乳クリーム煮/香キャンベンの温サラダ/季節のお茶 (夏)厚野菜のスライシーチンブルークコホ/トマトの酸味湯(サンラタン)/美肌サラダ (冬)みぞれ味噌汁/初野菜のふわふわきんぴら/生薬と切り干し大根の和えもの/産後ごはん</p> 	<p>●からだの中から健康に 薬膳料理教室</p> <p>【開催・目的】 家庭での食事にも薬膳料理を取り入れ、健康な身体づくりに役立てる。</p> <p>【開催日時】 令和5年10月17日 午前10時～12時</p> <p>【場 所】 ①函館市健康・こころの相談センター 木下 あやこ氏</p> <p>【受講者数】 12名</p> <p>【内 容】 薬膳料理を取り入れた料理と、健康な身体づくりについて学んだ。<メニュー> 黒米とれんこんのスープ、産後ごはん、季節の即席漬物、生薬風味のホール包み焼き</p> 
<p>●栄養士に学ぶ 知らないための日常食</p> <p>【開催・目的】 食べ物の成分と体に必要な量を知り、知らないためのコントロール方法や献立を栄養士から学ぶ。</p> <p>【開催日時】 (春)令和5年5月27日 午後1時30分～3時30分</p> <p>【場 所】 ①上郷1 磯崎 優理 有坂氏</p> <p>【受講者数】 12名</p> <p>【内 容】 知らないためのコントロール方法や献立を栄養士から学んだ。<メニュー> 和風ローストポーク グリル野菜 きこのマリネ ごはんとお味噌汁</p> 	<p>●日々のパンの個別教室 おむすびパンを作ろう!</p> <p>【開催・目的】 料理のバリエーションを増やすため、家でもできるパンづくりを親子で体験する。</p> <p>【開催日時】 令和5年11月25日 午前10時～12時</p> <p>【場 所】 ①せせせせ pole 西村 美穂氏</p> <p>【受講者数】 12名</p> <p>【内 容】 経験あふいじ生地を使い、こどもと一緒にパンを焼き、出上がったパンを品尝した。</p> 
<p>●協力して作る! ペアクッキング教室</p> <p>【開催・目的】 一人では参加が難しい、自信がない方を対象に、ペアで協力して料理を学ぶ。</p> <p>【開催日時】 令和5年9月30日 午前10時～12時</p> <p>【場 所】 ①函館市健康・こころの相談センター 伊藤 美穂氏</p> <p>【受講者数】 4名</p> <p>【内 容】 ペアで協力して料理を学んだ。<メニュー> 鮭とじゃがいものブランドード ハケット添え 牛肉ときこのおかずサラダ 季節のフルーツと白ワインのゼリー</p> 	<p>●男が5分の台所 MEN'Sキッチン</p> <p>【開催・目的】 日常生活の自立を目的に、料理初心者でも簡単に出来る、実用的な家庭料理を学ぶ。</p> <p>【開催日時】 令和5年12月9日 午後1時30分～3時30分</p> <p>【場 所】 ①函館市健康・こころの相談センター 伊藤 美穂氏</p> <p>【受講者数】 10名</p> <p>【内 容】 料理初心者でも簡単に出来る、実用的な家庭料理を学んだ。<メニュー> きのことベーコンの焼き込みご飯、タラのみぞれ鍋、アボカドと山椒の和風和え</p> 
<p>18 函館市女性センター</p>	<p>●他から作る 自家製調味料教室</p> <p>【開催・目的】 乾燥、しょうゆ粉など、家庭でも出来る調味料の作り方を学び、食生活に活かして。</p> <p>【開催日時】 令和6年2月16日 午前10時～12時</p> <p>【場 所】 ①函館市健康・こころの相談センター 飯田 真美氏</p> <p>【受講者数】 14名</p> <p>【内 容】 食べ物をより美味しくしたり、胃腸の働きを助ける「麹」を使った発酵調味料の作り方を学んだ。</p>  <p>(4) 相談事業</p> <p>●女性の精神科医による 女性のためのこころからの相談①②</p> <p>【開催・目的】 こころからの様々な悩みを抱える女性のために、市内で勤務する女性の精神科医が応じる。</p> <p>【開催日時】 ①令和5年6月7日 午後2時～4時 ②令和5年11月8日 午後2時～4時</p> <p>【場 所】 ①② せせせせpole 伊藤 美穂氏</p> <p>【相談者数】 ①1名 ②2名</p> <p>【内 容】 女性のことからの悩みについて女性の精神科医が相談に応じた。</p>

<p>●男性の医師による 男性のためのこころからの相談①②</p> <p>【開催・目的】 職場や家庭のこと、人間関係など、日常生活の中で男性が抱える不安や悩みに対し、公認心理師が応じる。</p> <p>【開催日時】 ①令和5年6月10日 午後2時～4時 ②令和5年11月4日 午後2時～4時</p> <p>【場 所】 ①函館市健康・こころの相談センター 川村 健代氏</p> <p>【相談者数】 ①2名 ②1名</p> <p>【内 容】 男性のこころからの相談に、公認心理師が応じた。</p> <p>●弁護士による 女性のための法律相談</p> <p>【開催・目的】 法律上の問題を抱えている女性に対して弁護士が相談に応じる。</p> <p>【開催日時】 令和6年2月7日 午後2時～4時</p> <p>【場 所】 ①小浜法律事務所 小林 美紗弁護士</p> <p>【相談者数】 4名</p> <p>【内 容】 法律上の問題を抱えている女性に対して弁護士が相談に応じた。</p> <p>●同じ悩みを持つ者同士の間を繋ぐ時間 ホットたいむ ①女性の悩み相談 ②LGBTQ編</p> <p>【開催・目的】 当事者同士のプライバシーが守られた話し合いの場</p> <p>【開催日時】 ①令和5年10月21日・令和6年2月17日 午後1時30分～2時30分 ②令和5年5月20日・7月8日・11月11日・令和6年3月9日 午後1時30分～3時30分 令和5年9月13日 午後6時～8時</p> <p>【場 所】 ①函館市健康・こころの相談センター 川村 健代氏・介護福祉士 結城 理恵氏 ②レインボーはこだてプロジェクト</p> <p>【相談者数】 ①2名 ②10名</p> <p>【内 容】 自分のことを話し合った他者の人が話を聞くことによってこころを整理する支援を行った。</p> <p>●①DV・虐待・離婚相談 ②働く女性の悩み相談(相談)</p> <p>【開催・目的】 ①DVや様々な虐待、また離婚時に悩む人のための相談と②セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、雇用関係の問題など、様々な悩みを持つ働く女性のための相談事業</p> <p>【開催日時】 火・木曜日 午前10時～午後3時/水・金曜日 午後6時30分～8時30分 【場 所】 ウィメンズ相談グループ</p> <p>【相談者数】 ①計140件(197日) 【内 容】 電話相談、一部面談</p> <p>●セクシュアルマイノリティ相談(相談)</p> <p>【開催・目的】 性的指向や性別自認に関する悩みから当事者や家族のための相談事業</p> <p>【開催日時】 水曜日 午後1時～午後5時 【場 所】 LGBTQの知識および相談支援の経験がある相談員</p> <p>【相談者数】 7件(47日) 【内 容】 電話相談、一部面談</p>	<p>●第43回 女性センターまつり</p> <p>【開催・目的】 女性センター利用団体の交流と、女性の活動や研修成果を広く一般市民に広報することを目的とするまつりへの支援。</p> <p>【開催日時】 令和5年10月28日 10時～15時</p> <p>【参加者数】 来場者378名 (参加者) 10名</p> <p>【内 容】 体験コーナー、イベント広場、活動展示、NPOルームなど</p> <p>(6) 自主事業</p> <p>●家庭生活相談(相談)</p> <p>【開催・目的】 日常生活の中で起る様々な悩みや問題解決のための相談事業</p> <p>【開催日時】 月・金曜日 午前10時～午後3時 火・木曜日 午後6時30分～8時30分 水曜日 午前10時～12時</p> <p>【場 所】 ①函館市健康・こころの相談センター 伊藤 美穂氏</p> <p>【相談者数】 367名</p> <p>【内 容】 ランチと喫茶、野菜の販売、会議室・講義室へのコーヒーや軽食の出前などを実施した。</p> <p>●喫茶まつり屋</p> <p>【開催・目的】 施設利用者や近隣住民の憩いの場として、施設内に喫茶コーナーを設置。</p> <p>【開催日時】 月～金 10時～16時 (週休2日) 【利用者数】 367名</p> <p>【場 所】 ランチと喫茶、野菜の販売、会議室・講義室へのコーヒーや軽食の出前などを実施した。</p> <p>●寺子屋いろは</p> <p>【開催・目的】 生活学習と余暇時間の有効活用、高齢者の認知症の予防や仲間との交流の場として開催。</p> <p>【開催日時】 令和5年5月～令和6年3月 水曜日 午前10時～12時</p> <p>【場 所】 函館市健康・こころの相談センター 伊藤 美穂氏 (受講者数) 全39回 270名(延べ)</p> <p>【内 容】 日本語学習を深めたり、そろばんや百マス計算等の計算をしたり、まちがいに詳しくやクイズなど、脳の活性化を計るクイズゲームを継続した。</p> <p>●ボランティア工房</p> <p>【開催・目的】 ボランティアスタッフと共に、もの作りの工房を開設。</p> <p>【開催日時】 令和5年4月～令和6年3月 (参加者数) 全1回 6名(延べ)</p> <p>【内 容】 企業等からの委託作業の請負、グッズの製作、提供などをこなした。</p> <p>●東川リビング</p> <p>【開催・目的】 一人暮らしの高齢者や子育て中の若者など、皆、一人で食事をする機会が少ないために月に一度集まって一緒に食事を作った「食べたいな」が、楽しく会話しながら交流する場を提供する。</p> <p>【開催日時】 令和5年4月～令和6年3月 基本毎月第2木曜日 午前10時30分～午後12時30分</p> <p>【参加者数】 全12回 216名(延べ)</p> <p>【内 容】 センター職員と参加者が一緒に料理を作り、食卓を囲み、楽しいひと時を過ごした。</p>
<p>(5) その他の事業(主催事業)</p> <p>●主催事業での託児(14歳・18人) ●託児室開放事業(67日・179人) ●パソコン利用サービス(183人)</p> <p>●土曜ふちサロン(絵本の読み聞かせ等)(88回・32人) ●利用のしおりの作成・配布(随時)</p> <p>●業務概要の作成・配付(6月発行400部・随時再発行) ●エコ10カードの押印・新規発行(随時)</p> <p>●ホームページサイトの運営(随時更新) ●図書等の購入・貸出(23冊購入・貸出222件450冊)</p> <p>●講座募集案内の作成・配布(年2回(前期・後期)作成・随時配布)</p> <p>●利用者懇話会(令和6年2月20日 13時30分～14時30分開催・16団体 20名出席)</p> <p>●はこだてトランスday(令和5年8月5日 10時～17時開催名出席)</p> <p>【開催・目的】 市民にLGBTQやトランスジェンダーについて認知し、性的少数者への理解促進を図る。</p> <p>【開催日時】 令和5年8月5日 10時～17時 (参加者数) 39名</p> <p>【内 容】 当事者らのトークセッション、交流会、個別相談会、パネル展示など</p>	<p>●「クリファン」盛り上げ隊 チームもみの木関連事業</p> <p>【開催・目的】 団体の委を代表するイベントである「はこだてアリスマスマンタジ」を市民の手でさらに盛り上げるため創設された「クリファン」盛り上げ隊 チームもみの木で行う連携事業への参加と、女性センター独自にもみの木に関連した事業を行う。</p> <p>【内 容】 ①サンタリボン企画(令和5年11月27日～12月20日)/及房具・日用品・保存のきく食品などの寄贈品をもって来てくれた人に「サンタリボン」を渡して女性センターに設置しているツリーに結んでもらい、集まった寄贈品は函館市内の児童養護施設や福祉施設等に届けた。(参加者数) 15名 (寄贈品受取人数) 32点 ②ホットドリンクフェア ③クリスマスファンタジーをテーマとしたポストカード配布</p> <p>●「ゲイの人」と焼きピロシキを作って食べる会 17名(共催)</p> <p>【開催・目的】 イベントを通じて当事者と交流を図り、性的少数者への理解促進と啓発を行う。</p> <p>【開催日時】 令和5年8月26日 10時～12時30分 (参加者数) 17名</p> <p>【内 容】 焼きピロシキを作って食べ、LGBTQに関することなどを話し交流した。</p>

(「函館市女性センター 令和6年度業務概要」より)

函館市からの委託事業については、大別して

- ア 学習講座
- イ 文化・教養講座
- ウ 料理教室
- エ 相談事業
- オ その他の事業

に分けられている。

このうち、ア～ウについては、前掲第3章第2の「12 女性センターにおける各種講座の開催」、第3の「3 人材育成講座」において、具体的な実施状況の監査を行っている。

エの相談事業については、前掲第2のDV、配偶者暴力に関する各種事業や同「22 性的指向・性自認に関する相談体制の充実」で具体的な実施状況の監査を行っている。

また、オのその他の事業についても、前掲第2の「4 男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行」、「6 啓発資料等の貸出し」、「9 メールマガジンによる情報発信、提供」、「13 講座等の開催時における託児体制の整備」、「21 性的少数者への理解の促進に関する事業」について監査を行っている。

このように、市から女性センターに委託している男女共同参画の推進、実現に関する事業は、非常に幅広く多岐に及んでいる。

(6) 施設の管理に係る収支決算額

直近3年間の施設の管理に係る収支決算額は次のとおりである。

ア 令和3年度(2021年度)

収入額(A)－支出額(B)＝1,597,227円

【収入】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較増減
管理委託料	25,106,200	25,106,200	0
材料費	227,800	198,400	29,400
受取利息	0	49	△49
合計	25,334,000	(A)25,304,649	29,351

【支出】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
人件費	14,000,000	13,000,226	999,774	
主催事業関係経費	2,507,800	2,044,030	463,770	
講座等開催経費	1,027,800	914,745	113,055	講師謝礼金、旅費、保育士賃金、需用費
相談事業経費	898,000	866,275	31,725	常設相談員賃金、定期相談事業謝礼金、旅費
広報関係経費	288,800	155,298	133,502	印刷代、ホームページ運営経費、需用費
男女共同参画推進事業費	246,480	107,712	138,768	マイセルフ印刷代、メルマガ関係費、コンテスト関係費等
その他	46,720	0	46,720	団体支援経費、まつり関係等
施設維持管理費	5,272,000	4,967,626	304,374	
燃料費	1,000,000	1,252,412	△252,412	重油、灯油
電気、水道、ガス料金	1,525,000	1,161,562	363,438	電気、上水道、下水道、ガス
清掃、警備料	1,864,671	1,864,662	9	日常清掃、特別清掃、警備(機械警備含む)、非常通報等
修繕費	400,000	178,750	221,250	
その他	482,329	510,240	△27,911	消防用設備保守点検、建築設備定期検査等
その他の所要経費	2,453,200	2,208,793	244,407	
職員研修費	50,000	1,900	48,100	旅費、負担金等
福利厚生費	30,000	0	30,000	職員損害保険料、健康診断ほか
使用料、賃借料	1,184,032	1,187,094	△3,062	コピー機、印刷機リースほか
消耗品費	450,000	302,761	147,239	
備品購入費	100,000	0	100,000	
通信運搬費	275,000	290,529	△15,529	
その他	364,168	426,509	△62,341	
租税公課	1,101,000	1,486,747	△385,747	
合計	25,334,000	(B)23,707,422	1,626,578	

イ 令和4年度(2022年度)

収入額(A)－支出額(B)＝4,336,343円

【収入】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較増減
管理委託料	27,529,000	27,529,000	0
材料費	226,000	228,100	△2,100
受取利息	0	46	△46
合計	27,755,000	(A)27,757,146	△2,146

【支出】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
人件費	15,234,000	11,623,312	3,610,688	
主催事業関係経費	2,590,000	2,160,395	429,605	
講座等開催経費	949,000	813,310	135,690	講師謝礼金、旅費、保育士賃金、需用費
相談事業経費	910,000	842,125	67,875	常設相談員賃金、定期相談事業謝礼金、旅費
広報関係経費	346,000	259,600	86,400	印刷代、ホームページ運営経費、需用費
男女共同参画推進事業費	285,000	245,360	39,640	マイセルフ印刷代、メルマガ関係費、コンテスト関係費等
その他	100,000	0	100,000	団体支援経費、まつり関係等
施設維持管理費	5,410,000	5,251,248	158,752	
燃料費	950,000	1,178,462	△228,462	重油、灯油
電気、水道、ガス料金	1,475,000	1,367,536	107,464	電気、上水道、下水道、ガス
清掃、警備料	1,985,000	1,983,410	1,590	日常清掃、特別清掃、警備(機械警備含む)、非常通報等
修繕費	400,000	187,440	212,560	
その他	600,000	534,400	65,600	消防用設備保守点検、建築設備定期検査等
その他の所要経費	3,060,000	2,862,031	197,969	
職員研修費	40,000	7,000	33,000	旅費、負担金等
福利厚生費	40,000	23,783	16,217	職員損害保険料、健康診断ほか
使用料、賃借料	1,448,000	1,424,130	23,870	コピー機、印刷機リースほか
消耗品費	550,000	534,830	15,170	
備品購入費	110,000	0	110,000	
通信運搬費	297,000	408,116	△111,116	
その他	575,000	464,172	110,828	
租税公課	1,461,000	1,523,817	△62,817	
合計	27,755,000	(B)23,420,803	4,334,197	

ウ 令和5年度(2023年度)

収入額(A)－支出額(B)＝1,280,734円

【収入】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較増減
管理委託料	27,617,000	27,617,000	0
材料費	198,400	180,700	17,700
受取利息	0	55	△55
合計	27,815,400	(A)27,797,755	17,645

【支出】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
人件費	15,226,900	14,839,597	387,303	
主催事業関係経費	2,449,500	1,943,505	505,995	
講座等開催経費	896,400	712,515	183,885	講師謝礼金、旅費、保育士賃金、需用費
相談事業経費	910,000	905,550	4,450	常設相談員賃金、定期相談事業謝礼金、旅費
広報関係経費	208,100	75,900	132,200	印刷代、ホームページ運営経費、需用費
男女共同参画推進事業費	285,000	249,540	35,460	マイセルフ印刷代、メルマガ関係費、コンテスト関係費等
その他	150,000	0	150,000	団体支援経費、まつり関係等
施設維持管理費	5,498,000	5,211,515	286,485	
燃料費	950,000	1,188,365	△238,365	重油、灯油
電気、水道、ガス料金	1,475,000	1,168,574	306,426	電気、上水道、下水道、ガス
清掃、警備料	1,985,000	1,996,500	△11,500	日常清掃、特別清掃、警備(機械警備含む)、非常通報等
修繕費	400,000	388,536	11,464	
その他	688,000	469,540	218,460	消防用設備保守点検、建築設備定期検査等
その他の所要経費	3,180,000	3,262,087	△82,087	
職員研修費	40,000	1,000	39,000	旅費、負担金等
福利厚生費	40,000	38,800	1,200	職員損害保険料、健康診断ほか
使用料、賃借料	1,568,000	1,539,993	28,007	コピー機、印刷機リースほか
消耗品費	550,000	840,686	△290,686	
備品購入費	110,000	0	110,000	
通信運搬費	297,000	278,145	18,855	
その他	575,000	563,463	11,537	
租税公課	1,461,000	1,260,317	200,683	
合計	27,815,400	(B)26,517,021	1,298,379	

(7) 利用者等の実績

直近3年間の利用状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者延人数	13,655	14,042	12,385

なお、女性センターは、開催される講座等を受講することや、個人で施設を利用することのほか、届出をすることにより、各種団体が活動場所として利用することができ、令和6年（2024年）6月11日現在の登録利用団体数は、合計41団体（435名）である。

(8) 現地視察について

令和7年（2025年）1月8日、包括外部監査人および補助者全員（以下「包括外部監査人等」という。）で、女性センターを視察した。

監査の結果については、現地視察を踏まえたものである。

(9) モニタリングおよび評価結果

令和5年度（2023年度）の指定管理のモニタリングおよび評価結果について、市ホームページに公開されている「指定管理者業務実績シート」を以下に転載する。

これは、女性センターにおいて提供されている市民サービスの具体的な状況等に対してなされる「通知表」であり、利用者アンケートの結果や市の指定管理者に対する評価などが記載されている。

同センターが行っている業務が、利用者である市民および市のいずれからも高い評価を受けていることが明示されている。

(別紙3)

令和5年度 指定管理者業務実績シート

作成年月日 令和6年6月27日

部	市民部	課	市民・男女共同参画課
---	-----	---	------------

施設名・所在地	函館市女性センター（函館市東川町11番12号）																															
設置条例	函館市女性センター条例																															
指定管理者	にっぽん生活文化楽会	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日																													
指定管理者の特別な要件		選定区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募																													
設置目的	女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進に寄与するため																															
設置年月	昭和47年4月	建設費	6,400万円（国費補助 550万円，道費補助 550万円）																													
構造規模等	構造/鉄筋コンクリート造 3階建 敷地面積/979.42㎡ 建物延床面積/918.72㎡ ※1階部分に東川児童館を併設																															
耐用年数	50年																															
開館時間 休館日等	開館時間/午前9時から午後9時まで 休館日等/日曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日，1月2日，1月3日 および12月29日から12月31日までの日																															
料金体系	<p><使用料></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前の部 (9:00～13:00)</th> <th>午後の部 (13:00～17:00)</th> <th>夜間の部 (17:00～21:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">講習室</td> <td>第1号</td> <td>600円</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>600円</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>第1号</td> <td>360円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>360円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>720円</td> <td>1,080円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,800円</td> <td>1,800円</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 暖房を使用する場合は，上記の表の使用料金額の5割に相当する額を徴収。</p> <p>※利用料金制の採用 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p>			区分	午前の部 (9:00～13:00)	午後の部 (13:00～17:00)	夜間の部 (17:00～21:00)	会議室	600円	600円	720円	講習室	第1号	600円	720円	第2号	600円	720円	和室	第1号	360円	600円	第2号	360円	600円	第3号	720円	1,080円	調理実習室	1,800円	1,800円	2,400円
区分	午前の部 (9:00～13:00)	午後の部 (13:00～17:00)	夜間の部 (17:00～21:00)																													
会議室	600円	600円	720円																													
講習室	第1号	600円	720円																													
	第2号	600円	720円																													
和室	第1号	360円	600円																													
	第2号	360円	600円																													
	第3号	720円	1,080円																													
調理実習室	1,800円	1,800円	2,400円																													

1 指定管理者が行う主な業務の内容および実施状況等

(1) 管理業務

① 設置の目的に資する事業

- ・ 学習講座，文化・教養講座，料理教室等の開催
 - ・ 相談事業の実施（女性のための法律相談，DVと虐待相談，LGBTQに関する相談 ほか）
 - ・ 託児等の実施
 - ・ 図書コーナーの開放等（図書等の購入・貸出 ほか）
 - ・ 自主活動団体への支援，指導（団体設立支援，女性センターまつり ほか）
- ② 広報に関すること（業務概要の作成，ホームページの更新 ほか）
- ③ 男女共同参画推進事業に関すること（「マイセルフ」の発行，男女共同参画コーナーの設置 ほか）
- ④ 使用の許可等に関すること
- ⑤ 利用者に関すること（窓口業務，利用者の安全確保，利用者アンケート ほか）
- ⑥ 施設の維持管理に関すること（館内清掃，施設警備 ほか）
- ⑦ その他の業務に関すること（北海道への報告 ほか）

(2) 委託事業

- ・公金収納業務

(3) 自主事業

- ・喫茶事業（まったり屋）/利用者や近隣住民の「憩いの場」の提供
- ・寺子屋いろは/高齢者の認知症予防や交流の場の提供
- ・東川リビング/利用者や近隣住民の交流する場の提供 ほか

2 市民サービス向上のためのその他の取り組み実績

- ・エコ10カードの発行/公共交通機関や徒歩などでの来館者や古着や古布の寄付者に対するサービスの提供

3 市民ニーズの把握の実施状況

(1) 利用者懇談会の実施

- ①開催日時/令和6年2月20日
- ②出席者等/利用団体：16団体20名
- ③主な要望等/エレベーター・階段に関すること、トイレに関すること、駐車場、貸出物品に関すること 等

(2) 利用者アンケートの実施

- ① 実施方法
 - ・常設用 / 1階玄関ホール内にアンケート用紙および回収ポストを設置（通年）
 - ・講座受講者用 / 講座受講者に配付（随時）
 - ・施設利用者用 / 各施設利用者に配付（10月～11月）
- ② アンケート回収枚数 / 417枚
- ③ アンケートの内容と結果（令和6年3月 集計）

項目・評価	大変満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答
1 開館日・開館時間	48.7 %	20.5 %	18.4 %	0.6 %	0.0 %	11.8 %
2 職員の対応	60.2 %	16.2 %	12.8 %	0.3 %	0.0 %	10.5 %
3 施設の清潔さ	45.7 %	20.0 %	21.2 %	2.2 %	0.0 %	10.9 %
4 施設・設備の使いやすさ	34.2 %	21.9 %	25.3 %	6.8 %	0.9 %	10.9 %
5 備品等の充実度	37.5 %	20.0 %	27.1 %	3.9 %	0.6 %	10.9 %
6 施設全体の満足度	38.1 %	23.9 %	22.1 %	4.7 %	0.0 %	11.2 %

(3) その他

- ① 電子メール / ホームページから随時受け付け（通年）
- ② 受付窓口等 / 口頭および電話による要望等の受け付け（通年）

4 施設の利用状況（利用者数、稼働率など）

(1) 令和5年度の月別利用者数

(単位：人)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	1,089	967	1,065	1,079	900	1,058	1,462	1,122	825	808	1,087	923	12,385

(2) 年度別利用者数

指定期間 平成29年度から令和3年度

→ ← 令和4年度から令和8年度

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	18,266 人	12,173 人	13,655 人	14,042 人	12,385 人
使用料収入	32,280 円	30,360 円	27,660 円	43,980 円	58,680 円

5 指定管理者の収支状況

指定期間 平成29年度から令和3年度 → ← 令和4年度から令和8年度

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	委託料	25,106 千円	25,106 千円	27,529 千円	27,617 千円
	その他収入	103 千円	198 千円	228 千円	180 千円
	計	25,209 千円	25,304 千円	27,757 千円	27,797 千円

指定期間 平成29年度から令和3年度 → ← 令和4年度から令和8年度

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支出	人件費	13,999 千円	13,000 千円	11,623 千円	14,840 千円
	主催事業関係経費	1,862 千円	2,044 千円	2,160 千円	1,944 千円
	施設管理費	4,903 千円	4,968 千円	5,251 千円	5,211 千円
	その他の所要経費	2,394 千円	2,209 千円	2,862 千円	3,262 千円
	租税公課	1,141 千円	1,487 千円	1,524 千円	1,260 千円
	計	24,299 千円	23,708 千円	23,420 千円	26,517 千円
当該施設の利用者一人当たり税金投入コスト		2,060 円	1,837 円	1,957 円	2,225 円

6 モニタリングの主な実施状況および指定管理者に対する改善指示等の実施状況

実地調査の実施 有 ・ 無

モニタリングの主な実施状況

(1) 事業報告書（年次）に関するもの

- ① 事業実施状況報告書
 - ・書類確認による実施 / 事業計画書, 実績報告書などとの照合
- ② 収支決算書（自主事業含む）
 - ・書類確認による実施 / 収支計画書 などとの照合
 - ・実地調査による実施 / 会計書類(出納簿, 領収書綴り, 請求書綴り等), 出勤簿などとの照合
- ③ 団体の経営状況を証明する書類
 - ・書類確認による実施 / 収支計画書などとの照合

(2) 定期報告書（月報）に関するもの

- ① 使用実績報告書
 - ・書類確認による実施 / 事業計画書等との照合
 - ・実地調査による実施 / 申請書綴り, 利用者カードなどとの照合
- ② 施設管理実績報告書
 - ・書類確認による実施 / 事業計画書等, 保守点検等実施報告書などとの照合
 - ・実地調査による実施 / 修繕箇所, 保守点検等実施設備, 購入備品など
- ③ 安全巡回点検報告書
 - ・実地調査による実施 / 施設および設備などの安全性および清掃状況等の確認

(3) その他の報告書に関するもの

- ① 利用者アンケート実施報告書
- ② 事故発生状況等報告書 / 該当する事案なし
- ③ クレーム処理等報告書 / 該当する事案なし

(4) 実地調査によるモニタリング

- ① 指定管理者業務実地調査（定期調査）（実施状況：令和6年5月21日）
- ② 指定管理者との定期的ミーティングの実施
- ③ 実施体制（職員の配置, 接客態度等）の確認

(5) 指定管理者に対する改善指示等の実施状況 / 該当する事案なし

(6) 指定管理者による自己評価の実施（令和6年5月16日）

(7) 市の指定管理者に対する実績評価の実施（令和6年5月22日）

7 指定管理者に対する評価

(1) 指定管理者の自己評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<p>日常では業務を適切に遂行するために、事務室に「日常の心得」を掲示して職員の服務体制を整える工夫を継続している。また、繁忙時に職員の配置を増やして、事業の潤滑な運営を心がけている。トイレと給湯室、託児室の中の見回りを毎日当番制でおこない、使用後の貸室の消毒作業も加えて、より安全と清潔に努めることとしている。全体的に女性センター条例施行規則および協定書を遵守し、常に利用者の安全と施設の清潔を心がけながら、利用者の立場に立った運営を行うように努めている。</p>	<p>建物の保守・点検に関しては、老朽化を考慮し行う必要があるため、引き続き安全と清潔に留意して館内を注意深く見回ることとする。アンケート等により得られる利用者の意見を参考にし、環境整備にも努めることとする。</p>
サービスの質の状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<p>今年度も、夏の暑さ対策として、ペットボトルに水を入れて凍らせ、タオルと一緒に利用者へ貸し出すサービスなど、暑さ対策をおこなっている。図書コーナーでは、毎月入荷する本を厳選し、図書貸し出しの利用者端につなげている。全体的にはアンケートや利用者懇談会での声を反映させ、可能な限り要望に応える努力も行いながら、常に安全と施設の清潔を心がけ、利用者の立場に立った運営を行うように努めている。</p>	<p>暑さ寒さの気温変化に対応し、冷風機やうちわ、補助暖房の貸し出し等をおこない、市民が快適に利用できるよう、よりきめ細かな配慮に努めたい。</p>
団体の経営状況	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<p>事業収支、経営状況に特に問題はない。修繕や印刷物等、外注せずに行えるものは職員の手で行って出費を抑えるなど工夫をしている。また、節電やボイラー設定温度管理などでエネルギー減を心がけている。燃料費の高騰などにも注意を払いながら、予算内で納まるよう、他の出費を抑える工夫をするなどこまめに調整しながら運営している。</p>	<p>節電や月ごとのボイラー設定温度調節などに取り組み、燃料費等の経費を抑える工夫をしながら、引き続き安定した経営を行いたい。</p>

(2) 市の指定管理者に対する実績評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<p>指定管理業務については、市民ニーズを反映させて遂行されているほか、市の男女共同参画に関する施策と連携し事業を展開している。施設の保守管理についても、老朽化している施設でありながらも清潔かつ季節に合わせた展示工夫等により、明るい施設づくりに努めている。</p>	<p>引き続き市民ニーズの把握に努め、管理運営に反映するとともに、男女共同参画に関する社会情勢の変化を把握し、市と連携・協力しながら事業を展開していただきたい。</p>
サービスの質の状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<p>講座の開催案内などを各種広報媒体を活用して広く周知することで、利用者の増加に努めている。また、利用者ニーズを把握し、事業に反映させながら、利用者には喜ばれる施設運営に努めている。</p>	<p>引き続きホームページやSNSを活用し、女性センターをPRするための広報活動に力を入れていただきたい。また、様々な外部の研修会等に参加するなど、スタッフの資質向上に積極的に取り組み、今後も市民サービスの向上に努めていただきたい。</p>
団体の経営状況	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<p>事業収支、経営状況に問題はない。</p>	<p>施設の老朽化に伴う維持修繕費の増加が見込まれるため、事務経費削減に取り組み、今後も指定管理業務における事業収支を適正に行うよう努めていただきたい。</p>

○ 「業務の履行状況」「サービスの質の状況」

- A 協定書を遵守し、事業計画書及び仕様書の水準以上がなされている。
- B 協定書を遵守し、事業計画書及び仕様書の水準どおり行われている。
- C 協定書の遵守しているが、事業計画書及び仕様書の水準をやや満たしておらず、課題がある。
- D 協定書や事業計画書に不履行がある。または、業務水準を満たしていない。

○ 「団体の経営状況」

- A 事業収支、経営状況に問題はない。
- B 事業収支、経営状況の今後に注意を要する。
- C 事業収支、経営状況に早急な改善を要する。

(「函館市女性センター 令和5年度 指定管理者業務実績シート」)

(10) 監査の結果

【指摘5】

耐震調査・対策等の建物の老朽化対策を速やかに実施されたい

ア 女性センターの重要性について

(ア) 男女共同参画に関する施策の中心的施設であること

女性センターの設置を規定する「函館市女性センター条例」の第1条には、「女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進に寄与するため、市に女性センターを設置する」と定められている。

そして、現時点において、市における唯一の男女共同参画に特化した施設であり、男女共同参画に関する施策、事業、取組の中心として機能する施設である。

(イ) 女性センターの需要が高いこと

上記「(5) 事業の概要について」で示したように、女性センターでは、多種多様な講座の開催を含む様々な事業が行われており、性別や年代を問わず多数の講座受講者や施設利用者がいる。

利用状況については、令和5年度（2023年度）で延べ1万2,385人が利用しており、同年度は5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したばかりであったことから、令和6年度（2024年度）以降は、利用者数が増加することが十分に見込まれる。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行以前の平成30年度（2018年度）の利用者数は、延べ2万1,482人に及んでいた。

(ウ) 指定管理者に対する評価が高いこと

上記「令和5年度 指定管理者業務実績シート」の「3 市民ニーズの把握の実施状況」のアンケート結果によると、80%以上の利用者が施設の状況や施設全体の満足度等について肯定的な回答をしており、半数以上の利用者は「大変満足」または「やや満足」と評価している。

このように、女性センターの利用者は、同センターおよびこれ

を運営する指定管理者に対して高い評価をしている。

また、上記「令和5年度 指定管理者業務実績シート」の「7 指定管理者に対する評価」では、市の指定管理者に対する評価が記載されているが、「業務の履行状況」および「サービスの質の状況」について、「協定書を遵守し、事業計画書及び仕様書の水準どおり行われている」と評価し、全体として高い評価をしている。

以上から、指定管理者が行っている女性センターの各種業務は、市民および市から高い評価を得ていることが認められる。

イ 問題点について

上記のとおり、女性センターは、男女共同参画社会の推進にとって重要な施設であるにも関わらず、いくつか指摘すべき問題点がある。

ここでは、まず、建物・設備について取り上げる。

(ア) 建物について

～老朽化が著しくバリアフリー化もされていないこと

女性センターが入る建物の建築年度は昭和46年度（1971年度）であり、築年数は53年を超えている。本来、耐用年数は50年であり、老朽化が著しい状態にある。

さらに、建物の耐震対策については、旧耐震基準であり、かつ新基準での耐震診断は未実施である。

女性センターは年間1万人を超える市民等が利用している施設であり、高齢者や子どもたちの利用も少なくない。これは利用者の生命身体の危険に直接影響する重大な問題であり、速やかに対応を講じなければならない。

また、この建物は地上3階建てであるが、バリアフリー化はなされておらず、エレベーター、エスカレーターは設置されていないため、身体的理由で同センターを利用できない市民等がいることになる。

(イ) 駐車場について～狭小であること

女性センターに付帯する無料駐車場は、利用者数に比して狭小であり、一部は普通車1台分程度の幅の細長い敷地となっており、縦列に駐車し、前に駐車している車両から順に前進しなければ出

られない部分もあり、不便である。また、近隣の有料駐車場も徒歩5分以上離れている。

市民の自家用車の活用率の高さを踏まえれば、市電やバスなどの公共交通機関の利用を促すだけでなく、駐車場の確保も行う必要がある。

(ウ) 設備について～建物の冷暖房設備の問題

包括外部監査人等は、令和7年（2025年）1月8日に視察を実施した。

施設の暖房設備は重油を用いたものがメインであり、建物の老朽化による断熱効果の低下や、暖房設備の老朽化の影響もあり、その性能は低いものであった。また、暖房が行き届かないところはポータブルの灯油ストーブで対応していたが、その台数も十分に確保できていない状況であった。

さらに、冷房設備も設置されていない。

したがって、夏季は施設内が高温となるため、ペットボトルに水を入れて凍らせたものに扇風機の風を当てて即席のクーラー代わりとしたり、冷風機を導入するといった対策を講じているが、職員の執務環境としては非常に厳しいものであることがわかった。

特に気温が高くなる8月については、講座受講者が熱中症を発症するおそれがあることから、講座の開催を控えているとのことであった。

ウ まとめ

このように、女性センターの建物は老朽化が著しく、特に耐震対策が不十分である状況は、職員、市民の生命身体の危険に関わる問題であり、新基準による診断が必要と考える。

また、冷暖房設備の不足や不十分な状態は、職員や市民の生命身体の危険性に関わるものであり、労働環境や、委託業務である各種講座の実施などへ影響を与える問題である。

なお、女性センターの移転計画も存在するが、移転の時期や建物の概要が示されたばかりであり、実現までには時間を要するところである。

国、北海道および函館市は、地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減と、脱炭素化「ゼロカーボンシティ」を目指しており、高

断熱・高気密の省エネ住宅を推進し、補助金を支出している。

しかし、本件建物は、低断熱・低気密の反「省エネ」建物であり、ゼロカーボンシティの理念や計画とも矛盾するものである。

たしかに、遠からず施設の移転がなされるのであれば、老朽化した建物のバリアフリー化に膨大なコストを投じることは費用対効果の面で悩ましい問題ではある。

少なくとも耐震対策や冷暖房設備の改善は、利用者や施設職員の生命身体に直接関わる重大な問題である。近い将来の移転の可能性は、耐震対策等を行わない理由にはならない。

【指摘6】

函館市女性センター条例を改正し、施設名称を男女共同参画の推進にふさわしいものに変更されたい

ア 名称が「函館市『女性』センター」であることの問題性

函館市女性センター条例第1条では、「女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および**男女共同参画社会の形成の促進に寄与するため、市に女性センターを設置する**」（太字は監査人による編集。）と規定しており、「『女性』センター」という名称は、条例によって定められている。

女性センターは、同条が定める男女共同参画社会の形成の促進に寄与するための施設であり、市の男女共同参画の推進における中心的な役割を担うものであるが、その名称は「『女性』センター」のままとなっている。そのため、同センターの役割が市民に伝わらず、男性は利用できないのではないかという誤った認識や、男性が利用しにくいといったバイアスを生じさせかねない。

したがって、「函館市男女共同参画推進センター」等に名称を変更すべきである。なお、現在の「女性センター」という名称は、函館市女性センター条例に基づくものであり、名称変更には同条例を改正する必要がある。

イ 愛称をつけることの意義

公共施設においては、正式名称以外に愛称を設けて市民への親しみやすさを向上するような取組も見られる。

本施設の正式名称の変更だけでなく、愛称をつけることで、男女共同参画の推進のための施設であることをより広く市民に周知させ

ることが可能になると考えられるため、愛称を設けることも検討されたい。その際には、男女共同参画社会の推進の周知・広報を兼ねるべく、公募によることが望ましい。

なお、上述のように、本施設の名称の変更には条例の改正が必要であるが、条例の改廃の手続には時間を要する。

したがって、法令上、その設定に特段の制限のない「愛称」について、優先することも検討に値するものと思料する。

【指摘7】

管理委託料が適切なものとなっているかの検証を行い、燃料費や光熱費の高騰への対策等をなされたい

ア 施設の管理に係る収支決算額について

(6)において、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの「施設の管理に係る収支決算額」を記載した。

燃料費は毎年20万円以上不足している。

現在の社会情勢に照らせば、燃料費や光熱費の高騰などは今後も続くことが想定されるところである。

イ 視察の状況

施設内では、本来2本設置すべき蛍光灯の本数を1本とするなど、「節電」に努めている様子が見られた。

また、同施設で使用しているコピー機は相当に旧式のものであり、保守期間も超過しているなど、新しい機材・物品を購入する余裕がないことも随所にかがわれた。

収支決算の内容および結果を見ると、全体の収支はマイナスにはなっていないが、燃料費等の予算の不足分を、本来であれば支出すべき他の費目の節約、圧縮によって補填しているためである。

いずれにしても、市が委託料を積算する際には、指定管理者が施設の設置目的に即した事業内容を確実に実行できるよう、適正な積算をしなければならない。

これは、女性センターが男女共同参画の推進において果たしている役割からすると、各種事業の質の低下をも招きかねない重大な事態である。

ウ まとめ

委託料の設定にあたっては、委託事業の重要性や指定管理者の業務の具体的状況を十分に確認・検証して、適切な金額を設定されることを求める。

特に、社会情勢の変化による燃料費や光熱費の高騰への対策については、指定管理者に過大な負担が生じないように、柔軟に対応できるような枠組み等を検討されたい。

3 パートナーシップ宣誓制度について

(1) パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度とは、同性同士の婚姻が現行法上で認められていない我が国において、各自治体がそれぞれ独自に、LGBTQカップルに対して、結婚（法的な婚姻関係）に相当する関係であることを証する証明書を発行し、様々な行政サービスや社会的な配慮等を受けやすくする制度である。

平成27年（2015年）1月に東京都渋谷区が最初に開始した制度であり、その後、全国各地の地方公共団体での導入が広がった。

(2) 函館市のパートナーシップ宣誓制度の概要

ア 制度の概要

函館市では、令和4年（2022年）4月1日から「函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行し、パートナーシップ制度の運用を開始した。

これは、一方または双方が性的少数者である二者が、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係（パートナーシップ）であることを函館市（函館市長）に対して宣誓し、市が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するというものである。

この制度は、性の多様性への理解が進み、市民一人一人がお互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちとなることを目指して導入されたものである。

同要綱の趣旨を規定した第1条を示す。

第1条（趣旨）

この要綱は、性の多様性への理解が進むことにより、市民一人一人がかげがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現のため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

なお、同要綱では、パートナーシップとは、「（一方または双方が性的少数者である二者が、）互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束

した関係」と定義されている。

また、性的少数者とは、「性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向）が異性愛のみではない、または、性自認（自己の性別についての認識）が戸籍上の性別と異なる者」と定義されている。

イ 宣誓をすることができる要件

一方または双方が性的少数者であり、次の全ての要件にあてはまる場合に、宣誓をすることができる。

- (ア) 成年に達していること
- (イ) 少なくともどちらか一方が函館市民であること（転入予定（3か月以内）を含む）
- (ウ) 双方ともに配偶者（事実婚関係を含む）がいないこと
- (エ) 宣誓する二人以外の人とパートナーシップ関係にないこと
- (オ) 二人の関係が近親者（養子関係を除く）でないこと

※近親者とは、民法に規定された婚姻できない関係（直系血族、三親等以内の傍系血族または直系姻族）にある者をいう

ウ 制度利用の具体的イメージ

制度を利用しようとする二者が「パートナーシップ宣誓書」に署名を行い、市から「パートナーシップ宣誓書受領証」および「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の交付を受ける。

市は提出を受けた「パートナーシップ宣誓書」および添付書類（上記各要件の具備を証明する書類）を保管する。

エ 制度の利用案内等について

制度の利用案内については、制度そのものを周知・啓発する1枚もののパンフレットを作成しているほか、制度の詳細な情報を盛り込んだ「函館市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き」を作成・配布している。

パンフレットには、宣誓をすることができる人の要件や必要書類、宣誓手続の概略などが簡潔にわかりやすく記載されている。

さらに、同制度に関する市ホームページのQRコードを記載しているほか、問い合わせ先・連絡先については、電話だけでなく24

時間受付のメールフォームのQRコードを記載する等、利用者の目線に立った工夫がなされている。

わずかな紙幅に対して、必要十分な情報が盛り込まれており、周知・広報文書として非常に高い完成度である。

函館市
パートナーシップ
宣誓制度

2022年
4月1日
スタート

函館市パートナーシップ宣誓制度とは
一方または双方が性的少数者でパートナーシップにあるお二人が、お互いがパートナーであることを宣誓し、函館市が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するものです。
この制度により、性の多様性への社会的理解が進み、市民一人ひとりが互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく誇りをもって暮らせるまちとなることをめざします。

性的少数者とは
「好きになる性(性的指向)」が異性愛のみではない人や、「こころの性(性自認)」と戸籍上の性別が異なる人のことをいいます。

パートナーシップとは
互いに人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二人の関係をいいます。

市民・事業者等の皆様へのお願い
お店や病院の窓口などで、家族として証明するため、受領証等を提示される場合があります。本制度は、法的効力を有するものではありませんが、互いの関係性への理解が得られず困難さを抱える性的少数者の方々の生きづらさを緩和につながるよう、市民・事業者等の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

宣誓の手続き ※手数料は無料です。但し、提出する書類の発行に際し、手数料が必要になります。

宣誓できる方
一方または双方が性的少数者の方で、次のすべてにあてはまる方です。
 成年であること
 一方または双方が函館市民であること(3か月以内の予定を含む)
 配偶者がいないこと、他の人とパートナーシップ関係にないこと
 互いに近親者でないこと

宣誓に必要な書類
① 現住所を記載できる書類
住民票の写し等
② 婚姻をしていないことが確認できる書類
戸籍抄本等
③ 本人確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)
旅券(パスポート)、運転免許証等

1 宣誓の事前連絡
宣誓の5営業日前までに市民・男女共同参画局に電話またはメールフォームからご連絡ください。
☎ 0138-21-3470
(平日 8:45~17:30)
✉ フォーム
24時間受付

2 パートナーシップ 宣誓書の提出
お二人で必要書類をご持参のうえ来庁し、宣誓書に記入していただきます。
宣誓での対応も可能です。ご相談ください。

3 宣誓書受領証等の交付
宣誓書受領証(A4版)と宣誓書の写しを交付します。宣誓書受領証カードは即日交付します。
※受領証カードは1週間を目途に交付します。
※受領証等には通称名をご使用いただけます。

Q & A

Q 結婚とはちがうのですか?
A 結婚は法律行為であり、扶養義務や相続などの権利や義務が発生します。一方、本制度は函館市独自で行う制度であり、法的効力を有するものではありません。

Q 同居していないと宣誓できませんか?
A パートナーシップにある方であれば、同居していなくても宣誓することができます。

Q 宣誓は同性カップルしかできないのですか?
A 宣誓は、戸籍上同性のカップルに限定していません。例えば、性自認と戸籍上の性別が異なるトランスジェンダーの方が、戸籍上は異性のパートナーの方と宣誓していただくことも可能です。

お問い合わせ
函館市市民部市民・男女共同参画課 (〒040-8668 北海道函館市東津町4番13号)
TEL: 0138-21-3470 (受付 平日 8:45~17:30)
FAX: 0138-23-7173 E-Mail: danjokyo@city.hakodate.hokkaido.jp ※詳細はこちら

(「函館市パートナーシップ宣誓制度」パンフレット)

また、「函館市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き」は、具体的にパートナーシップ宣誓制度を知りたい人を対象として、より詳細な情報を盛り込んだものである。

同手引きは、市におけるパートナーシップ宣誓制度の開始に先立つ令和4年(2022年)3月に発行され、その後、令和5年(2023年)4月、令和6年(2024年)1月と定期的に改訂され、ブラッシュアップが進められている。

オ 函館市において利用可能な行政サービス

(ア) パートナーシップ宣誓制度は、現行法上婚姻が認められない二者が、可能な限り通常の婚姻関係にある者同士と同様の行政サービス等を受けられるようにすることが一つの大きな目的である。

- (イ) パートナーシップの宣誓により利用可能となる行政サービス
 パートナーシップの宣誓により、次のような制度・手続が利用可能になっている。

制度・手続の名称	内 容
同一世帯での住民登録 (続柄を「縁故者」と する場合)	生計が同一であれば、同一世帯で「縁 故者」として住民登録ができる。
家族介護用品給付事業	パートナーも対象者としてサービスを受 けることができる。
家族介護慰労事業	パートナーも対象者としてサービスを受 けることができる。
両親学級	パートナーも配偶者と同等として参加 できる。
市営住宅の入居申込等	パートナーとの入居申込、同居申請が できる。
特定公共賃貸住宅の入 居申込等	パートナーとの入居申込、同居申請が できる。

- (ウ) パートナーシップ宣誓をしていなくても利用可能な制度・手続
 パートナーシップ宣誓制度を利用していない場合でも、次のよ
 うな制度・手続は利用可能である。

制度・手続の名称	内 容
同一世帯での住民登録	生計が同一であれば、同一世帯で「同 居人」として住民登録ができる。
火葬埋葬手続	同居している場合、同居者として火葬 埋葬の手続ができる。
同一世帯としての国民 健康保険への加入	住民票上同一世帯であれば、パートナ ーと同一世帯として国民健康保険に加 入できる。
市福祉サービス苦情処 理制度の申立人の範囲	パートナーも配偶者と同等として制度 を利用できる。
要介護認定申請	パートナーも代理申請ができる。
生活保護	同居し、生計を同一にしている場合、 パートナーも同一世帯として申請、受 給できる。
DV相談	パートナーからの暴力(DV)につい て相談できる。

認定こども園等における送迎者	パートナーの子どもの保護者として認定こども園等の送迎ができる。
保育給付認定等申請	パートナーの子どもの保護者として利用申し込みができる。
就学相談	監護者の同意がある場合、パートナーの子どもの保護者として利用申し込みができる。
救急車への同乗	救急搬送される際、パートナーも救急車に同乗できる。
市立病院（※）における対応	パートナーに判断能力が認められる状態にある場合、面会、診察室内への付添い、診療方針の説明を受けること、各種同意書への署名の代筆等ができる。

※ 市立函館病院、市立函館恵山病院、市立函館南茅部病院

なお、市立病院における対応の中で、パートナーは入院保証人にはなれないこととされているが、これは原則として法定相続人（被相続人の配偶者、子、父母、兄弟姉妹）でなければ身元引受ができないとされていることによるものであり、いわゆる内縁関係の者と同様の取扱いである。

（エ）行政サービスの周知

市では、宣誓をした者が利用できる行政サービスの範囲が広がるよう、市役所の各課への働きかけを行うとともに、上記サービスの一覧をホームページで公表している。

この一覧表は、各種行政サービスの内容について簡潔かつわかりやすく説明し、また、問い合わせ先も記載する等、利用者目線に立って作成された資料である。

●パートナーシップの宣誓により利用可能な市の制度・手続き

(令和5年7月18日現在)

制度・手続きの名称	内容	受領証等の 提示必要	受領証等の 提示不要	担当課
同一世帯での住民登録 (パートナーの続柄を「縁故者」 にする場合)	生計が同一であれば、パートナーの住民票 上の続柄を「縁故者」として、同一世帯で 住民登録することができます。	○		市民部 戸籍住民課 TEL:21-3173
家族介護用品給付事業	パートナーの方も対象者としてサービス を受けることができます。	○		保健福祉部 高齢福祉課 TEL:21-3081
家族介護慰労事業	パートナーの方も対象者としてサービス を受けることができます。	○		
両親学級	パートナーも配偶者と同等として参加 することができます。		○	子ども未来部 母子保健課 TEL:32-1533
市営住宅の入居申込等	パートナーとの入居申込、同居申請を することができます。 (入居資格の要件を満たす必要あり ます。)	○		都市建設部 住宅課 TEL:21-3382
特定公共賃貸住宅の入居申込等	パートナーとの入居申込、同居申請を することができます。 (入居資格の要件を満たす必要あり ます。)	○		問い合わせ先 (一財)函館市住宅都市施設公社 TEL30-3122

●パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な市の制度・手続き

制度・手続きの名称	内容	担当課
同一世帯での住民登録 (パートナーの続柄を「縁故者」 にする場合を除く)	生計が同一であれば、パートナーと同一世帯として、 住民登録をすることができます。 ※住民票上のパートナーの続柄は、「同居人」となり ます。	市民部 戸籍住民課 TEL:21-3173
火葬埋葬手続き	同居している場合、同居者として火葬埋葬の 手続きをすることができます。	
同一世帯としての国民健康保険への 加入	住民票上同一世帯であれば、パートナーと同一 世帯として、国民健康保険に加入することが できます。	市民部 国民年金課 TEL:21-3150
函館市福祉サービス苦情処理制度 の申立人の範囲	パートナーも配偶者と同等として制度を利用 することができます。	保健福祉部 管理課 TEL:21-3297
要介護認定申請	パートナーの方も代理申請をすることが できます。	保健福祉部 介護保険課 TEL:21-3285
生活保護	同居し、生計を同一にしている場合、 パートナーも同一世帯として申請、 受給することができます。	保健福祉部 生活支援課 TEL:21-3285
DV相談	パートナーからの暴力(DV)についても 相談できます。	子ども未来部 子育て支援課 TEL:21-3010
認定子ども園等において、同性 パートナーを送迎者として承認	パートナーの子どもの保護者として認定 子ども園等で送迎することができます。	子ども未来部 子どもサービス課 TEL:21-3270
保育給付認定等申請(同性パート ナーを保護者として申請)	パートナーの子どもの保護者として利用 申込みをすることができます。	
就学相談	監護者の同意がある場合、パートナーの 子どもの保護者として利用申込みを することができます。	教育委員会学校教育部 北海道教育センター TEL:57-8251
救急車への同乗	救急搬送される際、パートナーも救急 車に同乗することができます。	消防本部 庶務課 TEL:22-2142

(「利用可能な行政サービス一覧 (R5.7.18 現在)」)

カ 他自治体との連携

パートナーシップ宣誓制度は、各自治体ごとの制度である。

そのため、制度利用者の転入・転出などに際して、制度の相互利用や手続きの簡素化を行い、制度利用者の負担軽減とサービスの向上を図る必要がある。

函館市では、令和6年（2024年）10月時点で、北海道内の26市町と連携協定を締結している。

連携の在り方については、大別して、相互利用による連携と手続きの簡素化による連携の二つの方法がある。

相互利用による連携とは、制度利用者が転出時に継続使用届を提出することにより、転入先においても、転出元の宣誓書受領証等の継続使用が可能となるものである。これにより、転出元の自治体に宣誓書等の返還請求手続きを行い、転出先の自治体に対して改めて必要書類を揃えて宣誓手続きを行うといった煩わしさから解放されることになる。

他方、手続きの簡素化による連携は、転入先自治体で受領証等を提示することで、転入先における宣誓手続きが一部省略されるというものである。

利用者の目線からは、前者の相互利用による連携が望ましいところである。

現在、帯広市との間では手続きの簡素化による連携に留まっているが、その他25市町との間では、相互利用による連携となっている。

(3) パートナーシップ宣誓制度の根拠

日本国憲法における人権規定（幸福追求権等）やLGBT理解促進法などが性的少数者の権利擁護の根拠となるが、同性婚そのものについて認める法律はない。

函館市におけるパートナーシップ宣誓制度の運用の根拠となっているものは、「函館市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」である。

他の自治体では、函館市と同様に「要綱」の形式としているところが多いが、パートナーシップ宣誓制度について条例で定めている自治体や男女共同参画推進条例にパートナーシップ宣誓制度に関する規定を定めている自治体もある。

(4) 監査の結果

【指摘 8】

男女共同参画推進条例にパートナーシップ宣誓制度について盛り込む等、パートナーシップ宣誓制度の法的基盤を十分なものにされたい

ア 函館市の条例整備の現状について

市におけるパートナーシップ宣誓制度に関する根拠法令は、「要綱」のみであり、パートナーシップ宣誓制度について定めた条例は存在しない。

市において制定されている男女共同参画等に関する条例は、「函館市男女共同参画推進条例」である。

同条例は、平成17年（2005年）4月1日から施行されているものであり、パートナーシップ宣誓制度そのものや、性の多様性等についての規定なども含まれていない。

また、性の多様性に関する条例も存在しない。

イ 他の自治体について

令和6年（2024年）6月現在で、全国の自治体のうち458団体（人口比で90%を超えている）においてパートナーシップ宣誓制度を導入しているとされているが、その大半の自治体では、函館市と同様、規則や要綱等をその法的根拠としている。

パートナーシップ宣誓制度を条例として定めているのは、渋谷区、東京都等18の自治体のみであるが、男女共同参画推進条例の中で性的指向・性自認および性的少数者に対する差別的な取扱いを禁止することなどを規定している自治体は100団体程度確認できた。

ウ 「要綱」の法的性質について

函館市では「要綱」の形でパートナーシップ宣誓制度の取り扱いについて定めているが、「要綱」は、あくまでも行政機関における事務執行に関する内部規定である。

「要綱」は、本来、法律、条令等に基づく制度についての具体的で詳細な運用事務について定められる行政内部における指針である。

したがって、国民や住民の代表による議論を経て決せられる法律や条例等のような民主的基盤はなく、住民を拘束するような法的効

力はない。

パートナーシップ宣誓制度といった非常に重要な制度について、条例の定めがなく、要綱に定められているに留まっていることは、LGBT理解促進法の趣旨や、法律に基づく行政がなされているかという点で不十分である。

また、現時点において、性の多様性に関する事柄を定める条例が存在しないということも同様である。

エ 条例整備の必要性

本監査のテーマである男女共同参画の推進や実現は、性的指向・ジェンダーアイデンティティの理解促進、真に全ての市民が自分らしく生きられる社会に向かう通過地点に過ぎない。

男女共同参画推進条例の改正の中で性の多様性に関する規定を盛り込んだり、あるいはパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度に関する条例を制定する自治体もある。

函館市男女共同参画推進条例を、現在の問題意識を反映させる形で改正することや、そして、その中に性の多様性の問題やパートナーシップ宣誓制度を盛り込むことは、函館市のこれらの問題に対する態度、積極的な姿勢を明確に示すものとなる。

オ 指摘の趣旨

本指摘は、パートナーシップ宣誓制度や性の多様性に関する条例が存在しないことや、既存の男女共同参画推進条例について時代に即した改正を行っていない現状を、強く問題視するものである。

【意見14】

他の自治体との連携をより積極的に行われたい

ア 取組の評価

函館市と同様にパートナーシップ宣誓制度を運用している自治体との間で制度利用の連携を図り、転出・転入の煩わしさを減少させることは、利用者の目線に立ったサービスとしては非常に重要である。

他自治体との制度利用の連携の促進は、単に宣誓制度を用意するだけではなく、いかに使いやすい制度にしていこうかという函館市

の姿勢を示す一つの指標といえる。

なお、他の指標としては、パートナーシップ宣誓制度の利用者が利用できる行政サービスの範囲であるが、市においては、利用可能な行政サービスの範囲の拡大に向けた取組が継続的になされていることや、市立函館病院における運用の整理など、積極的な取組がなされていることが確認できた。

他自治体との連携がなされることは、人口流出が問題となっている函館市においては、市に転入したいと思ってもらうための取組であるともいえ、その意味でも重要なものである。

イ 連携先が少ないこと

しかしながら、現状における連携先は道内の市町のみであり、その数も26に留まっている。

日本全国においてパートナーシップ宣誓制度を運用している自治体は、人口の90%に及んでいる現状からみると、これは消極的と評価せざるを得ない。

たしかに、同性婚を認める法整備がなされることが本質的な問題の解決である。したがって、各自治体におけるパートナーシップ宣誓制度は、そのための立法事実の積み重ねであり、あくまで、国の法律が整備されるまでの橋渡しに過ぎないという見方もできるかもしれない。しかし、当事者は日々生活している市民であるため、自治体ができる限りのことをしていく、という視点が必要である。

また、他の自治体に居住している宣誓制度利用者が転居等を考えたとき、相互利用連携が図られているかどうかは、選択基準の一つとなり得る。

ウ まとめ

多くの自治体と相互利用連携体制を構築することは、同制度の利用主体である市民の権利擁護の観点から、また、要綱の趣旨のとおり「市民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、誰もが自分らしく暮らすことのできる函館市」の実現のために有効なものと考えられることから、本意見とするものである。

第4章 おわりに

本監査は、函館市における男女共同参画（およびLGBT関連）の推進に関する各種の事務について、その制度趣旨や体制、具体的な運用状況について監査を行ったものである。

男女共同参画の推進は、今なお完全な実現に至っていないという意味で現代社会における喫緊の課題であり、地方公共団体においても積極的な取組が要請されているものである。そして、あらゆる分野における男女共同参画の推進は、函館市民の生活に密接したものである。したがって、本監査においては、制度利用者としての市民の目線、そして、納税者としての市民の目線を大切に監査を行ったところである。

一連の監査を終え、函館市における男女共同参画の推進・実現に関する各種事業は、概ね適正に運用されていることが確認できた。

たしかに、男女共同参画の推進の取組は、組織における男女構成比や管理的地位にある女性の割合などのように具体的な効果を数値化可能な部分もあり、特に函館市がその決定にイニシアティブを発揮できる分野については、数値目標を達成していないもの、取組や数値目標それ自体に疑義があるものについて、厳しい指摘をすることとなった。また、函館市が自ら政策判断が可能な分野という意味では、男女共同参画の推進にあたって重要な役割を担っている「女性センター」に関する監査意見も同様である。

もっとも、男女共同参画社会の推進に関する事業の中には、非常に重要で意義のあるものだが、すぐにはその効果を数値化できないものも少なくない。小中学生を対象とする啓発誌の作成・配布や小中高校生を対象とする出前講座、女性センターの指定管理者の管理業務の多くや、市が実施する各種講座などはまさにそのような事業である。函館市では、このような効果分析が難しい事業についても、積極的な取組を行っていることが確認できた。このような取組を続け、その効果が少しでも早く結実することを期待するものである。

また、昨年度の包括外部監査では、市民への情報発信、周知・啓発などにおけるホームページの活用の在り方、UI（ユーザー・インターフェース）デザインについて、利用者としての市民の目線から随所で意見を述べたが、今年度の監査においても、男女共同参画の推進についての各種事業に関する情報発信、周知・啓発についての函館市のホームページの在り方を確認した。

昨年度と比較すると、情報検索のしやすさ、ホームページ上の情報量など大きな改善がなされていることが確認できた。もちろん、事業によってはまだ不十分なものもあるが、利用者である市民の目線からホームページのブラッシュアップがなされていることは大変望ましいことである。

おわりに、函館市における男女共同参画社会の推進に関する各種の事業等、様々な取組に日々尽力されている中、本監査に丁寧にご対応・ご協力していただいた市民部市民・男女共同参画課をはじめとする関係各部課の方々や、現地視察にご対応していただいた方々に深く御礼を申し上げますとともに、本監査が、函館市における男女共同参画社会の推進・実現の一助となることを心より願うものである。

令和7年3月
監査人

資 料

函館市男女共同参画推進条例

平成17年3月25日条例第15号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条～第14条)

第3章 男女共同参画苦情処理委員(第15条～第18条)

第4章 男女共同参画審議会(第19条～第23条)

第5章 雑則(第24条)

附則

個人の尊重と法の下での平等を定める日本国憲法の下で、男女の平等を実現するために、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約採択などの国際社会の取組とも連動して、国や北海道において男女共同参画社会基本法や北海道男女平等参画推進条例が制定されるなど、法制度の整備が進められてきました。

私たちのまち函館市においても、女性センターを中心とする各種事業活動や男女共同参画に関する基本的計画である「はこだてプラン21」の策定など、男女の意識改革の実現を図る施策において、男女共同参画の実現に向けた様々な努力を行ってきました。

しかしながら、男女の人権の尊重に関する認識がまだまだ十分であるとはいえず、性別による固定的な役割分担意識およびそれに基づく慣習等が存在していることから、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要です。

更に、大都市と比べて少子高齢化がより急速に進んでいる市においては、次世代を担う青少年の健全な育成を図るためにも、男女共同参画の理念に基づいたまちづくりを進めていくことが、21世紀における最重要課題となっています。

このような現状を踏まえ、課題の解決に向けた取組を進めるための基本的な考え方を明らかにすることにより、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野(家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野をいう。以下同じ。)において、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を解消するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反して性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における生活環境を害して不快な思いや体験をさせることまたは性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間における身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならないこと。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策または事業者における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割

を円滑に果たし、かつ、家庭以外の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女が互いの性について、理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり人格の尊厳を保つことができるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会における取組を踏まえながら行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、および実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国および他の地方公共団体との密接な連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的かつ主体的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントおよびドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民および事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、函館市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第9条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における男女共同参画の推進)

第10条 市は、附属機関その他の諮問機関の委員の委嘱を行う場合には、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第11条 市は、男女共同参画の推進について、市民および事業者の理解を深めるため、社会のあらゆる分野において、情報の提供、広報、啓発活動その他の適切な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の推進に努めるものとする。

(実施状況等の公表)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況および男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、公表するものとする。

(教育の推進)

第14条 市は、市民への基本理念の普及を図り、男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画に関する教育の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民は、生徒、児童および幼児(以下「生徒等」という。)に対し、基本理念の普及を図り、男女共同参画についての理解を深めるため、家庭および地域において、男女共同参画の推進に関する教育を行うよう努めなければならない。

3 学校または保育所を設置し、または管理する者は、生徒等の発達段階に応じた男女共同参画に関する教育の推進に努めなければならない。

4 市は、前2項の規定による男女共同参画に関する教育の推進を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画苦情処理委員

(設置)

第15条 市長は、市民または事業者からの男女共同参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、函館市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置くものとする。

- (1) 男女共同参画に係る市の施策についての苦情(相談を含む。以下同じ。)に関する申出に対し、助言をすること。
- (2) 男女共同参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
- (3) 第1号の申出に係る市の施策について、関係する市の機関に対し、資料の提出および説明を求め、ならびに意見を述べること。

(苦情等の申出等)

第16条 市民または事業者は、男女共同参画に係る市の施策についての苦情または男女共同参画を阻害すると認められるもの(規則で定める事項を除く。)に関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

2 苦情処理委員は、前項の規定による苦情の申出があった場合は、関係する市の機関に照会し、または当該機関と連携を図りながら、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

3 苦情処理委員は、苦情等の処理状況について、市長に報告するものとする。

(苦情処理委員の責務)

第17条 苦情処理委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 苦情処理委員は、苦情等の処理に当たっては、個人情報保護について最大限の配慮をしなければならない。

(規則への委任)

第18条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第19条 男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、函館市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第20条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況
- (3) その他男女共同参画の推進に関する事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 21 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(委員)

第 22 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 男女共同参画に関係する団体からの推薦による者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第 23 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(規則への委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章および第 4 章ならびに附則第 3 項の規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている「はこだてプラン 21」は、第 8 条の規定による手続を経て策定された基本計画とみなす。

3 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 40 年函館市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

函館市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 3 月 29 日規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、函館市男女共同参画推進条例(平成 17 年函館市条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員)

第 2 条 条例第 15 条の函館市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)の定数は、3 人とする。

2 苦情処理委員は、人格が高潔で、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、2 年とする。

4 苦情処理委員は、再任されることができる。

5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、または苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、その苦情処理委員を解嘱することができる。

(除外事項)

第 3 条 条例第 16 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 裁判所において係争中の事項または既に裁判所において判決等のあった事項

(2) 現に行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)による不服申立てを行っている事項または不服申立てに対する裁決もしくは決定を経て確定している事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条第 1 項の規定による援助を求め、または同法第 14 条第 1 項の調停の申請を行っている事項

(4) 条例により苦情の処理が終了している事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が事務を行うことが適当でないことを認める事項

(苦情等の申出の手續)

第 4 条 条例第 16 条第 1 項の規定による申出(以下「申出」という。)は、別記第 1 号様式の申出書によりしなければならない。ただし、苦情処理委員が当該申出書によることができない特別の理由があると認めるときは、口頭によりすることができる。

(申出期間)

第5条 申出をすることができる期間は、当該申出に係る事実のあった日の翌日から起算して1年以内とする。ただし、苦情処理委員がこの期間内に申出をすることができなかつたやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(調査の方法)

第6条 苦情処理委員は、申出の調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿書類その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を求め、または実地に調査することができる。

2 苦情処理委員は、申出が男女共同参画を阻害すると認められるものに関するものである場合において、調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し、質問し、もしくは事情を聴取し、または実地に調査することについて協力を求めることができる。

(調査に係る通知)

第7条 苦情処理委員は、申出について調査をしようとするときは、別記第2号様式の通知書により、関係する市の機関または関係者にその旨を通知しなければならない。

2 苦情処理委員は、申出がその要件に適合しないと認めるときは、別記第3号様式の通知書により、その旨を理由を付して当該申出をした者(以下「申出人」という。)に通知しなければならない。

3 苦情処理委員は、申出についての調査を開始した後において、申出がその要件に適合しなくなったこと等により当該調査を中止したときは、別記第4号様式の通知書により、その旨を理由を付して申出人および関係する市の機関または関係者に通知しなければならない。

(審査)

第8条 苦情処理委員は、申出が市の施策についての苦情に関するものである場合には、申出の調査の結果に基づき、当該申出の内容の当否について審査しなければならない。

(意見等)

第9条 苦情処理委員は、申出が市の施策についての苦情に関するものである場合において、前条の審査の結果、申出に理由があると認めるときは、別記第5号様式の意見書により、関係する市の機関に対し、改善の措置を講ずるよう意見を述べなければならない。

2 苦情処理委員は、申出が男女共同参画を阻害すると認められるものに関するものである場合において、必要があると認めるときは、申出に対し助言するとともに、別記第6号様式の要望書により、関係者に対し、改善を要望す

ることができる。改善を要望した場合においては、別記第7号様式の通知書により、その内容を速やかに申出人に通知しなければならない。

- 3 市の機関は、第1項の規定により苦情処理委員から意見があった場合において、改善の措置を講ずるときは別記第8号様式の報告書により当該措置の内容を、改善の措置を講ずることができないときは別記第9号様式の報告書によりその理由を、それぞれ苦情処理委員に報告しなければならない。この場合において、苦情処理委員は、別記第10号様式の通知書により、報告の内容を速やかに申出人に通知しなければならない。
- 4 前項の報告は、意見があった日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。
- 5 苦情処理委員は、前条の審査の結果、申出に理由がないと認めるときは、別記第11号様式の通知書により、申出人および関係する市の機関に通知しなければならない。

(意見の尊重)

第10条 市の機関は、苦情処理委員から意見があったときは、当該意見を尊重し、誠実かつ適切に対応しなければならない。

(処理状況の報告)

第11条 条例第16条第3項の規定による報告は、毎年1回、報告書を市長に提出することによりするものとする。

(審議会)

第12条 条例第19条の函館市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 審議会の会議は、会長が招集する。
- 6 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 7 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第13条 苦情処理委員および審議会の庶務は、市民部において処理する。

(補則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、苦情処理委員および審議会に係る規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 49 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式は省略)

函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性への理解が進むことにより、市民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現のため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみではない者、または性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的少数者である二者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有する者または宣誓の日から3か月以内に市内へ転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップの宣誓（本市以外の地方公共団体が実施するパートナーシップ制度の利用を含む。）を行っていないこと。
- (6) 共に宣誓しようとする者が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする者双方が必要事項を自ら記入したパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 住民票の写しその他の現住所を証する書類（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。）
 - (2) 宣誓しようとしている者のいずれかが市内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料（宣誓しようとしている者の双方が市内に住所を有していない場合に限る。）
 - (3) 戸籍抄本その他の配偶者がいないことを証する書類（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。）
 - (4) 前各号に掲げる書類のほか市長が必要と認める書類
- 2 市長は、宣誓をしようとする者が、本人であることを確認するため次に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか市長が認める書類
- 3 市長は、宣誓をしようとする者が、病気、障害等により自ら宣誓書に必要な事項を記入することができないと認めるときは、宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。
- 4 宣誓をしようとする者は、宣誓日時等について、あらかじめ市長と調整するものとする。
- （宣誓書受領証等の交付）

第5条 市長は、前条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）およびパートナーシップ宣誓書受領証カード（第3号様式）（以下「受領証等」という。）ならびに宣誓書の写しを交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、宣誓者の双方が市内に住所を有していない場合であって、少なくともいずれか一方が宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定しているときは、市長は、受領証等に代えてパートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（第4号様式。以下「転入予定者受付票」という。）を宣誓者に交付する。
- 3 前項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた者のうちいずれかが市内に転入した場合においては、転入の日から14日以内に、住民票の写し等、転入したことを証する書類を添えて市長に申し出るものとする。この場合に

において、宣誓者のいずれかが市内に住所を有することが確認できたときは、市長は、転入予定者受付票を返還させ、受領証等を交付する。

(通称の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓において、通称の氏名（戸籍上の氏名以外の呼称で戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用しているものをいう。以下「通称名」という。）を使用することができる。

2 宣誓をしようとする者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、第4条第1項に掲げる書類のほか、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類を提出するものとする。

(子に関する記載)

第7条 宣誓者の一方または双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の子ども（実子または養子をいう。以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓者が受領証等に当該子の記載を希望するときは、子に関する届（第5号様式）に、戸籍抄本その他の宣誓者と当該子との関係を確認できる書類ならびに住民票の写しその他の当該子の年齢および同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による子に関する届の提出についても準用する。

(受領証等の再交付)

第8条 第5条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等の紛失等により再交付を受けたいときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第6号様式）により市長に再交付を申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申請があった場合において適当と認めるときは、交付済みの受領証等と引換えに受領証等を再交付する。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

(受領証等の変更)

第9条 受領者は、宣誓書に記載した内容および受領証等の記載事項に変更が生じたときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届（第7号様式）に受領証等および次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

- (1) 戸籍上の改姓または改名の場合にあつては、戸籍抄本その他戸籍上の氏名を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）
 - (2) 住所の変更の場合にあつては、住民票の写しその他現住所を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）
 - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による変更届の提出について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により変更届の提出があつたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。
- （宣誓書受領証等の返還等）

第10条 受領者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに受領証等を市長に返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
 - (2) 受領者の一方が死亡したとき。
 - (3) 受領者の双方がともに市内に住所を有しなくなったとき（受領者が第12条第1項の規定によりパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届（第9号様式）を市長に提出した場合を除く。）。
 - (4) 第3条第3号から第6号までのいずれかに該当しなくなったとき。
- 2 前項の規定による受領証等の返還は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第8号様式）に受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証の紛失その他やむを得ない事情があるときは、当該受領証等の返還を要しない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。
- 4 市長は、第1項第1号に該当する場合で、受領者のいずれか一方により第2項の規定による返還届の提出があつたときは、返還届を受理した後、遅滞なく、もう一方の受領者に対し、当該届出を受理したことを通知するものとする。

（宣誓の無効）

第11条 宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

- (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき。
 - (2) 宣誓者が宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。
 - (3) 第5条第2項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた場合にあつては、宣誓者の双方が、宣誓の日から3か月以内に転入しなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により宣誓が無効となった場合は、前条の規定により宣誓者に交付した受領証等または転入予定者受付票の返還を求めるものとする。ただし、返還を求めることができないときは、この限りでない。

(地方公共団体間での連携)

第12条 受領者が、本市と協定を締結している地方公共団体（以下「連携団体」という。）へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届（第9号様式）を提出したときは、当該地方公共団体においても本市が交付した受領証等を継続して使用することができる。

- 2 前項の規定により継続して使用している受領証等の再交付については、第8条の規定を準用する。
- 3 第1項の規定により継続して使用している受領証等の返還については、第10条の規定を準用する。
- 4 連携団体が発行するパートナーシップに係る証明書等（以下「他団体証明書」という。）の交付を受けた者が本市に転入するときは、本市においても当該他団体証明書を継続して使用することができる。
- 5 他団体証明書の交付を受けた者が本市に転入するときは、第8条第1項の規定の例により本市の受領証等の交付を申請することができる。この場合において、当該者に受領証等を交付したときは、市長は、当該他団体証明書を発行した連携団体にその旨を通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 パートナーシップの宣誓に係る日時等の調整その他パートナーシップの宣誓をするために必要な行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

函館市女性センター条例

平成 12 年 12 月 20 日条例第 70 号

函館市働く婦人の家条例（昭和 47 年函館市条例第 40 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進に寄与するため、市に女性センターを設置する。

（名称および位置）

第 2 条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市女性センター

位置 函館市東川町 11 番 12 号

（開館時間および休館日）

第 2 条の 2 函館市女性センター（以下「センター」という。）の開館時間および休館日は、規則で定める。

（事業）

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 職業生活および家庭生活に関する相談、講習、実習等に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する学習機会の提供に関すること。
- (3) グループ活動またはクラブ活動の育成および指導助言に関すること。
- (4) 余暇の活用に必要な施設および設備の提供に関すること。
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

（使用者の範囲）

第 4 条 センターを使用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有し、または市の区域内に存する事務所もしくは事業所に勤務する女性
- (2) 前号に規定する者で構成する団体
- (3) 市の区域内において男女共同参画社会の形成の推進に関する活動を行う団体

2 市長は、前項の規定にかかわらず、前条の事業の実施に支障がないと認めるときは、同項に規定するもの以外のものに使用させることができる。

（使用の許可）

第 5 条 センターを使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、センターを許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

(使用料)

第8条 第4条第1項各号に規定するものがセンターを使用する場合の使用料は、無料とする。

- 2 第4条第2項に規定するものがセンターを使用する場合は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。
- 3 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号の一に該当する理由が生じたとき。
- (4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

(原状回復等)

第11条 使用者は、センターの使用を終了したとき、または前条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第 12 条 使用者は、センターの使用により、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第 13 条 市長は、センターに入館しようとする者または入館した者が第 6 条各号の一に該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

(指定管理者による管理)

第 14 条 センターの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条の事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用の許可および制限に関すること。
- (3) センターの維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第 4 条第 2 項、第 5 条、第 6 条、第 10 条および前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の函館市働く婦人の家条例（以下「改正前の条例」という。）第 5 条の規定により許可を受けている者は、改正後の函館市女性センター条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により許可を受けた者とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第 12 条第 3 項の規定により函館市働く婦人の家運営協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の際に改正後の条例第 14 条第 4 項の協議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、函館市働く婦人の家運営協議会の委員としての残任期間とする。

4 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

5 重要な公の施設の措置に関する条例（昭和 39 年函館市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 17 年 9 月 29 日条例第 54 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 19 日条例第 38 号）抄

1 この条例は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（別表（第 8 条関係）略）

函館市女性センター条例施行規則

平成13年3月29日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市女性センター条例（平成12年函館市条例第70号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間および休館日)

第2条 函館市女性センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日において臨時に開館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日

第3条 削除

(使用許可の申請)

第4条 条例第5条第1項の許可を受けようとするものは、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、センターを使用しようとする日の属する月の前月の初日から当該使用しようとする日の前日までにしなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、使用を許可したときは、別記第2号様式の許可書を当該申請をしたものに交付し、使用を許可しないときは、別記第3号様式の通知書により当該申請をしたものに通知するものとする。

(許可書の提示)

第6条 使用者は、前条の許可書をセンターを使用する際常に携帯し、センターの係員からの求めに応じ、これを提示しなければならない。

(使用料の後納)

第7条 条例第8条第2項ただし書の市長が特に認めるときは、国、地方公共団体その他これらに準ずる者に使用させるときとする。

2 前項の者は、使用料を後納しようとするときは、別記第4号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、後納の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第8条第3項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、別記第5号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、別記第6号様式の通知書により当該申請をしたものに通知するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第9条ただし書の市長が特別の理由があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合

(2) その他特別な理由により市長が還付する必要があると認める場合

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(2) センターおよびその敷地内で喫煙しないこと。

(3) 附属設備等を適切に取り扱い、許可を受けたもの以外のものを使用し、または移動しないこと。

(4) センターおよびその敷地内で、許可なく看板、ポスター等の掲示等をしていないこと。

(5) 他の使用者の迷惑になるような行為をしないこと。

(6) 許可された時間内で準備および後始末をすること。

(7) その他センターの係員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第11条 使用者は、センターの建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、直ちに別記第7号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

(使用後の点検)

第12条 使用者は、センターの使用を終えたときは、直ちにセンターの係員にその旨を申し出て、点検を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第13条 指定管理者に条例第14条第2項の業務を行わせる場合における第4条、第5条および第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第1項中「別記第1号様式の」とあるのは「別記第1号様式に準じて指定管理者が定める」と、第5条中「別記第

2号様式の」とあるのは「別記第2号様式に準じて指定管理者が定める」と、「別記第3号様式の」とあるのは「別記第3号様式に準じて指定管理者が定める」と、第11条中「別記第7号様式の」とあるのは「別記第7号様式に準じて指定管理者が定める」とする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に函館市働く婦人の家条例施行規則（昭和50年函館市教育委員会規則第15号）の規定により提出されている申請書および交付されている許可書は、第4条の規定により提出された申請書および第5条の規定により交付された許可書とみなす。

附 則（平成17年3月28日規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日規則第111号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月24日規則第56号）

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第49号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

(別記様式は略)